

東日本大震災からの復興の状況に関する報告

令和 7 年 12 月

この報告は、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 10 条の 2 の規定に基づき、東日本大震災からの復興の状況について報告を行うものであり、「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和 7 年 6 月 20 日閣議決定）のフォローアップを兼ねる。

【目次】

本報告の位置付け	1
第1部 特集 (TOPICS)	2
I 特集① 2025年大阪・関西万博	2
II 特集② 福島国際研究教育機構 (F-REI) の取組	10
第2部 復興の現状と取組	19
I 復興の歩みと直近の動向	19
1 これまでの復興の歩み	19
(1) 経験したことのない複合的大災害	19
(2) 復興に向けた枠組等	19
① 特別な法律等	19
② 組織	20
③ 復興基本方針	21
(3) 復興に向けた取組の状況及び今後の方向性	24
2 直近1年間の主な動向	26
【令和6年10月～12月】	26
【令和7年1月～3月】	27
【令和7年4月～6月】	28
【令和7年7月～9月】	29
II 地域・分野ごとの状況	31
1 原子力災害被災地域	31
(1) 事故収束 (廃炉・汚染水・処理水対策)	31
① 中長期ロードマップを踏まえた安全かつ着実な廃炉の実施	31
② 廃炉・汚染水・処理水対策の進捗状況・放射線データ等の情報発信	33
③ 作業員の労働環境改善等	34
(2) 環境再生	35
① 除染実施計画に基づく面的除染	35
② 中間貯蔵施設の整備と除去土壤等の最終処分・再生利用に向けた取組	35

③ 福島県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の処理	37
④ 福島県外の指定廃棄物の処理	38
(3) 避難指示解除	39
① 避難指示区域の見直し	39
② 避難指示解除準備区域等及び特定復興再生拠点区域における避難指示解除 ..	40
③ 帰還困難区域の取扱い	43
(4) 帰還・移住等の促進、生活再建等	44
① 放射線量等のモニタリング等とその結果の情報提供	44
② 住民の帰還・生活再建に必要な環境整備等	45
③ 被災者支援	46
④ 子ども被災者支援法	46
⑤ 魅力ある教育環境づくり	46
⑥ 医療・介護・福祉に関する支援	47
⑦ 一団地の復興再生拠点の整備	48
⑧ 原子力損害賠償の円滑な実施	48
⑨ 長期避難者の生活拠点の形成に向けた支援	49
⑩ 避難指示区域等の住民の帰還意向	50
⑪ 既存ストックを活用したまちづくりの支援	50
⑫ 鳥獣被害対策の推進	51
⑬ 福島 12 市町村の将来像の具現化に向けた取組	51
⑭ 移住・定住等の促進	51
⑮ 観光の振興	52
(5) 福島国際研究教育機構 (F-REI)	52
① 設立の経緯	52
② F-REI の位置付け及び役割	56
③ 組織体制	57
(6) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等	58
① 福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた取組	58
② 福島新エネ社会構想の実現に向けた取組	59
③ 「福島再生・未来志向プロジェクト」	60
④ 事業・生業（なりわい）の再建	61
⑤ 企業立地支援による雇用創出・産業集積等	62
(7) 農林水産業の再建	62
① 営農再開	62
② 森林・林業の再生	63
③ 水産業の再生	64

（8）風評払拭・リスクコミュニケーションの推進	64
① 風評払拭等に関する戦略・風評対策タスクフォース	64
② 被災児童生徒へのいじめ防止	65
③ 福島県の農林水産品の風評払拭の総合的支援	65
④ 福島県産農産物等の流通の実態調査等	65
⑤ 輸入規制の撤廃	65
⑥ 課税の特例	66
⑦ 放射線に係る住民等の健康管理	67
2 地震・津波被災地域	68
（1）被災者支援	68
① 避難者等の状況	68
② 被災者支援に関する取組	68
（2）住まいとまちの復興	72
① 住宅再建・復興まちづくり及び生活環境の整備等	72
② 被災地の経済発展の基盤となる公共インフラ等の構築等	74
（3）産業・生業（なりわい）の再生	76
① 被災地経済の概況	76
② 産業復興の加速化	78
③ 農林水産業の再生	80
（4）観光の復興	81
（5）「新しい東北」の創造	82
① 先進的な取組の加速化	82
② 官民連携を推進する情報基盤の整備	82
③ 「新しい東北」の創造に向けた取組に関するノウハウの普及・展開	82
④ 情報発信の強化	83
（6）地方創生との連携強化	83
① 復興局職員の内閣府併任による地方創生施策の相談窓口機能の強化	84
② 地方創生人材支援制度の活用	84
③ 地方創生伴走支援制度による支援	84
④ プロフェッショナル人材事業の沿岸部展開への支援	85
⑤ 復旧・復興事業と新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）事業との連携	85
⑥ 各種地方創生関連セミナー等の活用	85
3 復興の姿と震災の記憶・教訓の発信	86
（1）復興の姿の発信	86
（2）東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承	86

① 国営追悼・祈念施設	86
② 復興全般にわたる取組の集約・総括	86
③ 防災教育の更なる充実	87
4 復興を支える仕組みと予算・決算	89
(1) 復興を支える仕組み	89
① 復興特区の活用状況	89
② 福島再生加速化交付金等の活用状況	90
③ 職員応援等の状況	91
(2) 予算・決算	91
① 復旧・復興事業の規模と財源	91
② 予算（令和6年度・令和7年度）	92
③ 決算（令和6年度）	94
参考資料	96
① 東日本大震災による福島県全体の避難者数（p40 関連）	96
② 令和6年度住民意向調査「帰還意向」について（p50 関連）	96
③ 各企業立地補助金の執行状況（p62 関連及び p78 関連）	97
④ 福島県「県民健康調査」における基本調査（p67 関連）	98
⑤ 避難者の減少（p68 関連）	99
⑥ 避難先地域別の避難者の数（p68 関連）	99
⑦ 心のケアセンター相談件数（p71 関連）	100
⑧ これまでの加速化措置の主な内容（p72 関連）	101
⑨ 被災3県の災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の整備に係る進捗状況（p72 関連）	102
⑩ 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（p72～p75 関連）	103
⑪ 被災3県における土地区画整理事業の造成地及び移転元地の活用率（p73 関連）	107
⑫ 津波被災農地の復旧・復興状況（p75 関連）	108
⑬ 水産業の復旧・復興状況（p75 関連）	108
⑭ 3県の総生産の変化（p76 関連）	109
⑮ 公共工事前払金保証の件数・請負金額（p77 関連）	109
⑯ 外国人延べ宿泊者数の伸び率の推移（平成22年比）（p77 関連）	110
⑰ 震災前の外国人延べ宿泊者数との比較（p77 関連）	110
⑱ 旅客自動車運送事業による輸送（p77 関連）	111
⑲ 旅客船事業による輸送（p77 関連）	111

⑩ 百貨店・スーパー販売額の推移 (p77 関連)	112
⑪ 復旧・整備した事業の継続状況 (p77 関連)	113
⑫ 事業継続できているが今後の見通しは不透明な要因 (p77 関連)	113
⑬ 3県の沿岸市町村における民営事業所数の推移 (p77 関連)	114
⑭ 雇用の状況（有効求人倍率、平成23年～令和7年） (p78 関連)	116
⑮ 雇用保険被保険者数の推移 (p78 関連)	117
⑯ 仮設施設の残存施設（案件）数 (p80 関連)	118
⑰ 仮設施設の入居事業者数・退去事業者数 (p80 関連)	118
⑱ 復興推進計画の認定状況（令和6年10月1日～令和7年9月30日） (p89 関連)	119
⑲ 復興整備計画の公表状況 (p89 関連)	120

本報告の位置付け

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 10 条の 2 では、「政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災¹からの復興の状況を報告しなければならない」とされている。本報告は、この規定に基づき、東日本大震災からの復興の状況について、令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間を中心に取りまとめたものである。

また、「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和 7 年 6 月 20 日閣議決定）では、「毎年度、本基本方針の実施状況を含む復興の状況についてフォローアップを行い、その結果を国会に報告するとともに、適切に公表する」とされており、本報告は、このフォローアップを兼ねるものである。

本報告では、特記のない限り、令和 7 年 9 月 30 日時点における状況を記載している。

¹ なお、本報告では、「震災」と記載されているものは「東日本大震災」、「被災地」と記載されているものは「東日本大震災の被災地」を指すこととする。

第1部 特集 (TOPICS)

I 特集① 2025年大阪・関西万博

令和7年4月から10月まで開催されている2025年大阪・関西万博（以下、「大阪・関西万博」という。）において、東日本大震災から力強く復興する被災地の姿を発信し、被災地へ足を運んでいただくことを目的として、復興庁及び経済産業省は、テーマウィークでの展示を同年5月に開催した。

また、大阪・関西万博の会期中、被災地住民や来場者等の「3.11 や復興に関する想い」のメッセージで成長するデジタルモニュメント「成長する『奇跡の一本松』」を万博会場内東ゲートゾーンに設置した。

ここでは、大阪・関西万博における復興に向けた取組のうち、復興庁の取組を紹介する。

【ポイント】

- 大阪・関西万博の3つのサブテーマ（「いのちを救う」「いのちに力を与える」「いのちをつなぐ」）に基づく地球規模の課題を週単位でテーマとして設定し、課題解決型万博として、本格的な対話プログラムの導入や新たなビジネスマッチングを創出する国際ビジネス交流を促進するテーマウィークが設定されている。会期中は8つのテーマを設定しテーマに関するイベントやプログラムを、様々な主体が、大阪・関西万博会場内外、全国規模で実施することとなっている。
- そのうち、復興庁は「未来コミュニティとモビリティウィーク」において、防災・復興関連の展示を「震災伝承・災害対応」、「食・水産」、「最新技術」や「福島国際研究教育機構（F-REI）」等のテーマに分け、令和7年5月19日から24日の間、大阪・関西万博会場内EXPOメッセ「WASSE」会場にて開催した。
- 大阪・関西万博会期中、被災地住民や来場者等の「3.11 や復興に関する想い」のメッセージで成長するデジタルモニュメント「成長する『奇跡の一本松』」を万博会場内東ゲートゾーンに設置し、大阪・関西万博会期中を通じて国内外から多くのメッセージを収集している。
- テーマウィーク展示終了後は、大阪・関西万博会場における「東北絆まつり」や「福島県展示」等の関係団体とも連携し、東北の魅力等の情報発信を行った。

1 復興庁による大阪・関西万博での展示における取組

(1) テーマウィーク展示「東日本大震災からのよりよい復興 (Build Back Better)」について

東日本大震災という逆境をばねに「よりよい復興 (Build Back Better)」を目指して力強く立ち上がる姿を、テーマウィークの復興関連期間を通して発信した。具体的には、被災を踏まえた「震災伝承・災害対応」、被災地の「食・水産品」等が有している「復興のストーリー」や被災地発の「最新技術」の「復興のストーリー」、令和5年4月に「創造的復興の中核拠点」を目指して設置された「福島国際研究教育機構 (F-REI)」の研究内容等を含め体験・共感できる展示等を展開した。

令和7年5月19日から24日の6日間に、国内外から延べ約4万8,000人の来場があった。

初日の19日にはオープニングセレモニーを実施し、伊藤復興大臣のほか、達増岩手県知事、伊藤宮城県副知事、内堀福島県知事、佐々木岩手県陸前高田市長、齋藤宮城県石巻市長、伊澤福島県双葉町長、山崎福島国際研究教育機構理事長、今村復興推進委員会委員長、さらには「復興庁2025大阪・関西万博復興PRアンバサダー」（以下、「復興PRアンバサダー」という。）の荒川静香氏が出席し、会場内の展示視察に加え、岩手県、宮城県及び福島県（以下、「被災3県」という。）の食・水産品を試食した。

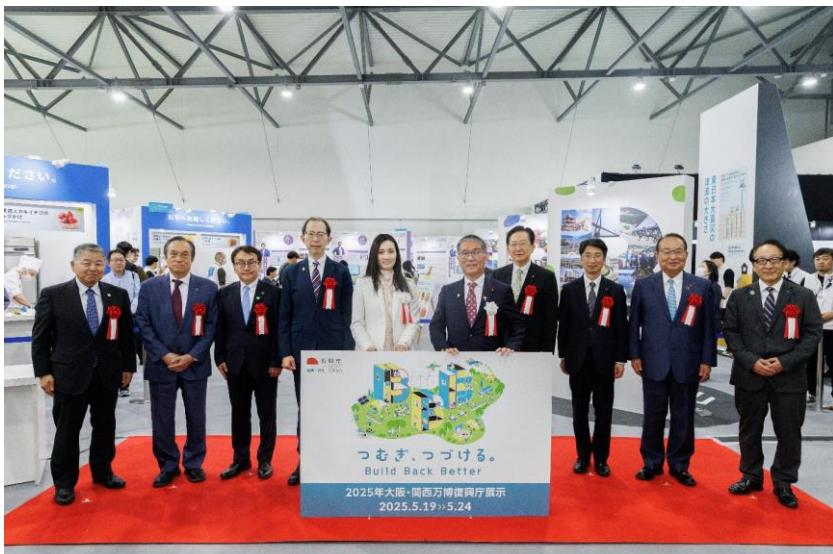
テーマウィーク期間中、国内外の要人や学生等の来訪もあったため、展示に係るアンケート調査を実施し、各展示コーナーの鑑賞・体験を通して、被災地への理解度を調査したところ、震災伝承テーマの震災概要を説明した大型パネルや大型シアター、食・水産テーマの試食やパネル展示に対する理解度が最も高かった。展示を見て被災地へ行きたいと思った方は来場者の9割にも上り、中でも、現地でその土地ならではの食・水産品を楽しみたい方や震災伝承館・復興関連施設等を訪れたいという方が多かったことから、被災地への興味・関心を高めることができた。

＜参考：来場者の声＞

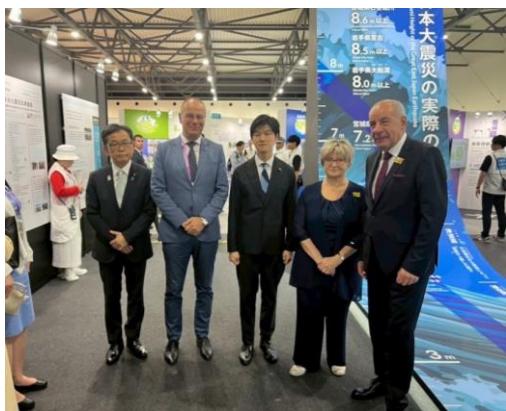
「復興を再度真剣に考えるきっかけとなった。若い世代に周知してもらういいチャンスにもなっていると思う。」（50代女性・兵庫県）

「最新技術でよりよい未来を目指しているのを知れて良かった。展示を訪れる前は暗い気持ちになるかもと少し思っていたけど明るさのある空間でした。」（40代女性・大阪府）

＜参考：オープニングセレモニー＞



＜参考：ハンガリー大統領の視察風景＞



「震災伝承・災害対応」テーマでは、東日本大震災について改めて理解していただくとともに、震災以降の被災地でのまちづくり、未来に向けた防災対策を展示した。

まず、震災の伝承として、大型シアターで震災当時の映像等を上映し震災の概要を示すとともに、大型パネルの展示の中で、震災前から現在・未来までを「発災前」、「発災時」、「原子力災害」、「インフラの復興」、「心の復興」、「創造的復興」及び「被災地の未来」に分け、時系列に整理して展示した。また、被災された方々のインタビュー映像を通じて、東日本大震災の実態を伝えた。

さらに、震災を踏まえた被災地の災害対応やまちづくりについて、発災前から現在・未来に至る対応の過程を「復興のストーリー」として制作し、パネルやタペストリー等を用いて展示した。具体的には、各地の特色を生かした手

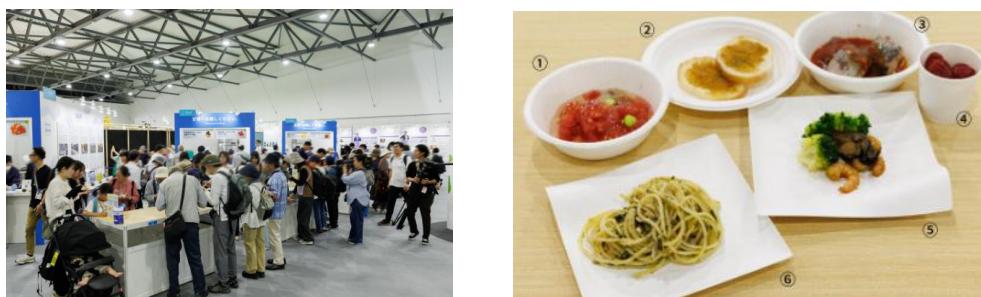
法・対策によって、より良い復興まちづくりを実施した事例や、防災・減災の取組、その後の被災地の復興状況や新たな魅力等、災害を乗り越えてきた被災地だからこそ伝えられる経験や知見を紹介した。

＜参考：「震災伝承・災害対応」テーマ展示の様子＞



「食・水産」テーマでは、被災地の食・水産品とその生業（なりわい）が力強く再生・発展する取組を紹介するため、被災3県から幅広く「復興のストーリー」を有する品目を集め、実物の展示やパネルによる展示を行った。一部品目については試食体験を実施し、被災地の魅力と再生を伝える場となった。

＜参考：「食・水産」テーマ展示の様子＞



- ① 常磐ものの煮凝りとトマトのマリアージュ：福島県
- ② 洋野うに牧場の四年うにバタートースト：岩手県

- ③ 岩手県産サヴァ缶のトマト煮：岩手県
- ④ 宮城県産ミガキイチゴのはちみつかけ：宮城県
- ⑤ 宮城県産戸倉っこかきと海老のコク旨煮：宮城県
- ⑥ 松川浦産アオサとシラスのパスタ：福島県

「最新技術」テーマでは、未来の防災・減災に貢献する、被災地発の最新技術を紹介するため、震災前から現在・未来までの時系列で生じた事象や対応の中で明らかとなった課題を踏まえて生まれた様々な最新技術について、被災経験を踏まえた開発の経緯等を「復興のストーリー」として展示した。

＜参考：「最新技術」テーマ展示の様子＞



■ 「最新技術」テーマ展示事業者等

- ・プライムバリュー株式会社
- ・アンデックス株式会社
- ・ImPACT タフ・ロボティクス・チャレンジ
- ・北良株式会社
- ・ツネイシクラフト＆ファシリティーズ株式会社
- ・マッハコーポレーション株式会社
- ・株式会社ビーエイブル
- ・株式会社人機一体

「福島国際研究教育機構 (F-REI)」テーマでは、「創造的復興の中核拠点」を目指す福島国際研究教育機構の研究内容等に触れていただくため、研究テーマ等についてプロジェクトマッピングを活用した没入感のある展示等を行った。

＜参考：「福島国際研究教育機構（F-REI）」テーマ展示の様子＞



そのほか、展示コンテンツの深堀や各テーマの情報の統合を可能とするデジタルコンテンツ「みどころキューブ」を設置するとともに、被災地に住む学生等が作成した被災地への招待状を展示した。また、各国からの支援に対する感謝を示したパネル、被災3県の観光PRポスターの掲示、被災地の小学生が感謝を縫い上げた「ワンアース横断幕」の展示等を行い、来場者が各テーマ展示を振り返りつつ、「復興のストーリー」を踏まえて次世代へメッセージを繋いでいく場として、「つむぐ場」を設置した。加えて、来場者がデジタルモニュメント「成長する『奇跡の一本松』」にメッセージを送ることができるコーナーも設けた。さらに、震災以降に生まれたこどもたちが3.11への想いを受け継ぎ、被災地の魅力を伝えることを目的として、福島県楢葉町や双葉町の小学生のメッセージの展示を実施した。

＜参考：福島県楢葉町・双葉町小学生メッセージ、みどころキューブの設置＞

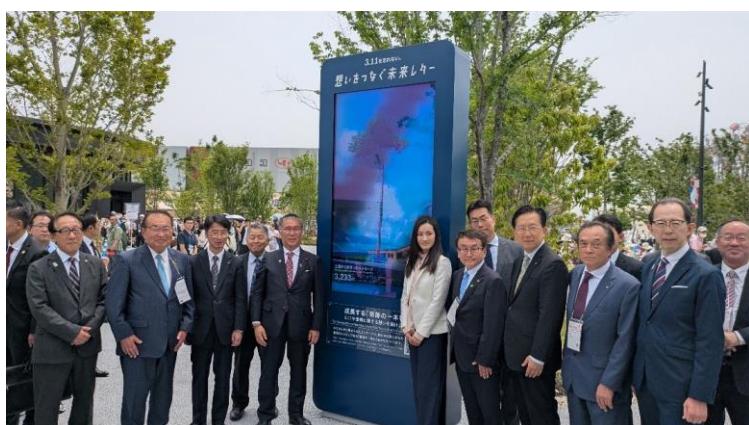


（2）デジタルモニュメント「成長する『奇跡の一本松』」の設置について
大阪・関西万博開催期間（令和7年4月13日～10月13日）中、被災地域の住民の方々や大阪・関西万博来場者等から「3.11や復興に関する想い」に関する

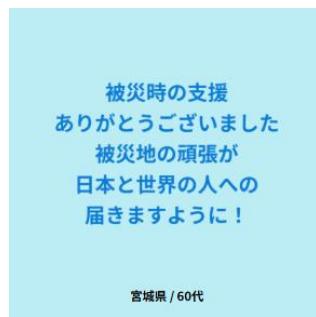
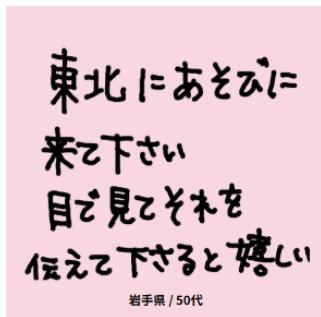
るメッセージ等を収集し、メッセージを要素としてリアルタイムに成長する常設デジタルモニュメント「成長する『奇跡の一本松』」を大阪・関西万博会場東ゲートゾーンに設置した。

伊藤復興大臣を始め、復興 PR アンバサダーの荒川静香氏、達増岩手県知事、村井宮城県知事、内堀福島県知事等にもメッセージを寄稿いただくとともに、大阪・関西万博会場のみならず、大阪・関西万博復興ポータルサイトや被災3県の東日本大震災伝承施設（岩手県陸前高田市「高田松原津波復興祈念公園 国営追悼・祈念施設」、宮城県石巻市「みやぎ東日本大震災津波伝承館」、福島県双葉町「東日本大震災・原子力災害伝承館」をいう。以下同じ。）、兵庫県「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」においてもメッセージ投稿機を設置するなどして、メッセージの収集を行った。収集されたメッセージは、令和7年9月30日時点で累計1万823件となっている。

＜参考：デジタルモニュメントの大臣等視察の様子＞



＜参考：一般の方からのメッセージ＞



2 他の大阪・関西万博におけるイベントとの連携

復興庁によるテーマウィークでの展示後に、大阪・関西万博会場内で開催された「東北絆まつり」や「福島県展示」とも連携し、当該イベントの会場にデ

ジタルモニュメント「成長する『奇跡の一本松』」へのメッセージ投稿機を設置したことにより、より多くの方々から「3.11や復興に関する想い」のメッセージを投稿していただいた。

「東北絆まつり」においては伊藤復興大臣が出席し、大阪・関西万博を訪れた多くの方々が東北に興味を持っていただき、実際に足を運んでいただけるよう呼びかけを行った。

＜参考：「東北絆まつり」、「福島県展示」での投稿機の設置＞



＜参考：「東北絆まつり」での伊藤復興大臣出席の様子＞



3 万博展示における「遺産（レガシー）」

テーマウィークでの展示コンテンツを各種イベントとも連携し展示するほか、テーマウィークでの展示等を360度VR等で見ることができる形に「遺産（レガシー）」化することで、被災地の復興しつつある姿や現状を届け、理解醸成を図っている。

引き続き被災3県への誘客につながるよう、関係団体とも連携しながら、展示物の利活用等によって情報発信を行う。

II 特集② 福島国際研究教育機構（F-REI）の取組

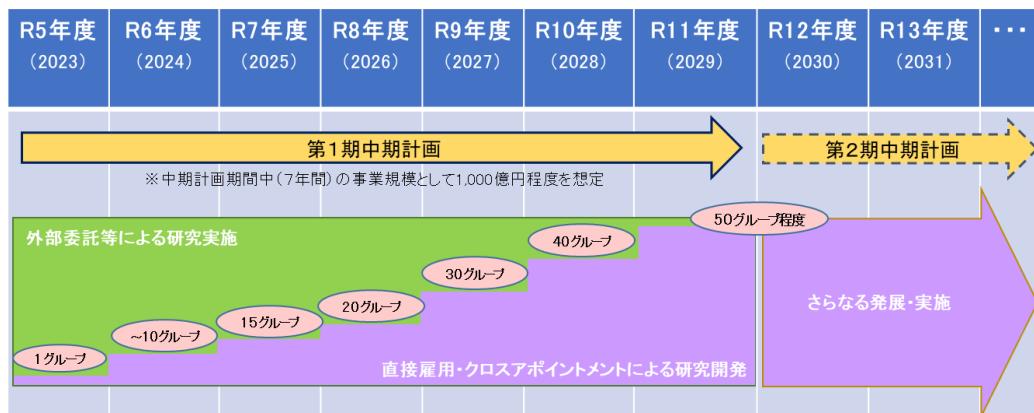
令和5年4月、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指して設立された「福島国際研究教育機構」（以下、「F-REI」という。）は、研究開発・产业化・人材育成・司令塔機能の各取組を力強く推進している。

ここでは、F-REI の最近の主な取組状況や令和7年度から本格的に敷地造成工事に着手した施設整備の状況等を紹介する（設立までの経緯等については、第2部参照。）。

1 研究開発の取組

F-REI にとって第1期の中期目標及び中期計画期間となる令和5年4月から令和12年3月までの7年間においては、「基盤作りと存在感の提示」に重点を置くこととしており、F-REI の施設が整備され、その活動が本格的に軌道に乗ることが見込まれる令和12年4月以降の第2期を見据えながら、第1期にあっても、たゆむことなく復興に貢献できるよう、取組を進めることとしている。第1期中期計画期間中（7年間）の研究開発等の事業規模として、1,000億円程度が想定されている。

＜参考：F-REI ロードマップ（イメージ）＞



F-REI では、福島の優位性が発揮できる、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野を基本として研究開発に取り組んでいる。研究開発の実施体制については、外部委託等による研究開発から、段階的に直営の研究グループによる研究実施体制へと移行することとし、50程度の研究グループによる研究体制を目指して、令和7年8月1日時点では、15の研究グループを

構築している。今後も、国内外の優秀な研究者の更なる確保に向けて、魅力的な研究開発環境の整備等を図ることとしている。

＜参考：インハウスの研究体制＞

ロボット	遠隔操作研究ユニット 自律化・知能化・群制御研究ユニット 燃料電池システム研究ユニット パワーソフトロボティクスユニット
農林水産業	土壤・植物マルチダイナミクス研究ユニット 土壤ホメオスタシス研究ユニット
エネルギー	水素エネルギー・システム安全科学ユニット 森林バイオマス活用有機合成ユニット 工芸水素エネルギー・材料・デバイス研究ユニット
放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用	植物イメージング研究ユニット 放射線基盤技術開発ユニット 放射性創薬ユニット
原子力災害に関するデータや知見の集積・発信	地域環境共創ユニット 原子力災害医科学ユニット 大規模災害レジリエンス研究ユニット

具体的な研究内容について、例えば、ロボット分野の「遠隔操作研究ユニット」では、大西公平ユニットリーダーの下、触覚を伝送するリアルハaptic技術等の新技術を活用し、操縦者と一体感のある遠隔側ロボットにより、高放射線環境を始めとする過酷環境下でも実働に供与できる作業効率と信頼性を高めた遠隔操作システムを研究開発している。将来的には、災害、救急等の緊急時に、安全な救援活動をリアルタイムで可能にし、二次被害を最小に留めるロボットや、遠隔側を自動化することで農林水産業、建設業、福祉介護等様々な産業で人の代わりをするロボットシステムの実現に貢献することが期待されている。

また、農林水産業分野の「土壤・植物マルチダイナミクス研究ユニット」では、二瓶直登ユニットリーダーの下、低分子有機物を含めた土壤環境と植物栄養の相互の影響を多面的に解明し、作物収量の増加と農業の持続性向上を実現することを目指して、研究開発に取り組んでいる。

さらに、F-REIは浜通り地域等の地元における実証活動も行っており、水稻有機栽培における除草体系の確立を目指し、水稻の苗を縦横2方向ともに均等に植える方法（両正条植え）で実施し、従来の縦方向だけでなく、縦横両方向からの機械除草を可能にする技術の実証等を南相馬市、浪江町で実施（代表機関：東北大学）している。また、エネルギー分野の研究（ネガティブエミッションのコア技術の研究開発）において、水田からのメタン排出を抑える栽培条件の解析等を行い、富岡町のほ場で実証を実施（代表機関：岡山大学）している。

＜参考：F-REI Research File 2025 の一部抜粋＞

ロボット

農林水産業

遠隔操作研究ユニット

土壤・植物マルチダイナミクス研究ユニット

リアルハプティクス

Real Haptics



リアルハプティクス技術により、人の指先のような力加減で、遠隔操作ロボットがイチゴを優しく握る。

アグロエコロジー

Agroecology



農場での栽培試験に向けて、試験区を設定している様子(写真上)。栽培の準備現場にて、サンプリングを行っている様子(写真下)。

ユニットメンバー

大西 公平(ユニットリーダー)・大石 遼(ユニットサブリーダー)
浅井 洋・斎藤 佑貴・Padron Parraga Juan Vicente
De Silva Divadhalage Kasun Prasanga

ユニットメンバー

二瓶 遼奈(ユニットリーダー)
Beier Marcel Pascal・Nuaneon Nobchuee

「力触覚」を搭載することで、より高精度で自立的に動作する

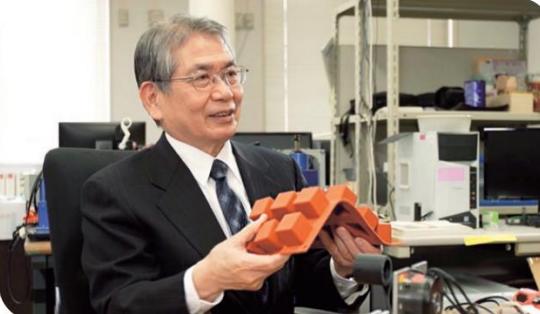
遠隔操作ロボットを開発。

当ユニットは、高温・高湿・高緯度・真空など、過酷な環境下でも作業ができる遠隔操作ロボットの研究開発を行っています。研究の第一段階としてめざしているのは、複雑な電子部品やコンピュータを搭載しながらも、自由自在に遠隔操作できるロボットの開発。それに成功した時には、ロボットに「リアルハプティクス技術」を導入して、より繊細な作業が行える性能を搭載する予定です。「ハプティクス」とは、触覚学のこと。人は、触った感触からものの強度や重さを判断し、力加減を調整することができます。やわらかくて壊れやすいものは優しく、重たくて頑強なものは力を込めて触る。ロボットがこういった判断を自立的にできるようになれば、より繊細な作業を任せることが可能に。器用で優しい動作で、私たちを助けてくれる。そんなSF小説や映画に登場するようなロボットを「力触覚」という観点から実現することが、当ユニットの最終目標です。

勘と経験で扱われてきた

土の中の「有機成分の働き」を解明し、農業の在り方に、新たな選択肢を。

農業の世界において、肥料として長年重要な役割を果してきたのは、硝酸やアンモニアといった「無機成分」。しかし近年の研究で、アソシ酸や醣などの「有機成分」も作物の生育に影響を与えることが明らかになりました。土づくりに有機的な肥料を取り入れる重要性は広く認識されていますが、その科学的な根拠は、実はほとんど明らかにされていません。そのため勘や経験に基づいて用いることしかできず、せっかく取り入れても十分な効果を得られない、という事態も発生しています。当ユニットでは、有機成分がどのように作物に働きかけているのか、どのように用いれば効果的に生育効率を高められるのかといった、土壤と植物の間に起こる無機成分だけでなく有機成分も含めた多様な相互作用(マルチダイナミクス)を解明。気象や土壤中のガス、微生物などの要素も組み合わせ、自然界的有機的なつながりを可視化することでありのままの農業環境を再現し効率的に農作物を栽培していく、アグロエコロジー農法の実現をめざしています。



リアルハプティクス技術により、人の指先のような力加減で、遠隔操作ロボットがイチゴを優しく握る。



土壤・植物マルチダイナミクス研究ユニットのメンバーが、試験区を設定している様子(写真上)。栽培の準備現場にて、サンプリングを行っている様子(写真下)。

2 産業化の取組

F-REI は、福島や世界の課題解決を現実のものとするため、研究開発を行うのみならず、研究成果の社会実装・産業化についても主要な業務としており、产学連携体制の構築に向けた企業等とのネットワークづくり、地域のシーズ・ニーズの丁寧な把握、ネットワークづくりの前提となる認知度向上に向けた広報、情報の発信等に積極的に取り組んできた。

ネットワークづくりについては、令和7年3月17日に、福島県内外の企業も巻き込んだ産学官の連携体制構築を目的として、福島県内で初となる産学官ネ

ットワーク・セミナーを郡山市で開催した。

また、地域の多様なシーズやニーズを把握するため、F-REI では、「F-REI 座談会」を開催しており、浜通り地域等では、テーマ別に、ロボット分野（令和6年12月18日）、農林水産業分野（令和7年3月12日）、エネルギー分野（令和7年7月11日）を取り上げ、F-REI の研究開発事業の概要を説明するなど、市町村長や住民、企業・団体等の多様な主体と対話をし、研究開発・産業化・人材育成の取組における広域連携体制の構築を図った。

3 人材育成の取組

F-REI では、大学院生等、地域の未来を担う若者世代及び企業の専門人材等層を対象とした人材育成の取組を積極的に進めている。

具体的には、山崎 F-REI 理事長を始めとする F-REI の役員や分野長等が、福島県内の大学生・高校生等に対して最先端の科学技術の魅力等に関する講義を行う「F-REI トップセミナー」を実施しているほか、科学の楽しさを伝えるとともに、F-REI の知名度向上を図るべく、県内の中学生及びその親を対象とした科学実験教室「F-REI サイエンスラボ」を実施している。

＜参考：F-REI サイエンスラボ（令和7年8月3日）の様子＞



＜参考：F-REI トップセミナー（会津大学、令和7年5月27日）の様子＞



4 司令塔機能・広域連携の取組

F-REI は、「新産業創出等研究開発基本計画」（令和4年8月26日内閣総理大臣決定）において、福島における新たな産業の創出等に資する研究開発等において中核的な役割を担うこととされ、当該研究開発等の実施に係る協議を行うため、「新産業創出等研究開発協議会」を組織し、研究開発における役割分担の明確化や重複の排除等により、福島全体で最適な研究開発体制を構築するなど、既存施設等の取組に横串を指す司令塔としての機能を最大限に発揮することとされている。

令和7年4月1日には、福島県が管理・運営していた福島ロボットテストフィールド（以下、「RTF」という。）について、これまでの機能及び成果をF-REIが継承するとともに、ロボット分野を中心とするF-REIの研究開発、产业化、人材育成に関する機能をRTFに付加することにより、RTFの更なる発展・活用を目指すため、F-REIに統合した。さらに、同日、これまでの放射生態学ユニットの研究、日本原子力研究開発機構（JAEA）及び国立環境研究所（NIES）が実施していた研究を踏まえ、放射性物質の環境動態に関する研究の一体的・総合的推進を図るため、環境創造センター三春町施設における放射性物質の環境動態研究をF-REIに統合した。

また、福島や全国の大学、教育機関、研究機関、市町村等との連携を進めるため、連携協力に関する基本合意書等を締結している。令和6年度は、地方公共団体・大学・企業等国内の多様な機関に加え、国際的な人的交流・研究者獲得を視野に、海外研究機関等とも協力覚書（MOC）を締結するなど、計10件の締結を行った。

さらに、令和7年4月には、F-REI及び浜通り地域等に拠点を有し、地域の教

育、科学、文化等の振興を目的とした機関が、それぞれ主催し、取り組んでいる活動について、広域連携により取組の効果を高めるため、これらの活動の相互扶助（互助）を行う、浜通り地域等を中心とした教育・科学・文化の振興プラットフォーム「エフとも」を設立した。F-REI では、この「エフとも」を通じて、多様な機関との連携を深め、「共感」と「巻き込み」を高めていくことで、メンバ一機関の取組のインパクト最大化を図っていくとしており、令和7年5月には、浪江町で第1回エフとも通常総会を開催した。

＜参考：エフとも通常総会（令和7年5月28日）＞



5 国際連携、広報の取組

F-REI の活動や研究成果に対する地域住民を始めとした国民の広範な支持、理解を得るとともに、世界に冠たる研究機関として、国際的なネットワークの形成や国際的なプレゼンスの向上に向け、国際連携や海外を含めた情報発信を推進している。

特に、国際的なネットワークの形成については、令和6年10月に、アメリカ合衆国ワシントン州において、廃炉・除染、エネルギー、環境等の研究を行うパシフィック・ノースウエスト国立研究所（PNNL）と協力覚書を、また、令和7年3月には、英国において、核融合や原子力関連の新技術の開発・研究を主導する英国原子力公社（UKAEA）とロボット分野での協力に関する覚書を、それぞれ締結した。

加えて、令和7年3月には、科学論文等が掲載される国際的な総合科学雑誌である「Nature」及びそのウェブサイト（nature.com）に、F-REI に関する記事広告「A phoenix rising from the ashes of Fukushima」を掲載し、F-REI の研究開発等の取組を紹介するなど、国内外の研究者に向けた情報発信にも取り組んでいる。

また、一般向けパンフレットを刷新したほか、こども向けパンフレットやF-REIの研究紹介パンフレットを新たに作成し、F-REIの活動や研究への取組をより分かりやすく伝えるとともに、F-REI 2周年記念シンポジウムの開催や大阪・関西万博におけるF-REI ブース展示等の機会を活用し、認知度の向上等に取り組んでいる。

＜参考：UKAEAとの覚書の締結式（令和7年3月4日）＞



＜参考：大阪・関西万博におけるF-REI ブース展示の様子＞



6 施設整備の推進

F-REIの施設整備については、「福島国際研究教育機構基本構想」（令和4年3月29日復興推進会議決定）に基づき、F-REIが着実に業務を本格実施できるよう、当初の施設整備は国が行っている。

令和6年度は、用地取得、敷地造成や建物の設計を進めた。令和7年度は、敷地造成の工事に本格的に着手するとともに、引き続き、用地取得、敷地造成や

建物の設計を進めており、令和7年4月26日には、F-REI 予定地で「福島国際研究教育機構 起工式」を開催し、工事の安全を祈願して、伊藤復興大臣が、山崎 F-REI 理事長、内堀福島県知事、浜通り地域等15市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）の首長等と共に鍵入れを行った。

＜参考：福島国際研究教育機構 起工式の様子＞



また、F-REI の施設整備については、F-REI を訪れる人との交流、研究者相互の交流・企業との交流を促す空間を創出することで、F-REI にふさわしい魅力的な研究開発等環境を目指して進めている。

今後、各工程を着実に進めることにより、令和12年度までの施設の順次供用開始を目指すとともに、本部施設棟の令和10年度完成を目指し、また、可能な限り前倒しに努めている。

＜参考：F-REI の施設整備イメージ図＞



7 生活環境の充実

F-REI の活動に参画する国内外の研究人材等を、浜通り地域等に集積させるためには、生活環境の充実が重要であり、復興庁において、これまでも各種復興事業を通じて地元市町村や福島県が実施する医療、教育、子育て、交通、買い物等の生活環境整備を支援してきた。

令和5年度からは、民間の最先端の知見や技術、ノウハウを活用し、官民共創型で生活環境改善の実証事業に取り組む「浜通り復興リビングラボ」を実施している。

第2部 復興の現状と取組

I 復興の歩みと直近の動向

1 これまでの復興の歩み

（1）経験したことのない複合的な大災害

東日本大震災をもたらした平成23年東北地方太平洋沖地震は、モーメントマグニチュード9.0という我が国の観測史上最大の地震であり、世界でも西暦1900年以降で4番目の巨大地震であった。同地震の震源域は、岩手県沖から茨城県沖まで、長さ約450km、幅約200kmに及び、最大震度7の地震動が観測されるとともに、大津波の発生により6県²で561km²が浸水するなど、広範囲にわたる甚大な被害が生じた。

この震災により、13都道県³で1万9,782人が亡くなり（震災関連死を含む。）、いまだに6県で2,550人が行方不明となっている（いずれも令和7年3月1日時点）。また、9都県⁴で12万2,053棟の住宅が全壊、13都道県で28万4,074棟が半壊となり（いずれも令和7年3月1日時点）、発災当初の避難者は最大で約47万人、応急仮設住宅等の入居者は約32万人に及んだ。

また、この震災では、地震及び津波による被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）の事故による放射性物質の放出に伴い、周辺の多くの住民が避難を余儀なくされ、農林水産業のみならず、製造業を含めたあらゆる産業が大きな打撃を受け、さらには風評による影響が広がるなど、未曾有の複合災害となった。

（2）復興に向けた枠組等

① 特別な法律等

発災翌日の平成23年3月12日には、平成23年東北地方太平洋沖地震を、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく「激甚災害」として指定することを閣議決定し、その復旧事業に係る国庫補助についてかさ上げ措置等を適用した。また、復興期間における復旧・復興事業の規模をあらかじめ示し、必要な財源を確保するための「復興財源フレーム」を策定した。

² 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県。本ページにおいて同じ。

³ 北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。本ページにおいて同じ。

⁴ 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都。

こうした措置に加え、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）による補助の拡大等の措置を講じるとともに、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）や福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下、「福島特措法」という。）を制定し、被災地域の状況に応じた支援措置を講じてきた。

さらに、小規模で財政力に乏しい地方公共団体の甚大な被災を受けて、人的資源の確保や財政運営を支える仕組みを整備した。

そのほか、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成 23 年法律第 113 号）に基づき、事業者の再生を支援するための機構を設置するなど、必要な措置を講じた。

② 組織

復興の円滑かつ迅速な遂行を図るため、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）に基づき復興庁の設置に関する基本方針が規定され、平成 23 年 12 月に成立した復興庁設置法（平成 23 年法律第 125 号）に基づき、令和 2 年度までの 10 年間の時限的な組織として、平成 24 年 2 月に復興庁が設置された。また、被災 3 県には、それぞれ岩手復興局、宮城復興局及び福島復興局が、青森県及び茨城県には、それぞれ青森事務所及び茨城事務所が設置され、被災地方公共団体からの復興事務に係るワンストップ窓口機能を担うこととされた。

その後、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 46 号。以下、「令和 2 年復興庁設置法等改正法」という。）により、復興庁の設置期間が 10 年間延長され、令和 12 年度まで存続することとなった。あわせて、岩手復興局及び宮城復興局の位置は、復興の課題が集中する地域に組織の軸足を移すため、それぞれ釜石市及び石巻市に変更された。

＜参考：令和2年復興庁設置法等改正法の概要＞

復興庁設置法等の一部を改正する法律について〔令和2年6月12日法律第46号〕	
背景 <p>地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階、原子力災害被災地域は今後も中長期的な対応が必要。このような状況を踏まえ、復興・創生期間後の基本方針(令和元年12月20日閣議決定)に基づき、復興・創生期間後(令和3年度以降)の復興を支える仕組み・組織・財源を下記の法改正で整備することが必要。</p>	
復興を支える仕組み・組織・財源 <p>1. 復興庁設置法</p> <ul style="list-style-type: none">復興庁の設置期間を10年間延長(令和13年3月31日)現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置復興局の位置等の政令への委任 等 <p>※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、福島復興局は引き継ぎ福島市に設置</p> <p>2. 東日本大震災復興特別区域法</p> <ul style="list-style-type: none">規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域の重点化(復興の取組を重点的に推進する必要がある地方公共団体を政令で定める)復興特区税制について、対象地域の重点化(産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める)復興交付金の廃止(所要の経過措置を規定) 等 <p>3. 福島復興再生特別措置法</p> <ul style="list-style-type: none">帰還促進に加え、移住等の促進(交付金の対象に新たな住民の移住や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加)営農再開の加速化(農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例の創設等)福島イノベーション・コスト構想の推進を軸とした産業集積の促進(課税の特例を規定等)風評被害への対応(課税の特例を規定等)福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設(現行の3計画を統合) 等 <p>4. 復興財源確保法・特別会計法</p> <ul style="list-style-type: none">復興債の発行期間の延長株式売却収入の償還財源への充当期間の延長 等 <p>※東日本大震災復興特別会計は継続</p>	

※施行日：令和3年4月1日(3. 及び4. の一部は、公布日施行)

③ 復興基本方針

平成23年7月29日に、東日本大震災復興基本法に基づき、東日本大震災復興対策本部において「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定し、「復興期間」を10年とした上で、当初の5か年(平成23年度～平成27年度)を「集中復興期間」と位置付けた。

平成28年3月11日には、「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、復興期間の後期5か年(平成28年度～令和2年度)を「復興・創生期間」と位置付けた。

令和元年12月20日には、「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、令和3年度以降の復興の方針を定めた。

令和2年7月17日には、第26回復興推進会議において「令和3年度以降の復興の取組について」を決定し、令和3年度から令和7年度までの5年間を新たな復興期間として、「第2期復興・創生期間」と位置付けるとともに、同期間を含む15年間の新たな復興財源フレームを策定した。令和3年3月9日には、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定した。

令和6年12月27日には、第41回復興推進会議において「『第2期復興・創生期間』以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」を決定し、「第2期復興・創生期間」の次の5年間(令和8年度～令和12年

度）に向けて検討すべき主な課題等を明らかにした。

令和7年6月20日には、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」を閣議決定し、令和8年度から令和12年度までの5年間を「第3期復興・創生期間」と位置付けるとともに、同期間までにおける基本姿勢及び各分野における取組、財源、組織等に関する方針を定めた。現在は、この基本方針に基づき、政府一丸となって取組を進めている。

＜参考：これまでの基本方針等の主な内容＞

基本方針等	主な内容
東日本大震災からの復興の基本方針 (平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・復興の基本的考え方 ・復興期間（10 年）、当初 5 年間（集中復興期間）の位置付け ・「復興特区制度」、「使い勝手のよい交付金」の創設 ・集中復興期間における事業規模及び財源 ・復興庁の創設
平成 28 年度以降の復旧・復興事業について (平成 27 年 6 月 24 日復興推進会議決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度からの 5 年間（復興・創生期間）の位置付け ・復興期間 10 年間における事業規模及び財源
「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 (平成 28 年 3 月 11 日閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・「復興・創生期間」において重点的に取り組む事項（被災者支援、住まいとまちの復興、産業・生業（なりわい）の再生、原子力災害からの復興、「新しい東北」の創造）
「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」の変更 (平成 31 年 3 月 8 日閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえた見直し ・「復興・創生期間」後における復興の基本的方向性 ・後継組織の設置
「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和元年 12 月 20 日閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・各取組の的方向性 ・「復興・創生期間」後も見据えた事業規模と財源の見込み ・法制度の見直しの方向性 ・復興庁の 10 年間延長
令和 3 年度以降の復興の取組について (令和 2 年 7 月 17 日復興推進会議決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度から 5 年間の復興期間（第 2 期復興・創生期間）、同期間に向けた検討課題 ・令和 7 年度までの事業規模と財源
「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和 3 年 3 月 9 日閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 2 期復興・創生期間」以降における各取組の的方向性、事業規模、財源 ・復興庁の 10 年間の延長
「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の変更 (令和 6 年 3 月 19 日閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえた見直し
「第 2 期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等 (令和 6 年 12 月 27 日復興推進会議決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 2 期復興・創生期間」の次の 5 年間（令和 8 年度～令和 12 年度）に向けた検討課題 ・令和 12 年度までの事業規模と財源の見込み
「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の変更 (令和 7 年 6 月 20 日閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 8 年度からの 5 年間の復興期間（第 3 期復興・創生期間）、同期間までにおける基本姿勢及び各分野における取組、財源、組織等

＜参考：「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）の概要＞

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針【概要】

〔令和7年6月20日
閣議決定〕

- 「第2期復興・創生期間」（令和3～7年度）の最終年度に当たる令和7年度に復興事業全体の在り方について見直しを行い、第2期復興・創生期間の次の5年間（令和8～12年度「第3期復興・創生期間」）までの期間における基本姿勢及び各分野における取組、財源、組織等に関する方針を定める
- 復興に向けた様々な課題について、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくとの強い決意で、総力を挙げて取り組む

基本姿勢及び各分野における主な取組

1. 原子力災害被災地域	2. 地震・津波被災地域	3. 教訓・記憶の後世への継承
<p>地域によって復興の段階が様々。それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、着実に取組を進める。</p> <p>○ 事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策） ・廃炉については、安全確保を最優先にしつつ、持続的な人材体制・資金の確保、廃炉を通じたイハーションの促進、誇りを持てる現場とするための処理施設・情報発信等を行う ・ALPS処理水の処分については、輸入規制の緩和・撤廃、水産業支援に取り組む</p> <p>○ 地域再生に向けた取組 ・福島県内の福島士農等の2045年3月までの県外最終処分に向け国が責任を持って取り組む ・官邸での利用の検討を始め政府が率先し復興再生計画を推進。最終処分場の候補地選定プロセスの具体化等、福島県外での最終処分に向けた取組を政府一体となり進める ・福島県外の指定廃棄物の最終処分に向け取組を加速化</p> <p>○ 還暦・移住等の促進、生活再建、交流・関係人口の拡大、観光の振興 ・住民の帰還促進、避難指示解除地の復興に向け、ハート・ソト両面で生活環境を整備 ・住民からいのちを享受できるよう、森林整備の再開を始め、「区域から個人へ」の考え方の下、安全確保を大前提とした活動の自由化等、住民等の今後の活動の在り方を探る ・交流・関係人口の拡大に向け、福島第一原子力発電所や中間貯蔵施設等の活用や芸術等の新たな地域コンテンツの発掘等 ・ホーリーリズムを始めとした、観光振興策を段階的に推進</p> <p>○ 福島国際研究教育機構（F-REI）の取組の推進 ・「ロボット」「燃料・産業」「エネルギー」「防災・減災」「創薬・医療」「放射線の産業利用」「原子力災害に関するデータ・知識の集積・発信」の各分野の豊富な研究機関との連携・施設整備の実現等の推進</p> <p>○ 福島イノベーション・コード構想を軸とした産業振興等、事業者再建 ・構造具体化、F-REI等との連携等を通じ、「実績の醸成」として、地域の発展、日々の暮らし、扱い手の拡大を牽引し、2030年頃までの自立的、持続的な産業発展を実現 ・ドローン・ロボット・衛星・宇宙関連の先進的な取組、スタートアップの誘致</p> <p>○ 農林水産業の再建 ・令和12年度末までに約11,000haを目指すとする地域の取組を支援し、農業再建の加速化、省令のかつて繋げる農業生産体系の構築、広域的な産地形成の推進 ・帰還困難区域内の森林整備再開に向け条件整備の上で本格復旧に着手 ・中高層公共建築物における福島県産材の活用に向けた関係省庁間での情報共有等 ・計画的な水揚げ回復や養殖生産の取組、扱い手確保、スマート水産業の推進</p> <p>○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進 ・食品規制等を科学的・合理的な見地から検証、安全性を担保された自家消費食品の規制剥削見直し</p>	<p>・第2期復興・創生期間において残された事業に全力を挙げ、復興事業がその役割を全うすることを目指すとの方針に基づき取り組み ・第2期復興・創生期間の終了までの間にたって、ノウハウの地方公共団体等への継承や地方創生の施策を始めとする政府全体の施策との連携を促進 ・心のケア等や被災した子どもに対する支援等の中長期的取組が必要な課題については、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、政府全体の施策を活用するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策により対応</p>	<p>・東日本大震災・復興記録を収集、取りまとめ、幅広く普及・啓発 ・被災各地の追悼・祈念施設・震災遺構、伝承施設等の間で連携しつつ、東日本大震災の記憶と教訓を後世へ継承</p>

（3）復興に向けた取組の状況及び今後の方向性

原子力災害被災地域においては、帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域については、令和5年11月までに6町村⁵の同区域において避難指示が全て解除された。また、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、特定帰還居住区域制度に基づき、令和7年7月までに、順次、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村が特定帰還居住区域復興再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定を行った。認定された計画に基づき、除染やインフラ整備等の避難指示の解除に向けた取組が進展している。帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいく。

福島の復興及び再生は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであり、第2期復興・創生期間以降も、引き続き国が前面に立って取り組む。また、令和3年度からの当面10年間は、

⁵ 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行うこととする。これらを踏まえ、まずは福島の復興・再生に向けた課題を第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意の下、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。

具体的には、それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、特定復興再生拠点区域を含め避難指示が解除された地域における生活環境の整備、長期避難者への支援、特定帰還居住区域を始めとする帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組、帰還促進と新たな住民の移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大、福島イノベーション・コースト構想（以下、「イノベ構想」という。）の推進、事業者・農林漁業者の再建や風評の払拭に向けた取組等を行う。さらに、福島を始め東北の復興を実現するための夢や希望となるものとともに、その活動を通じて、我が国の科学技術力の強化をけん引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることで、我が国の産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す福島国際研究教育機構に係る取組を推進する。また、福島復興の大前提である福島第一原発の廃炉等を安全かつ着実に進めるとともに、福島県内の除去土壤等の県外最終処分について、中間貯蔵施設が地元の苦渋の判断により受け入れられた経緯及び法律上の国の責務を踏まえ、着実に取組を進める。

地震・津波被災地域においては、ハード整備や住まいの再建はおおむね完了し、産業や生業（なりわい）に関する取組も進展し成果を挙げてきた。一方で、心のケア等の中長期的に取り組むべき課題もある。そのため、ハード整備や住まいの再建、産業・生業（なりわい）等に関しては、第2期復興・創生期間の終了までの間に、これまで培ってきたノウハウについて、被災地における地方公共団体等への継承や政府全体の施策との連携を促進する。第2期復興・創生期間の後については、多様な主体との結びつきやノウハウ、男女共同参画等のこれまでに得られた多様な視点を最大限生かしつつ、内外の経済環境等の変化も注視しながら、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていく。他方、心のケア等の中長期的に取り組むべき課題については、政府全体の施策を活用するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策による対応も行う。

2 直近1年間の主な動向

分野・テーマごとの復興の現状・取組については、第2部Ⅱで記載しているが、以下では、直近1年間（令和6年10月～令和7年9月）における主な取組等を時系列で紹介する。

【令和6年10月～12月】

- 福島第一原発2号機燃料デブリの1回目の試験的取出し成功（11月7日）
福島第一原発2号機において、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）がテレスコ式装置を用いた、燃料デブリの試験的取出しを行った。令和6年9月10日に試験的取出しに着手し、同年11月7日に成功した。
- 「福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」の設置・開催（12月20日）
福島県内除去土壤等の2045年3月までの県外最終処分の実現に向け、政府一体となって取り組むため、閣僚会議である「福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」を設置した。第1回会議において、令和7年春頃までに、「再生利用の推進」、「再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション」、「県外最終処分に向けた取組の推進」を3本柱とした基本方針を取りまとめ、同年夏頃にロードマップを取りまとめることを確認した。
- 「原子力災害被災地域の復興施策の現状と課題」の報告（12月23日）
令和8年度以降の復興施策についての検討に向けて、復興推進委員会の下で開催されてきた、「第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ」において、令和6年8月から行われてきた議論の中間整理として「原子力災害被災地域の復興施策の現状と課題」を取りまとめ、復興推進委員会に報告した。
- 「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」公表（12月24日）
東日本大震災復興基本法第10条の2の規定に基づき、令和6年版の復興の状況に関する報告を取りまとめ、国会に報告した。

- 「『第2期復興・創生期間』以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」の決定（12月27日）

「第2期復興・創生期間」後の次の5年間（令和8年度～令和12年度）に向けて、東日本大震災からの復興について、この時点における基本姿勢や各分野の取組、復興を支える仕組み、組織の在り方のほか、検討すべき主な課題を明らかにするため、復興推進会議において決定した。

【令和7年1月～3月】

- 「新しい東北」復興・創生の星顕彰 顕彰式（2月1日）
令和6年度「新しい東北」復興・創生の星顕彰として、全10団体を顕彰した。
- 大阪・関西万博復興庁展示 100日前イベントを開催（2月8日、9日及び11日）
大阪・関西万博復興庁展示に向け、本展示の100日前に、被災3県の東日本大震災伝承施設で開催した。
- 「国民の皆様へ」（内閣総理大臣メッセージ）公表（3月4日）
令和7年3月11日に、東日本大震災の発生から14年を迎えることを受け、震災による犠牲者への追悼をお願いするとともに、政府としての復興に向けた決意を示す国民の皆様に向けたメッセージを公表した。
- 「原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置」の延長決定（3月7日）
福島第一原発の事故により避難して二重生活を強いられている家族の再会を支援する目的で実施している高速道路の無料措置の期間について、令和8年3月31日まで延長することを決定した。
- 特定帰還居住区域復興再生計画の変更の認定（浪江町）（3月18日）
「浪江町特定帰還居住区域復興再生計画」の変更について、内閣総理大臣による認定を実施した。
- 特定帰還居住区域復興再生計画の認定（南相馬市）（3月18日）
「南相馬市特定帰還居住区域復興再生計画」について、内閣総理大臣による認定を実施した。

- 飯館村及び葛尾村における避難指示解除（3月31日）
「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」（令和2年12月原子力災害対策本部決定）に基づき、令和5年5月1日に避難指示を解除した飯館村の長泥曲田公園に続き、飯館村の堆肥製造施設用地及び周辺農地、葛尾村の風力発電事業用地について避難指示を解除した。

【令和7年4月～6月】

- 福島第一原発2号機燃料デブリの2回目の試験的取出し成功（4月23日）
福島第一原発2号機において、東京電力がテレスコ式装置を活用し、令和7年4月15日にテレスコ式装置による2回目の燃料デブリの試験的取出しに着手し、同月23日に取出しに成功した。
- 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（4月25日）
復興大臣の下で関係省庁の局長等が集まり、リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方と、各課題に関わる情報発信等施策のパッケージの中間取りまとめ等を実施した。
- 「福島国際研究教育機構 起工式」、2周年記念シンポジウムの開催（福島県双葉郡浪江町）（4月26日）
F-REIの整備を本格的に開始することに伴い、敷地造成工事の起工式が浪江町のF-REI建設予定地にて執り行われた。起工式終了後は、F-REIの創設から2年が経過したことに伴い、2周年記念シンポジウムが浪江町地域スポーツセンターにおいて開催された。
- 大阪・関西万博における復興庁展示の実施（5月19日～24日）
被災地の「よりよい復興（Build Back Better）」をコンセプトに、「震災伝承・災害対応」、「食・水産」、「最新技術」や「福島国際研究教育機構（F-REI）」といったテーマで「復興のストーリー」を展示し、東日本大震災から力強く復興しつつある被災地の姿を世界に向けて発信した。
- 大阪・関西万博における経済産業省展示の実施（5月20日～24日）
世界的にも未曾有の複合災害に直面した福島県浜通り地域等の現状や未来について、「あの日から」、「イノベーション」、「アクティビティ」、「食」、「アート・コミュニティ」、「未来の浜通り」といったテーマで紹介し、社会課題解

決の先進地として再生を目指す姿を世界に向けて発信した。

- 「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」の改定（6月6日）
福島県浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展の実現に向けた、産業発展のビジョンとして「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」の改定版を公表した。
- 「原子力災害被災地域に係る復興施策の現状と課題（総括）」の報告（6月13日）
「第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ」において、原子力災害被災地域についての議論の結果を「原子力災害被災地域に係る復興施策の現状と課題（総括）」として取りまとめ、復興推進委員会に報告した。
- 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更（6月20日）
「第2期復興・創生期間」の次の5年間（令和8年度～令和12年度（第3期復興・創生期間））までの期間における基本姿勢及び各分野における取組、財源、組織等に関する方針を定めた。
- 鈴木副大臣のスペイン・フランス訪問（6月23日～28日）
鈴木復興副大臣は、令和7年6月23日から28日にかけ、スペイン及びフランスを訪問し、F-REIと国際研究機関との連携強化に係る相手国政府等との協議を行ったほか、関連施設の視察を実施した。
- 日本産水産物の対中輸出について（6月29日）
中国政府は日本的一部地域の水産物の輸入を解禁する公告を発出し、日本の輸出関連施設の再登録の手続が開始された。

【令和7年7月～9月】

- 内閣総理大臣官邸における福島県内除去土壌の復興再生利用に係る工事の完了（7月20日）
政府が率先して復興再生利用を推進するべく、内閣総理大臣官邸前庭での復興再生利用に向けた工事を完了した。

- 特定帰還居住区域復興再生計画の認定（葛尾村）（7月29日）
「葛尾村特定帰還居住区域復興再生計画」について、内閣総理大臣による認定を実施した。
- 燃料デブリの大規模取出し工法の設計検討結果公表（7月29日）
福島第一原発3号機における燃料デブリの大規模取出しに向け、東京電力が設計検討を行い、工程の一部が具体化された。
- 燃料デブリの分析結果（7月31日）
令和6年11月に成功した福島第一原発2号機における1回目の燃料デブリの試験的取出しで採取された燃料デブリの詳細な分析結果が示された。
- 「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議（第3回）」の開催（8月26日）
「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」を取りまとめた。また、「復興再生利用の推進」、「県外最終処分に向けた検討」、「理解醸成・リスクコミュニケーション」の3本柱に沿って、当面5年程度（2025年夏から2030年頃）で政府一丸となって取り組む事項を整理した。
- 「第8回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」及び「第8回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」の合同会議を開催（8月26日）
ALPS処理水の放出については、令和6年に行われた「第7回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚会議」及び「第7回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」の合同会議と同様に、「政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む」方針を再確認した。
長期にわたる廃炉作業を着実に進めていくため、引き続き作業員や周辺環境の安全確保に万全を期すとともに、「地域との共生」に向けた取組を更に進めていくことを確認した。

II 地域・分野ごとの状況

1 原子力災害被災地域

(1) 事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）

① 中長期ロードマップを踏まえた安全かつ着実な廃炉の実施

(i) 廃炉

福島第一原発の廃炉については、国が前面に立って、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議決定（令和元年12月27日最終改訂）。以下、「中長期ロードマップ」という。）を踏まえ、国内外の叡智（えいち）を結集し、必要な研究開発を支援しつつ、安全かつ着実に進めていく。

燃料デブリの取出しについては、2号機において、テレスコ式装置を用いて、令和6年11月に1回目、令和7年4月に2回目の燃料デブリの試験的取出しに成功した。現在、取出した燃料デブリの分析を進めており、令和7年7月には1回目の試験的取出し時に採取された燃料デブリの詳細な分析結果が示された。

3号機における燃料デブリの大規模取出しに向け、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が取りまとめた報告書（「燃料デブリ取り出し工法評価小委員会」報告書（令和6年3月7日原子力損害賠償・廃炉等支援機構燃料デブリ取り出し工法評価小委員会））の提言に沿って東京電力が設計検討を行い、その結果を令和7年7月に公表した。準備工事の具体的な内容や、上アクセスと横アクセスの組み合わせによって燃料デブリの取出しを行う方針が示されるなど、燃料デブリの大規模取出しに向けた工程の一部が具体化された。取出し開始までには、工事干渉物の撤去、線量低減対策等の環境整備や取出し設備設置等の準備工事が必要であり、現時点では、この準備工事に、一定の想定の下で12年～15年程度要する見込みである。今後1年～2年で現場調査等を進め、更に工程を具体化していく。

使用済燃料プールからの燃料の取出しについては、平成26年12月に4号機、令和3年2月に3号機において、完了した。ダスト飛散の抑制等安全確保最優先で進めるべく、1号機では原子炉建屋を覆う大型カバーを設置する工法により令和9年度～令和10年度に、2号機では建屋を解体せず建屋南側からアクセスする工法により令和6年度～令和8年度に取出しを開始し、令和13年内に1号機～6号機全ての取出しを完了することに向けて作業を進めている。

廃炉に関する技術基盤を確立するための拠点整備については、平成29年4月に、国内外の叡智を結集し、福島第一原発の廃止措置等に向けた研究開発と人材

育成を加速させるための拠点である JAEA「廃炉国際共同研究センター」(現:JAEA「廃炉環境国際共同研究センター」) 国際共同研究棟の本格運用が開始された。また、平成 27 年度に遠隔操作機器の開発・実証が可能な JAEA「楳葉遠隔技術開発センター」、平成 29 年度に放射性物質の分析・研究を行う JAEA「大熊分析・研究センター」の施設管理棟、令和 4 年度に同センター第 1 棟の運用が開始されており、現在、同センター第 2 棟の整備を進めている。

(ii) 廃棄物対策

廃棄物対策については、固体廃棄物貯蔵庫の整備を進めており、令和 10 年度内までにがれき等の屋外での一時保管を解消することを目指している。令和 6 年 2 月には、廃炉作業にて発生したがれき類を減容することを目的とした減容処理設備の運用を開始し、令和 7 年 5 月には、廃炉作業にて発生した汚染土や減容処理したがれき類を一時保管することを目的とした固体廃棄物貯蔵庫第 10 棟が運用開始した。また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構において、令和 3 年 10 月に中長期ロードマップにおける廃棄物対策に係る目標工程である「処理・処分の方策とその安全性に関する技術的な見通し」が公表された。

この技術的見通しを踏まえ、固体廃棄物の特徴に応じた廃棄物ストリーム（性状把握から処理・処分に至るまで一体となった対策の流れ）の構築に向けて、性状把握を進めつつ、処理・処分方策の選択肢の創出とその比較・評価を行い、固体廃棄物の具体的管理について全体として適切な対処方策の提示に向けた検討を進めていく。

(iii) 汚染水・処理水対策

汚染水対策については、既に凍結が完了した凍土方式の陸側遮水壁（凍土壁）やサブドレン等の機能と併せ、地下水を安定的に制御することで、1 号機～3 号機建屋屋根の損傷部の補修及び構内のフェーシング等による重層的な汚染水対策を進めた結果、令和 6 年度の汚染水発生量の実績は約 70 m³／日となった。令和 6 年度の降雨量は平年より少なかった⁶が、平均的な降雨量で評価した場合でも約 80 m³／日となり、令和 5 年度に達した中長期ロードマップの「平均的な降雨に対して、令和 7 年内に 100 m³／日以下に抑制」を維持していることを確認した。今後も、1 号機～4 号機建屋周辺の敷地舗装範囲の拡大や、局所的な建屋止水等を計画的に進めることで、汚染水発生量を令和 10 年度までに約 50 m³～70 m³／日以下に低減することを目指す。

建屋内滞留水については、1 号機～3 号機原子炉建屋、プロセス主建屋及び高

⁶ 東京電力「汚染水対策委員会（2025 年 5 月 13 日）」資料 1 に基づく情報。

温焼却炉建屋を除き、令和2年に各設備内に給水ポンプを設置し、床面露出状態を達成した。また、令和5年3月に、中長期ロードマップのマイルストーン（主要な目標工程）である、「令和4年度～令和6年度に、原子炉建屋滞留水を、令和2年末の半分程度に低減すること」を達成した。

ALPS処理水の処分については、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（令和3年4月13日廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において決定）において、各種法令等を厳格に遵守するとともに風評影響を最大限抑制する対応を徹底することを前提に、海洋放出する方針を公表し、その後、地方公共団体や農林漁業者等との意見交換を重ね、安全確保、風評対策・生業（なりわい）継続に係る各取組を実施してきた。令和5年8月の第6回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、第6回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議（合同開催）で放出開始日の見込みを示した上で、同月24日から海洋放出が開始された。

令和6年8月に開催された第7回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、第7回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議（合同開催）においては、海洋放出開始から1年の取組の実施状況を総括するとともに、今後の対策の方向性として、「政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む」という方針に変わりはないこと、①安全確保、説明・情報発信、②風評影響対応、なりわい継続支援、③将来技術の検討等を引き続き実施することを示した。令和7年8月に開催された第8回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、第8回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議（合同開催）においても同様に、前回閣僚等会議以降の取組の実施状況を総括するとともに、引き続き「政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む」という方針の下で、必要な対策を実施していくことを決定した。

② 廃炉・汚染水・処理水対策の進捗状況・放射線データ等の情報発信

長期に及ぶ廃炉作業を実施する上では、地域・社会の関心や疑問に応え、丁寧で分かりやすい説明に努め、不安を払拭し、廃炉に関する取組への理解を得ることが不可欠である。このため、地域の皆様を始めとした様々な立場の方々と双方向のコミュニケーションの充実を図っており、福島第一原発の視察や、地域でのイベント等の機会を捉え、廃炉・汚染水・処理水対策の進捗状況等について地域・社会の関心や疑問に直接応える機会を設けている。

また、廃炉の進捗状況等を伝えるパンフレット（「廃炉の大切な話」「HAIRO MIRAI」）を作成しているほか、「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」に

おいても分かりやすい情報発信に努めている。コンテンツ制作においては、地元の方々の関心や疑問・不安に応えるため、事前に地元の方々の意見を聴取して反映するなど、双方向性を意識した対応を行っている。

特に、ALPS 処理水の海洋放出については、これまでのモニタリング結果や国際原子力機関（以下、「IAEA」という。）の評価から安全であることが確認されており、こうした情報を透明性高く発信するための広報活動に取り組んでいる。例えば、ALPS 処理水に関するウェブ広告、地元紙広告を展開するとともに、解説動画やチラシ等の分かりやすいコンテンツを作成・公開している。また、総合モニタリング計画に基づいて、海域モニタリングを実施しており、それらの結果を、ウェブサイト上に公開し、隨時更新している。

一方で、ALPS 処理水の海洋放出開始以降、一部の国・地域で輸入規制が強化されたことを踏まえ、こうした国・地域に対しては、引き続き、あらゆる機会を通じて日本の取組を丁寧に説明し、科学的根拠に基づかない輸入規制措置の即時撤廃を求めている。

また、前述の輸入規制の強化を踏まえ、全国の水産業支援に万全を期すべく、令和 6 年度補正予算も活用し、「水産業を守る」政策パッケージ等からなる支援策を措置し、取り組んできたところである。

加えて、国際的な取組として、各国の在京大使館等向けに廃炉の現状について累次にわたってブリーフィングを行ってきてている。さらに、福島第一原発の廃炉等に関する英語版動画やパンフレット等の説明資料を作成し、IAEA 総会サイドイベントや要人往訪の機会を活用するなど、様々なルートで、海外に向けて情報発信を行っている。

③ 作業員の労働環境改善等

福島第一原発では、建屋周辺の敷地内舗装工事等により線量低減対策を進めてきた結果、平成 30 年 5 月以降、構内の 96% のエリアで一般作業服等での作業が可能となっている。また、軽装備化や安全通路の整備等、作業時の負担軽減・労働環境改善の取組が進められている。

令和 6 年に実施された作業員アンケートにおいては、放射線に対する不安が「ない」、「ほとんどない」と回答した方が、前年から 2 割以上減少した約 6 割にとどまっており、令和 5 年 10 月以降に発生した身体汚染等の事案が一因となっている可能性がある。一方、こうした事案を踏まえ、令和 6 年 5 月から 6 月までに行われた福島第一原発所内の各作業のリスクを再評価し、安全に実施できることを再確認する「作業点検」を実施した結果、9 割の方々に安全意識が向上したと評価を受けるなど、作業安全確保のための意識改善等が進んでいる。

（2）環境再生

① 除染実施計画に基づく面的除染

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下、「放射性物質汚染対処特別措置法」という。）及び基本方針等に基づき、平成30年3月末までに、帰還困難区域を除く8県100市町村の全てで面的除染が完了した。このうち、国が直轄で除染を行う除染特別地域については、平成29年3月末までに帰還困難区域を除く全ての市町村で面的除染が完了しており、その総数・総面積は、宅地約2万3,000件、農地約8,700ha、森林約7,800ha、道路約1,500haに及ぶ。市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域については、平成30年3月末までに全ての市町村で面的除染が完了しており、その総数・総面積は、住宅約57万戸、公共施設等約2万4,000施設、農地・牧草地約3万3,000ha、森林（生活圏）約4,800ha、道路約2万4,000kmに及ぶ。

また、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域については、令和7年9月末時点での除染の進捗は9割を超えておりおおむね実施済みである。特定帰還居住区域については、令和5年12月に大熊町及び双葉町、令和6年6月に浪江町、同年9月に富岡町で除染等の工事に着手しており、南相馬市及び葛尾村でも着手に向け準備を進めている。

福島県内では、これまで1,372か所の仮置場のうち1,363か所で除去土壌等の搬出を完了し、そのうち1,290か所で原状回復等を完了している（令和7年8月末時点）。引き続き、除染特別地域の9か所の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施している。

福島県外において発生した除去土壌の処分に向けて、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を実施した。この実証事業の結果や有識者からの助言等を踏まえ、令和7年3月に平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下、「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）の一部を改正して除去土壌の埋立処分基準を策定するとともに、「福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン」を公表した。

② 中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の最終処分・再生利用に向けた取組

（i）用地取得・施設整備

福島県内の除染に伴い発生した土壤や廃棄物等を安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設については、用地取得、施設整備、仮置場等からの除去土壤等の搬入が着実に進捗している。

施設整備に必要な用地取得については、令和7年9月末までに1,911人、約1,314ha（全体の82.1%、民有地については96%）の用地を取得している。地権者との信頼関係はもとより、中間貯蔵施設事業への理解が何よりも重要であり、引き続き、地権者への丁寧な説明を尽くしながら取り組んでいく。

また、施設整備については、令和2年3月には中間貯蔵施設の全ての工区・施設において除去土壤と廃棄物の処理や貯蔵を開始するなど、着実に進捗している。

（ii）仮置場等から中間貯蔵施設への除去土壤等の搬入

仮置場等から中間貯蔵施設への除去土壤等の搬入については、令和3年度末までに福島県内に仮置きされている除去土壤等（帰還困難区域のものを除く。）をおおむね搬入完了するという目標を達成し、令和6年度は特定復興再生拠点区域等において発生した除去土壤等の搬入を始めた。令和7年度は、特定帰還居住区域等において発生した除去土壤等の搬入を進めており、令和7年9月末までの搬入量は合計1,415万m³となっている。引き続き、安全で円滑な輸送のため、運転者研修等の交通安全対策や必要な道路交通対策の実施等、関係する機関や市町村と十分に連携を取りつつ、地元の理解と協力の下で安全かつ確実な輸送に取り組んでいく。

（iii）中間貯蔵施設に保管されている除去土壤等の最終処分・復興再生利用

除去土壤等の最終処分については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）において、中間貯蔵に関する国の責務として、「国は、（中略）中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが規定されている。

県外最終処分の実現に向けては、除去土壤等の再生利用の推進や減容技術の開発等により、最終処分量を減らすことが重要であり、平成28年4月に公表した「中間貯蔵除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、取組を着実に進めてきた。

これらに沿って、福島県飯館村長泥地区における農地造成実証事業（環境再生事業）や中間貯蔵施設内における道路盛土実証事業を実施し、再生利用を安全に実施できることを確認している。

また、「除去土壤の再生利用等に関する国際原子力機関（IAEA）専門家会合」が令和5年度に計3回開催され、その最終報告書が令和6年9月に公表された。

報告書においては、「再生利用及び最終処分について、これまで環境省が実施してきた取組や活動は IAEA の安全基準に合致している」などの結論が述べられている。

このような再生利用の実証事業等の取組の成果や IAEA の最終報告書、国内の有識者からの助言等を踏まえ、令和 7 年 3 月に放射性物質汚染対処特別措置法施行規則の一部を改正して除去土壤の復興再生利用基準を策定するとともに、同月に復興再生利用に係るガイドラインを公表した。

また、最終処分に関する基準の検討については、令和 7 年 3 月に放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正して除去土壤の埋立処分基準を策定するとともに、福島県外において発生した除去土壤の埋立処分に係るガイドラインを公表した。

福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現、復興再生利用の推進に向けて、その必要性・安全性等に対する全国民的な理解・信頼の醸成を図るため、SNS の活用、飯舘村長泥地区や中間貯蔵施設に係る一般の方向けの現地見学会の開催、さらに大学生等への環境再生事業に関する講義、現地見学会等、様々な理解醸成活動を実施している。令和 7 年 8 月には福島県で 1 回、同年 9 月には東京都で 2 回の計 3 回、県外最終処分に向けた環境省の取組についてのパネルディスカッションを実施した。

これまでの取組の成果を踏まえ、令和 7 年 3 月に、最終処分場の構造、必要面積等に係る複数選択肢も含めた「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と 2025 年度以降の進め方」を示した。

さらに、除去土壤の再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、令和 6 年 12 月に「福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」を設置し、令和 7 年 5 月には「福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」を策定、同年 8 月には当面 5 年程度で取り組むことを取りまとめた「福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」を決定した。

国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、政府が率先して取り組むため、復興再生利用に係る基準を策定してから最初の案件として、内閣総理大臣官邸において令和 7 年 7 月に施工した。これに続いて、霞が関の中央官庁の花壇等へ利用することとし、同年 9 月から 10 月にかけて施工した。

③ 福島県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の処理

福島県内の特定廃棄物（指定廃棄物及び対策地域内廃棄物）については、可能な限り減容化し、10 万 Bq/kg 以下のものは既存の管理型処分場に埋立処分し、

10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。

減容化については、各市町村に設置した仮設焼却施設等で可燃物の減容化を行っており、12施設のうち9施設で減容化処理を完了し、3施設で現在も減容化処理を実施している。

埋立処分については、特定廃棄物埋立処分施設とクリーンセンターふたばの2施設で行っている。特定廃棄物埋立処分施設については、平成29年11月に処分場への搬入を開始し、令和5年10月末に特定廃棄物の搬入を完了した。双葉郡8町村の生活ごみについては、継続して処分を実施しており、令和7年9月末時点で計29万6,850袋の埋立処分を行っている。なお、平成30年3月までに、処分場の立地する富岡町及び楢葉町の地元4行政区と安全協定を締結している。また、平成30年8月には特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」を開館しており、本館を拠点として情報発信に努め、引き続き、安心・安全の確保に万全を期して事業を進めていく。

双葉地方広域市町村圏組合が所有するクリーンセンターふたばについては、令和元年8月5日に双葉地方広域市町村圏組合、福島県及び環境省との間でクリーンセンターふたばの活用に関する基本協定を締結した後、令和5年6月から特定廃棄物の搬入を開始し、令和7年9月末時点で2万7,861袋の埋立処分を行っている。

対策地域内廃棄物については、令和7年8月末時点で可燃物約60万トンを焼却処理済み、約32万トンを埋立処分済である。

福島県内の指定廃棄物については、令和7年6月末時点で福島県内の指定廃棄物2,072件・47万142tのうち、2,049件・46万9,461tが埋立処分施設等での処分、中間貯蔵施設での保管、又は仮設減容化施設での処理等をされており、23件・681tの指定廃棄物が事業者・地方公共団体において保管されている。また、可燃性の指定廃棄物のうち、令和3年12月末時点で指定廃棄物に指定されている農林業系廃棄物や下水汚泥については、広域処理により令和4年2月に処理が完了した。

④ 福島県外の指定廃棄物の処理

指定廃棄物の処理は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき平成23年11月11日に策定された基本方針において、当該指定廃棄物が保管されている都道府県内において行うこととされている。

平成24年3月、政府は、既存の廃棄物処理施設をできる限り活用して、指定廃棄物の処理を進めることを原則としつつ、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している県については、国が当該県内に必要な処理施設を確保する「指定廃棄物の今後の処理の方針」を公表した。この方針に基づき、宮城県で

は平成 26 年 1 月に 3 か所、栃木県では平成 26 年 7 月に 1 か所、千葉県では平成 27 年 4 月に 1 か所、詳細調査候補地をそれぞれ公表した。その後、詳細調査の実施について理解が得られるよう、地元に対して丁寧な説明を重ねてきたが、地元からの懸念の声もあり、令和 7 年 9 月時点では詳細調査を実施できていない状況にある。

平成 28 年 4 月には、指定廃棄物が 8,000Bq/kg 以下となった場合に環境大臣が一時保管者や解除後の処理責任者（市町村又は排出事業者）と協議した上で指定を解除することができる仕組みを整備し、令和 7 年 6 月末までに約 6,921 トンの指定が解除された。

今後も、詳細調査の実施について地元の理解を得られるよう働きかけを続けるとともに、各都県それぞれの状況を踏まえて、保管場所の集約、指定解除の仕組みを活用した処理等、各都県⁷の具体的な課題の解決に向けた取組を進めていく。

（3）避難指示解除

① 避難指示区域の見直し

福島第一原発の事故発生を受けて設定された警戒区域及び計画的避難区域については、平成 23 年 12 月 26 日の原子力災害対策本部決定に基づき、平成 24 年 4 月以降、順次警戒区域が解除されるとともに、線量水準に応じ、①避難指示解除準備区域、②居住制限区域及び③帰還困難区域の 3 つの区域への見直しが行われた。この見直しは、平成 25 年 8 月、川俣町の避難指示区域の見直しの実施をもって、11 市町村⁸全てについて完了した。

＜参考：区域見直し後の避難指示区域＞

①避難指示解除準備区域	避難指示区域のうち、平成 24 年 3 月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 20mSv 以下となることが確実であることが確認された地域。 当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策等復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域である。
②居住制限区域	避難指示区域のうち、平成 24 年 3 月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 20mSv を超えるおそれがあると確認され

⁷ 宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県

⁸ 田村市、川内村、南相馬市、飯舘村、楢葉町、大熊町、葛尾村、富岡町、浪江町、双葉町、川俣町

	た地域。 将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧等を計画的に実施する。
③帰還困難区域	避難指示区域のうち、平成 24 年 3 月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 50mSv を超える地域。

* 「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成 23 年 12 月 26 日原子力災害対策本部決定) を基に復興庁作成

② 避難指示解除準備区域等及び特定復興再生拠点区域における避難指示解除
国は、「『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』改訂」(平成 27 年 6 月 12 日閣議決定)に基づき、住民の帰還を可能にするため、除染の十分な実施はもとより、インフラや生活に密着したサービスの復旧等を進めてきた。

平成 26 年 4 月 1 日の田村市における避難指示解除準備区域の解除に始まり、令和 2 年 3 月 4 日における双葉町の避難指示解除準備区域の解除を最後に、帰還困難区域を除く全ての地域の避難指示の解除が実現した。

帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域については、令和 5 年 11 月までに、6 町村の特定復興再生拠点区域全てにおいて、避難指示が解除された。引き続き、住民の帰還促進に向け、生活環境の整備や産業・生業(なりわい)の再生に取り組んでいく。

なお、令和 7 年 5 月時点で、福島県全体の避難者数は約 2.4 万人⁹、令和 7 年 4 月時点で、避難指示区域からの避難対象者数は、約 7,300 人¹⁰となっている。

【 → 参考資料① p96】

⁹ 福島県ホームページ「避難者数の推移」より引用

¹⁰ 市町村から聞き取った情報(令和 7 年 4 月 1 日時点の住民登録数)を基に、内閣府原子力被災者生活支援チームが集計。

＜参考：避難指示解除の経緯＞

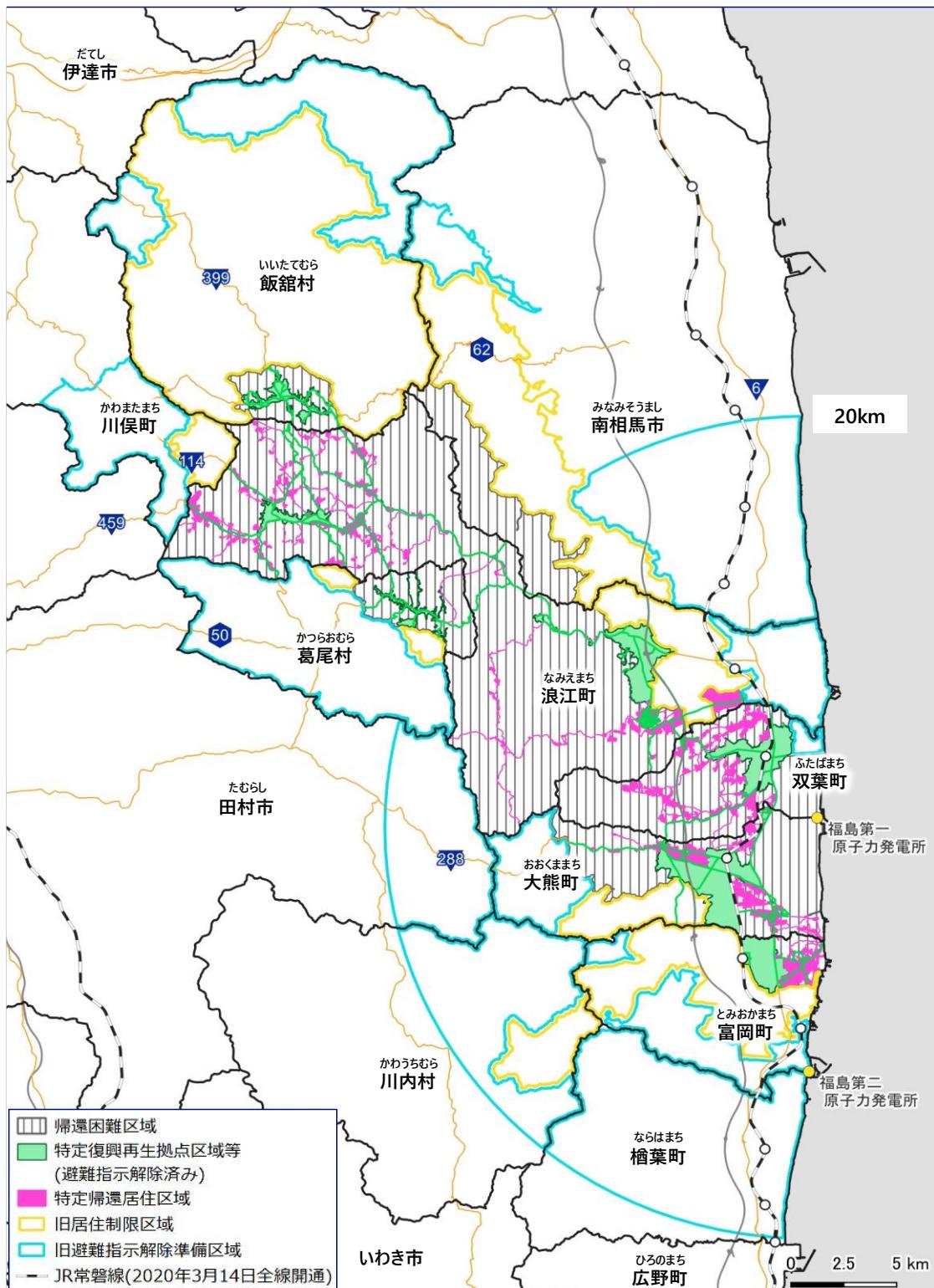
●避難指示解除準備区域、居住制限区域の解除の経緯

解除日	市町村名
平成 26 年 4 月 1 日	田村市
平成 26 年 10 月 1 日	川内村（一部）
平成 27 年 9 月 5 日	楓葉町
平成 28 年 6 月 12 日	葛尾村
平成 28 年 6 月 14 日	川内村
平成 28 年 7 月 12 日	南相馬市
平成 29 年 3 月 31 日	飯館村、川俣町、浪江町
平成 29 年 4 月 1 日	富岡町
平成 31 年 4 月 10 日	大熊町
令和 2 年 3 月 4 日	双葉町

●帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域における解除の経緯

解除日	市町村名
令和 2 年 3 月 4 日	双葉町（JR 常磐線双葉駅周辺）
令和 2 年 3 月 5 日	大熊町（JR 常磐線大野駅周辺）
令和 2 年 3 月 10 日	富岡町（JR 常磐線夜ノ森駅周辺）
令和 4 年 6 月 12 日	葛尾村
令和 4 年 6 月 30 日	大熊町
令和 4 年 8 月 30 日	双葉町
令和 5 年 3 月 31 日	浪江町
令和 5 年 4 月 1 日	富岡町（夜の森・大菅地区）
令和 5 年 5 月 1 日	飯館村
令和 5 年 11 月 30 日	富岡町（小良ヶ浜・深谷地区内）

＜参考：避難指示区域の概念図（令和7年7月29日時点）＞



- * 南相馬市、葛尾村の特定帰還居住区域については、個人宅の特定につながるため非公表。
- * 内閣府原子力被災者生活支援チーム作成

③ 帰還困難区域の取扱い

帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、1日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしている。このような方針を踏まえ、平成29年5月に福島特措法を改正し、帰還困難区域のうち、5年を目途に避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域である「特定復興再生拠点区域」制度を創設した。

平成29年から平成30年にかけて、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村の6町村において特定復興再生拠点区域復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受け、帰還環境の整備を推進してきた。その後、上記②において記載したとおり、令和5年11月までに、上記6町村の特定復興再生拠点区域全てにおいて避難指示が解除され、住民の帰還が可能となった。特定避難指示区域市町村の状況は、それぞれ大きく異なることから、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域への帰還・移住等に向けた課題について、個別かつきめ細かに町村と議論し、引き続き取組を推進していく。

帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域外については、地元の地方公共団体の強い意向がある場合に適用される、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除の仕組みとして、令和2年12月25日に、原子力災害対策本部において「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」を決定した。これに基づき、令和7年3月までに、飯舘村において、長泥曲田公園、堆肥製造施設用地及び周辺農地、葛尾村において、風力発電事業用地の避難指示が解除された。引き続き、各地元自治体の意向を十分に尊重し、運用していく。

また、令和3年8月31日に、原子力災害対策本部・復興推進会議において「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を決定し、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていくこととされた。この方針を実現するため、令和5年6月に福島特措法を改正し、特定避難指示区域市町村の長が、特定復興再生拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設した。

大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町では令和4年度に、葛尾村では令和5年度に、南相馬市では令和6年度に帰還意向調査を開始した。帰還意向調査の結果を踏まえ、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村では、それぞれ特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、令和7年7月までに内閣総理大臣

が認定を行った。引き続き、認定した特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めていく。なお、避難指示解除の時期等については、帰還の早期実現を求める声や地元地方公共団体の意向も踏まえ、必要に応じ、除染やインフラ整備等が進捗した地域から段階的に避難指示を解除することも検討する。また、帰還する住民の営農の再開に向けては、水利施設等の環境整備や維持管理の体制確保も含め、営農再開に必要となる諸条件を整理しそれらを踏まえながら、地元地方公共団体とも協議し、必要な農地の利用を促進するとともに、解除後の施設や農機具への支援を含めて必要な対応を進める。

令和5年8月に策定した「特定帰還居住区域における放射線防護対策」も踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な放射線防護対策や科学的根拠に基づくリスクコミュニケーションに取り組むとともに、空間線量率等それぞれの土地の状況や地元自治体の意向も踏まえ、帰還困難区域において、バリケード等の物理的な防護措置を実施しない立入規制の緩和を行う。また、住民が日々の暮らしを送る中で里山の恵みを享受できるよう、森林整備の再開を始め、「区域から個人へ」という考え方の下で、安全確保を大前提とした活動の自由化等、住民等の今後の活動の在り方について検討する。

加えて、引き続き、環境放射線モニタリング等を確実かつ計画的に実施し、その結果を分かりやすく情報提供する。

個別に各地方公共団体の課題、要望等を丁寧に伺いながら、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む。

また、帰還困難区域は、発災から14年という長い年月が経過し荒廃が進んでいるところ、区域の荒廃抑制対策や、鳥獣被害対策、防犯・防災対策等を進める。

その上で、残された土地・家屋等の扱いや森林における活動の在り方についても、帰還意向の確認や特定帰還居住区域復興再生計画の認定に伴い、除染及び避難指示解除の対象範囲が明らかになってくることを踏まえ、その進捗にあわせて、地元の地方公共団体と丁寧に協議・検討を進めていく。

（4）帰還・移住等の促進、生活再建等

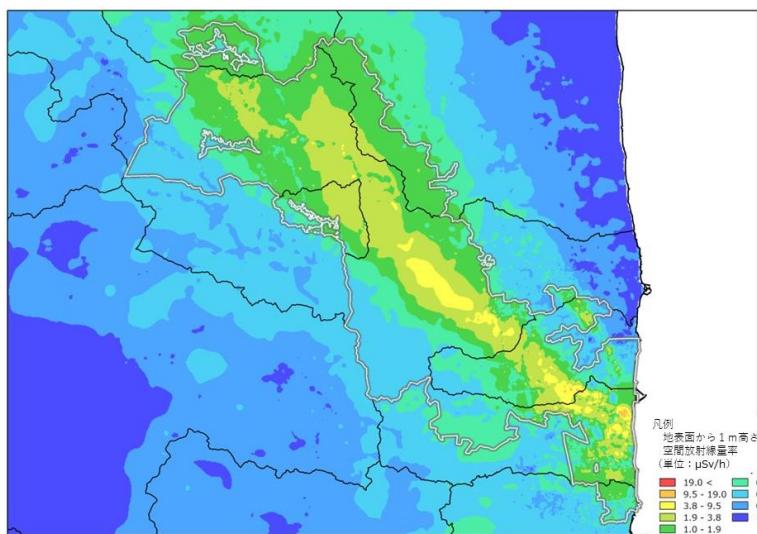
① 放射線量等のモニタリング等とその結果の情報提供

総合モニタリング計画（平成23年8月2日モニタリング調整会議決定、令和7年3月28日改定）に基づき、関係府省庁、地方公共団体、原子力事業者等が連携し、福島第一原発の事故に係る状況に応じた環境放射線モニタリングを継続して実施している。

モニタリングを行う各機関は、自ら行ったモニタリングの結果について、その利活用に資するため、継続的に蓄積・整理を行うとともに、それらをウェブサイ

ト上に公開し、隨時更新している。原子力規制委員会においては、モニタリング情報を取りまとめたウェブサイトを運用し、モニタリング結果及びその活用に必要となる各種の附帯情報の集約・蓄積を図り、信頼性が高いデータベースの構築・公表を行っている。また、原子力規制委員会が実施してきたモニタリング結果について、福島第一原発の事故以降の経時変化と現状をとりまとめ、令和7年9月3日の原子力規制委員会にて公開した。

＜参考：帰還困難区域における空間放射線量率（令和7年9月3日時点）（原子力規制委員会）＞



② 住民の帰還・生活再建に必要な環境整備等

住民の帰還促進等に向けた環境整備として、福島再生加速化交付金等の各種事業を活用し、放射線への健康不安や健康管理対策、道路・下水道・災害公営住宅等の整備、食品や衣料品の宅配サービスといった買物環境に対する支援、医療・介護サービスの提供体制の整備、公立学校施設の整備、子どもの運動機会の確保のための運動施設の整備等を実施するとともに、直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を実施している。

また、被災者の生活再建に向けた取組について、平成30年7月に、「避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた関係府省庁会議」において、「見守り体制」、「住まい」、「就労等」、「健康的な暮らし」といった視点から、「避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた対応強化策」を取りまとめた。これを踏まえ、支援機関や地方公共団体と連携して、支援を希望する被災者への戸別訪問等を行い、心身の悩みへの相談・助言、就労や恒久住宅への移転のための支援等に取り組んでいる。

③ 被災者支援

避難生活の長期化に伴い個別化・複雑化した課題を抱える被災者に対して、きめ細かい支援を行うため、被災者支援総合交付金等を活用し、コミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合に向けた活動、高齢者等の見守りや心身のケア、住宅・生活再建の相談支援体制の強化等について、地方公共団体の取組を支援している。

特に原子力災害による避難者・被災者の心のケアについては、避難者・被災者は避難生活の長期化や新たな住まいへの移転等に伴う様々な悩み・不安を抱え、それがひいては精神面の問題にも及ぶおそれがあるなど、引き続き重要な課題である。そのため、平成24年2月から、「ふくしま心のケアセンター」において、専門家による相談対応や訪問支援（アウトリーチ）を行うとともに、メンタルヘルスに関する情報発信や普及啓発、人材育成、地方公共団体職員等の支援者に対する支援等を行っている。また、令和3年4月に「ふくしま子どもの心のケアセンター」を設置し、同センターとも連携しながら、長期の避難生活等によって心のケアを必要とするこどもやその家族への支援を強化している。

④ 子ども被災者支援法

議員立法により成立した、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）は、被災者の不安解消や安定した生活の実現に寄与することを目的とし、被災者が居住、他地域への移動及び帰還を自らの意思で行うことができるよう、こどもに特に配慮して行う被災者の生活支援等施策の基本となる事項を定めている。

平成25年10月11日に、関係府省庁における被災者生活支援等施策の検討・実施状況も踏まえ、同法に基づき政府が定めることとされている「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（以下、「子ども被災者支援法基本方針」という。）について、閣議決定するとともに、同日付で国会に報告した。平成27年8月25日には、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、子ども被災者支援法基本方針の改定を行った。

子ども被災者支援法基本方針に基づき、引き続き、福島県のこどもたちを対象とする自然体験・交流活動支援事業や福島県からの県外自主避難者支援体制強化事業を始めとした様々な被災者生活支援等施策を実施している。

⑤ 魅力ある教育環境づくり

復興のためには、教育・学びを通して、復興や持続可能な地域づくりに貢献し、世界で活躍できる人材を育成することが重要である。また、福島県の12市町村

（福島第一原発の事故により避難指示等の対象となった田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、飯舘村、双葉町、浪江町、葛尾村。以下、「福島 12 市町村」という。）への帰還・移住等を促進するためにも、魅力ある教育環境づくりが必要である。

このため、福島 12 市町村の小中学校について、地元での学校再開の支援を行うとともに、再開した学校において、地域を題材に探究活動に取り組む「ふるさと創造学」等の特色あるカリキュラムの編成・実証等を支援している。

また、双葉郡の中高一貫校として設置された「ふたば未来学園」を魅力ある学校とするため、海外研修や、双葉郡の課題と持続可能な世界の実現に向けた課題とを重ね合わせながら地域課題解決に向けた探究活動を行う「未来創造学」等の優れたカリキュラムの編成・実証等を支援している。

さらに、イノベ構想等を担う人材育成を加速させるため、普通高校においてはイノベ構想をけん引するトップリーダーの育成、専門高校においてはイノベ構想の即戦力となる工業・農業・水産・商業の専門人材の育成を行うための教育プログラム開発等への支援を行うとともに、義務教育段階においてはイノベーションを担う人材の裾野を広げるための理数教育の推進等への支援を行っている。

⑥ 医療・介護・福祉に関する支援

（i）医療・介護・福祉施設の復旧・復興及び人材確保等

福島県の医療・介護・福祉施設の復旧・復興については、避難指示解除の進捗に応じて、相双地域（相馬市、南相馬市、双葉郡及び相馬郡）の住民が故郷での生活を安心して再開できるよう、同地域の医療・介護・福祉の提供体制の再構築を進めていく必要がある。

医療については、地域医療再生基金を活用し、双葉郡で必要とされる医療確保の支援や近隣地域の医療施設等と連携した医療提供体制の確保・充実に取り組んでいるとともに、修学資金の貸与、看護職員確保のための環境整備や職員資質向上、医師の招へい・派遣といった医師・看護師等の医療従事者の養成・確保のための取組を支援している。ただし、相双地域ではいまだに 6 病院で入院機能の再開ができない現状にある。医療施設の再開支援や人材確保支援等を通じた医療のインフラ整備は引き続き重要であり、令和 6 年度予算において 21 億円、令和 7 年度予算においても 35 億円を計上している。

介護・福祉人材の確保については、相双地域における介護人材の確保が難しい状況にあることを踏まえ、福島県で従事する人材を広域的に確保するため、適宜貸付等の対象者の拡大や貸付限度額の引上げ等を行いながら、相双地域等の介護施設等で就労を希望する者に対し、当該施設等で一定期間業務に従事した場合に返還免除となる初任者研修受講費や就職準備金の貸与、住まいの確保支援

等を行っている。また、避難指示解除区域等の介護施設等に出向する応援職員を確保するための支援として、出向先事業所との給与差額や現地への赴任に係る経費を補助している。さらに、令和3年度から、引き続き相双地域から福島県内外にある介護福祉士等の養成施設に入学する者に対し、学校卒業後に相双地域の介護施設で一定期間従事した場合に返還免除となる教材費・住居費（通学費）を貸与しているほか、相双地域等の介護施設で6か月以上従事した者に対し、就労支援金の支給に係る経費を補助している。

また、介護・福祉人材の確保策を進めながら、介護施設等の当面の運営を支えるための支援も行っており、今後も、人材確保の取組や、介護施設等への支援を継続し、相双地域等における介護サービス提供体制の確保を図っていく。

（ii）医療保険料等の減免等

福島第一原発の事故に伴う避難指示区域等において、保険者が国民健康保険料や国民健康保険の一部負担金等の減免等を行う場合に、国がその全額の財政支援を行っている。

この仕組みについて、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）においても「避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う」とされており、関係地方公共団体の意見を踏まえ、「避難指示解除から10年程度で特例措置を終了すること」「避難指示解除の時期にきめ細かく配慮し、対象地域を分けて施行時期をずらすこと」「急激な負担増とならないよう、複数年かけて段階的に見直すこと」といった方針に基づき、令和5年度以降順次見直しを行っている。

⑦ 一団地の復興再生拠点の整備

福島特措法に基づく一団地の復興再生拠点整備制度によって、平成29年2月1日に大熊町大川原地区、同年3月23日に双葉町中野地区、平成30年3月30日に双葉町双葉駅西側地区、令和2年6月2日に大熊町下野上地区、令和3年12月1日に浪江町浪江駅周辺地区、令和7年2月19日に大熊町西大和久地区で都市計画決定がなされ、整備が進められてきた。

これらの復興再生拠点について、円滑かつ迅速に整備が進むよう、福島再生加速化交付金等の様々な支援策を柔軟に活用し、各町のニーズにワンストップで対応しつつ支援を実施している。

⑧ 原子力損害賠償の円滑な実施

原子力損害賠償紛争審査会が定めた「東京電力株式会社福島第一、第二原子力

発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下、「中間指針」という。)等を踏まえ、令和7年9月26日時点で、避難された住民や事業者等に対し総額約11兆5,993億円(本賠償として個人に対し約3兆5,511億円、法人・個人事業主等に対し約7兆4,445億円、自主的避難等に対し約4,480億円)の賠償金が支払われている。

原子力損害賠償に関する紛争について和解の仲介を行う原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)では、中間指針に沿って申立人の個別具体的な事情に応じて和解の仲介を行っており、令和6年1月から12月までの間、和解仲介手続を終えた1,227件の75.8%に当たる930件で和解が成立している。

政府は、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付等の業務を行う原子力損害賠償・廃炉等支援機構において、東京電力に対して資金の援助等を行っているとともに、東京電力の賠償の支払状況を継続的に確認し、申請者の実情に即した迅速かつ確実な賠償手続等のため、必要に応じて支援を行っている。また、損害賠償の早期請求を促すため、関係府省庁等が連携して、福島県内の地方公共団体等へのチラシの配布や、テレビCMによるお知らせ等の広報の取組を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会においては、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等の目安を示した指針等を順次策定してきた。令和4年3月に7件の集団訴訟について、東京電力の損害賠償額に係る部分の判決が確定したことを踏まえ、同年12月には中間指針第五次追補を策定し、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤の喪失・変容による精神的損害、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害、自主的避難等に係る損害等に関して、これまで示してきた指針に加えて損害の範囲等の目安を示した。

また、令和4年12月に東京電力からALPS処理水の海洋放出に伴う風評被害に対する賠償基準が公表された。

⑨ 長期避難者の生活拠点の形成に向けた支援

長期避難を余儀なくされる避難者が、避難生活を安心して過ごせるようになるためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移ることが重要である。

そのため、国、福島県、受入市町村及び避難元市町村による協議会を設置し、復興公営住宅の整備を始めとした具体的な協議を行い、長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針を取りまとめており、これまでに14市町村¹¹で方針

¹¹ 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、二本松市、田村市、南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、大玉村、三春町、広野町

を策定し、公表している。あわせて、受入市町村において、平成 25 年度予算から交付金（平成 25 年度当初予算において「長期避難者生活拠点形成交付金」として創設し、平成 25 年度補正予算から「福島再生加速化交付金」に統合）により、復興公営住宅の整備を中心に、道路改良等の関連基盤整備事業や、避難者の実情に応じた高齢者サポート施設等の基盤整備、入居者同士又は入居者及び地域住民との交流活動の支援等のソフト事業を一体的に実施している。

復興公営住宅については、平成 30 年度末までに全体整備計画戸数 4,890 戸のうち 4,767 戸の整備を完了していたところ、福島県は整備済みの戸数で今後の入居需要を充足できる見込みであるとして、令和 5 年 7 月に、それまで整備保留していた 123 戸の整備を取りやめることとし、復興公営住宅の整備を終了した。

また、応急仮設住宅に入居する全ての世帯が安定した住まいを確保できるようにするため、国、福島県及び市町村が連携して支援を行ってきた。令和元年度末に応急仮設住宅の供与期限を迎えた富岡町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の帰還困難区域からの避難者を対象とし、国、福島県、市町村が参加する対応協議の場を開催した。その上で、応急仮設住宅に入居している全世帯に対して、戸別連絡・訪問による相談支援を実施するとともに、住宅探しや転居手続の同行支援を含めた生活再建の支援を行った。

⑩ 避難指示区域等の住民の帰還意向

避難住民の早期帰還・定住に向けた環境整備、長期避難者の生活拠点の具体化等のための基礎情報収集を目的に、避難指示がなされた市町村を対象として、平成 24 年度から国、福島県、各市町村が共同で住民意向調査を実施している。令和 6 年度は富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町を対象に調査を実施しており、帰還意向について「戻らない」と回答した方の割合が、当該町のそれぞれで 5 割程度となっている。

【 → 参考資料② p96】

⑪ 既存ストックを活用したまちづくりの支援

避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりを加速化させるため、福島第一原発の事故による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家等の既存ストックの状況の把握及び有効かつ適切な活用に必要な取組の支援策として、令和元年度に福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）を創設した。今後も空き地・空き家等の既存ストックの活用が進むよう、必要な取組を進めていく。

⑫ 鳥獣被害対策の推進

福島第一原発の事故以降、避難指示区域等において住民不在の状況が続いた結果、イノシシ等の野生鳥獣の人里への出没が増加し、家屋に侵入するなどの被害が発生している。これらの鳥獣被害を放置すれば、住民の帰還準備や帰還後の生活、地域経済の再建に大きな支障が生じるおそれがある。

このため、平成29年1月に「避難12市町村鳥獣被害対策会議」を発足させ、同会議において平成30年3月に「避難12市町村におけるイノシシ排除のための広域緊急戦略」、令和3年3月に「第二期避難12市町村におけるイノシシ対策のための広域戦略」を策定した。また、令和5年3月には、福島12市町村の行政担当者による効率的なニホンザル対策の実施に向けた「福島12市町村ニホンザル対策ハンドブック」を作成した。これらに沿って、野生鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置等の鳥獣被害対策について、専門家の知見も活用しながら、関係府省庁、福島県、市町村等と連携して取組を進めている。

⑬ 福島12市町村の将来像の具現化に向けた取組

福島12市町村の30年後～40年後の姿を見据えた課題と解決の方向について、「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」を設置し、平成27年7月に「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」として取りまとめた。

その後、復興の進捗や福島特措法の改正等に鑑み、重点的な施策の実施と加速化のため、令和3年3月に同提言の見直しを行うとともに、福島特措法に基づき令和3年4月9日に認定を行った「福島復興再生計画」にも将来像の具現化が記載された。

令和3年3月に見直しを行った提言においては、取り組むべき施策として「生活環境や産業・生業の再生」、「新産業の創出と集積」、「特色を持つひとつづくり」、「復興に関する知見の体系化と活用」の4分野を挙げており、これに沿って将来像の実現に向けた取組を進めている。

⑭ 移住・定住等の促進

東日本大震災の発災から14年以上が経過する中、原子力災害被災地域においては、住民帰還は徐々に進展しているものの、高齢者の割合が多く、若者や子育て世代等の帰還が進んでいない状況が見られる。また、避難指示解除に時間を要した地域では、5割～6割の住民が「戻らない」との意向を示している。これらを踏まえれば、居住人口の増加や、まちのにぎわいの再生を図るとともに、地方公共団体の行財政基盤の確保にも資するよう、福島の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組を進める必要がある。

このため、復興庁では令和2年6月の福島特措法改正により、それまでの「帰

還環境整備交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金」に拡充し、交流人口・関係人口の拡大や魅力ある働く場づくりを含め、新たな住民の移住・定住の促進に資する事業を対象に追加した。また、新設された移住・定住促進事業を活用し、より効果的な移住促進策や、交流人口・関係人口拡大への支援策、住まいの確保等を含めた各市町村の独自性や地域の創意工夫を最大限引き出した施策に対する支援を、広域的・一元的に行う組織として、令和3年7月に「ふくしま12市町村移住支援センター」が設置されており、同センターと連携してきめ細かい支援を行っている。

このほか、経済産業省では、移住・定住等につながる人の呼び込みとして、令和3年3月に「事業創出の場」を立ち上げ、交流人口拡大につながる民間主導のプロジェクト作りを支援している。また、令和3年12月に、交流人口拡大につながる行政の取組の具体化に向けた「交流人口拡大に向けたアクションプラン検討会」を立ち上げ、浜通り地域等15市町村や関係府省庁等の協力の下、令和4年5月に「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」を経済産業省と福島県で取りまとめた。同プランに沿って、市町村の枠を超えた広域コンテンツの創出を進めるとともに、「浜通りならでは」の一体的なプランディングや、来訪者向けの消費喚起支援策、官民のデジタルスキル育成等、交流人口の拡大に向けて取り組んでいる。

⑯ 観光の振興

観光については、福島県における教育旅行の人泊数・校数ともに震災前の水準を下回っている（福島県による令和5年度福島県教育旅行入込調査報告書）などの状況を踏まえ、関連予算及び政府全体の施策を活用し、観光復興の取組を強化している（詳細については、2（4）観光の復興を参照）。

（5）福島国際研究教育機構（F-REI）

F-REIは、福島を始め東北の復興を実現するための夢や希望となるものとともに、その活動を通じて、我が国の科学技術力の強化をけん引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものであり、令和5年4月に設立された（最近の取組状況については、「第1部 特集（TOPICS）」の「Ⅱ 特集② 福島国際研究教育機構（F-REI）の取組」を参照）。

① 設立の経緯

令和元年7月から復興大臣の下で「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」を開催し、国際教育研究拠点の在り方に関して15回にわたる

検討を行い、令和2年6月8日に最終取りまとめを行った。

これを踏まえ、令和2年12月18日の第28回復興推進会議において決定された「国際教育研究拠点の整備について」では、「原子力災害によって甚大な被害に見舞われた福島浜通り地域等の復興・創生を政府のイニシアティブで長期にわたってリードしていくため、国内外の英知を結集して、福島の創造的復興に不可欠な研究及び人材育成を行い、発災国の国際的な責務としてその経験・成果等を世界に発信・共有するとともに、そこから得られる知を基に、日本の産業競争力の強化や、日本・世界に共通する課題解決に資するイノベーションの創出を目指す観点から、『創造的復興の中核拠点』として、研究開発と人材育成の中核となる国際教育研究拠点（中略）を新設する」とこととされた。

この決定を受け、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）において「国際教育研究拠点の整備」が位置付けられ、その実現に向け、「国際教育研究拠点の整備について」に基づき、推進することとされた。

また、令和3年11月26日の第32回復興推進会議において「国際教育研究拠点の法人形態等について」が決定され、「創造的復興の中核拠点」として、研究開発、その成果の産業化及び人材育成の中核となる拠点の新設に向け、その拠点が福島を始め東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献し、世界に冠たるものとなるよう、政府を挙げて長期・安定的な運営の確保を図ることとされた。その際、令和3年度内に、更なる検討の進捗を具体化する基本構想を策定するとともに、拠点の運営を担う新法人設立のための法案について次期通常国会への提出を図るなどのスケジュールが示された。

その後、復興庁が中心となって法案策定作業を進め、令和4年2月8日に、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案を閣議決定した。同法律案では、福島において取り組むべき新たな産業の創出等に寄与する研究開発等に関する基本的な計画（新産業創出等研究開発基本計画）を内閣総理大臣が定めることとともに、同計画に係る研究開発等において中核的な役割を担うものとして、F-REIを設立することとし、その目的、業務の範囲、業務運営についての目標等に関する事項等が定められた。また、令和4年3月29日の第33回復興推進会議において「福島国際研究教育機構基本構想」が決定され、F-REI設立の基本的な考え方、同機構の機能等が定められた。その後、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第54号）が、令和4年5月27日に公布され、同年6月17日に施行された。

令和4年7月22日には、福島特措法第97条第1項に基づき、F-REIの理事長となるべき者として山崎光悦氏が内閣総理大臣により指名された。また、令和4

年8月26日には「新産業創出等研究開発基本計画」が内閣総理大臣により決定された。

さらに、令和4年9月16日の第35回復興推進会議において「福島国際研究教育機構の立地について」が決定され、本施設を浪江町川添地区、仮事務所を浪江町権現堂地区公有施設とともに、国及びF-REIは、福島県及び市町村並びに大学その他の研究機関等と連携し、同機構設置の効果が広域的に波及するよう取組を進めることとされた。

この決定に際し、秋葉復興大臣（当時）が、「福島国際研究教育機構の事業は、本施設の立地近接地域だけでなく、復興に取り組む地域全体（浜通り→福島県全域→被災地全体）にとって『創造的復興の中核拠点』として実感され、その効果はさらに全国へと広域的に波及するものでなければならない」などの基本的考え方を示した。

＜参考：F-REIの立地選定の経緯＞

【福島国際研究教育機構基本構想（令和4年3月29日復興推進会議決定）】

- 避難指示が出ていた地域への立地を基本とし、市町村の提案を踏まえて福島県が検討し、その意見を尊重して国が9月までの決定を目指す。
- 仮事務所の立地については、機構の立地と同様に、避難指示が出ていた地域への立地を基本とし、市町村の提案を踏まえて福島県が検討し、その意見を尊重して国が決定する。
- 新規に整備する施設に必要な敷地は、10万m²程度と想定される。

【県による選定】避難地域12市町村を対象に、国の基本構想に基づく提案を依頼

- 本施設の提案（9市町から15候補地）
田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町
- 仮事務所の提案（8市町から11候補物件）
田村市、南相馬市、川俣町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町

⇒ 現地調査、ヒアリングを実施後、8月30日に県が候補地を選定、国に提案

福島国際研究教育機構の施設及び仮事務所の立地に関する意見（令和4年8月30日 福島県知事回答）【抄】

これらの提案を受け（中略）現地調査、ヒアリングを実施し、検討を重ねた結果、8月30日、福島イノベーション・コースト構想推進本部会議を開催し、本施設の候補地を浪江町の「川添地区候補地」、仮事務所の候補物件を同町の「権現堂地区公有施設」に決定した。

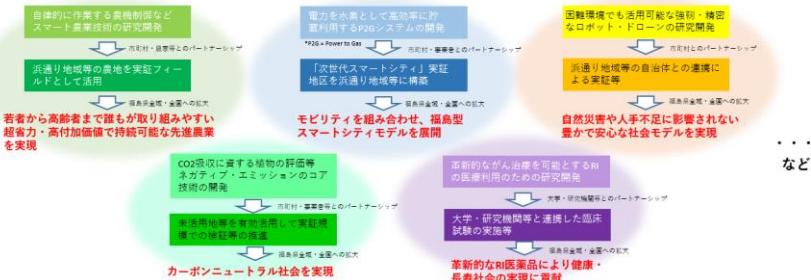


＜参考：F-REI を核とした浜通り地域等との広域連携による効果波及について＞

（基本的考え方）

- ◆ 福島国際研究教育機構の事業は、本施設の立地近接地域だけでなく、復興に取り組む地域全体（浜通り→福島県全域→被災地全体）にとって「創造的復興の中核拠点」として実感され、その効果はさらに全国へと**広域的に波及**するものでなければならぬ
- ◆ まずは、「機構が取り組む5分野に問うる既存の研究拠点や教育機関等のシーズ」だけでなく、地域における**機構への期待や具体的なニーズ**を、様々な**対話を通じて丁寧に把握**していく
- ◆ それと並み、機構を核として、地域の市町村や住民、企業・団体等との間で様々な形の**パートナーシップを連携**することが重要
- ◆ **浜通り地域等を中心とした、機構の施設の中だけでなく、施設の外も含めて広域的なキャンパスとしてとらえ、「世界でここにしかない多様な研究・実証・社会実験の場」を実現し、国際的に情報発信する**
- ◆ これにより、地域における産業の集積、人材の育成、暮らしやすいまちづくり等を進め、福島・東北の創造的復興、さらには日本創生を牽引するものとする

（機構を核としたパートナーシップによる事業展開のイメージ例）



令和4年9月16日には、復興庁が、「福島国際研究教育機構」の英語名称「Fukushima Institute for Research, Education and Innovation」及び略称「F-REI（エフレイ）」を定めた。

その後、令和4年11月18日に、福島特措法第98条第1項に基づき内閣総理大臣により設立委員21人が任命され、同月22日に第1回福島国際研究教育機構設立委員会が開催された。また、令和4年12月27日の第36回復興推進会議において「福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議」を開催することが決定された。令和5年3月22日には、同関係閣僚会議の第1回会合が、第37回復興推進会議及び第59回原子力災害対策本部会議との合同会合として開催され、F-REIの設立準備状況の報告等が行われた。

こうした経緯や所要の準備作業を経て、令和5年4月1日にF-REIが設立され、F-REI本部において岸田内閣総理大臣を始め多くの来賓臨席の下、開所式が開催された。また、同日、福島特措法第112条第1項に基づき内閣総理大臣を始めとする主務大臣が中期目標を定めてF-REIに指示し、同月7日には、福島特措法第113条第1項に基づきF-REIが作成した中期計画を主務大臣が認可した。

＜参考：F-REI の設立に至るまでの主な経緯＞

- 令和2年6月8日 「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」の最終取りまとめ公表
- 令和2年12月18日 第28回復興推進会議において「国際教育研究拠点の整備について」を決定
- 令和3年3月9日 「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定
- 令和3年11月26日 第32回復興推進会議において「国際教育研究拠点の法人形態等について」を決定
- 令和4年2月8日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 令和4年3月29日 第33回復興推進会議において「福島国際研究教育機構基本構想」を決定
- 令和4年6月17日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第54号）の施行
- 令和4年7月22日 岸田内閣総理大臣が理事長となるべき者として山崎光悦氏を指名
- 令和4年8月26日 「新産業創出等研究開発基本計画」を決定
- 令和4年9月16日 第35回復興推進会議において「福島国際研究教育機構の立地について」を決定
復興庁が福島国際研究教育機構の英語名称及び略称を決定
- 令和4年12月27日 第36回復興推進会議において「福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議」の開催を決定
- 令和5年3月22日 第1回福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議を開催（第37回復興推進会議等との合同会合）
- 令和5年4月1日 福島国際研究教育機構の設立、開所式

② F-REI の位置付け及び役割

F-REI は、福島を始め東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化をけん引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものである。

福島の優位性が発揮できる5分野（①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信）を基本とした研究開発や産業化、人材育成に取り組むとともに、

福島に既に立地している研究施設等の取組について横串を刺す調整機能を持った司令塔としての役割を有する。

F-REI の取組は、F-REI の本施設の立地近接地域だけでなく、復興に取り組む地域全体にとって「創造的復興の中核拠点」として実感され、福島を始め東北の復興を実現するための夢や希望となるものでなければならない。そのために、F-REI は、国、福島県、市町村、大学その他の研究機関、企業、関係機関等と連携して、F-REI 設置の効果が広域的に波及し、地域の復興・再生にひ益するよう取組を進めるものとしている。同時に、F-REI の効果は地域の垣根を越えて波及し、オールジャパンでのイノベーションの創出、科学技術力・産業競争力の強化、経済成長、さらには国民生活の向上に貢献することが期待されている。

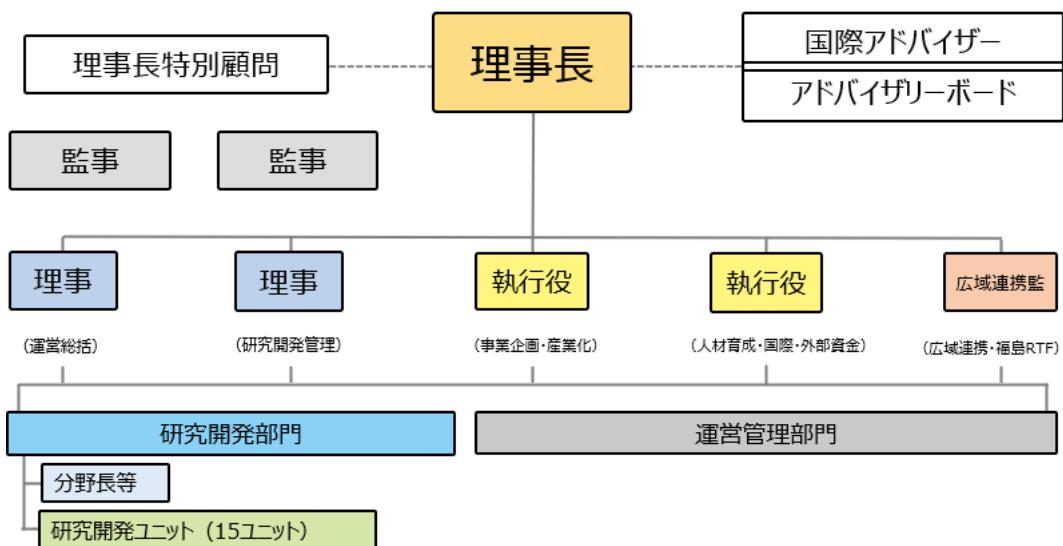
これらの使命を全うすべく、F-REI は、府省庁の縦割りを排した総合的かつ安定的な支援体制や理事長の明確なビジョンと強いリーダーシップの下で研究開発等に取り組むものとしている。

③ 組織体制

F-REI における研究開発等の業務の主務大臣は、福島特措法第 127 条第 1 項第 2 号により、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣とされている。また、F-REI の長期・安定的な運営に必要な施策の調整を進めるため、復興推進会議の下に内閣官房長官を議長とする関係閣僚会議を開催している。

F-REI においては、理事長のリーダーシップ等により研究開発等の一体性を確保することとしており、福島特措法第 100 条に基づく役員として、理事長及び理事長を補佐する理事 2 人並びに監事 2 人が置かれている。また、アドバイザリーボードを設置し、4 人の外部有識者にアドバイザーを委嘱しているほか、国際的なネットワークの形成等に関する助言を得るため、4 人の国際アドバイザーを委嘱するなど、国内外の外部有識者によるアドバイザ体制を構築している。

＜参考：F-REI の組織体制＞



（6）福島イノベーション・コスト構想を軸とした産業集積等

① 福島イノベーション・コスト構想の実現に向けた取組

イノベ構想は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指して、平成26年6月に、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コスト）構想研究会において取りまとめられたものである。

令和6年6月24日に第5回福島イノベーション・コスト構想推進分科会（以下、「イノベ分科会」という。）を開催し、「福島イノベーション・コスト構想を基軸とした産業発展の青写真」（以下、「青写真」という。）の改定を念頭において、イノベ構想を更に発展させていくための検討の論点等を示し議論を行った。内堀福島県知事からも、青写真を改定し、イノベ構想をさらに加速させていくことが重要との発言があった。

令和7年5月30日に第6回イノベ分科会を開催し、復興庁・経済産業省・福島県の3者から第2期復興・創生期間後の次の5年間に向けた課題認識や地域の実情を踏まえ、新たに「地域の稼ぎ」、「日々の暮らし」、「担い手の拡大」の3つの視点を追加した改定案を示し、地元の地方公共団体や関係機関等と議論を実施した。

令和7年6月6日に、青写真の改定版を公表し、今後、社会実装に向けあらゆるチャレンジを可能にする「実証の聖地」として浜通り地域等における産業集積の構築を進めるとともに、暮らしを支えるイノベーションの創出を促進していく方針を明らかにした。

イノベ構想の実現に向けて、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の6つの重点分野を中心に、プロジェクトの具体化や、ビジネスマッチング支援、人材育成・確保、情報発信等に取り組んでいる。

主な動きとしては、令和2年3月に全面開所したRTFを中心に、令和7年9月末までに、1,742件の実証実験が行われるとともに、同フィールドを核としつつ、浪江町や南相馬市といった周辺地域に事業拡大する企業も出てきている。なお、令和6年6月14日には、福島県とF-REIとの間で「福島ロボットテストフィールドの福島国際研究教育機構への統合に関する基本合意書」を締結し、令和7年4月1日に、RTFをF-REIに統合した。

令和6年1月22日に、特許庁、福島県及び福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下、「イノベ機構」という。）の3者により締結した「知的財産の保護及び活用に関する連携協定」に基づき、①普及啓発、②人材育成、③実務支援及び④福島県での復興・イノベーション創出に資する企業（県外からの進出企業も含む）の支援を柱として、知的財産関連の取組を後押しし、福島県内の更なる知的財産の保護・活用を推進している。具体的には、特許庁では、福島県内の中小企業等、福島県、イノベ機構及びF-REI等の職員に対する知的財産関連セミナー・研修、福島県内企業等の知的財産に関する課題解決支援、震災復興支援早期審査・早期審理の要件緩和等を実施している。

令和7年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」では、地方創生との連携を強化しつつ、改定した青写真を踏まえ、F-REIや福島新エネ社会構想（平成28年9月7日福島新エネ社会構想実現会議策定（令和3年2月8日改定））の取組、農林水産業を含む生業（なりわい）の再建、エネルギー・ロボット・宇宙分野を含む新産業創出等を推進し、帰還・移住・定住を促進することとしている。また、同日閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」では、浜通り地域等における新産業創出に向けて、エネルギー・ロボット・宇宙等の分野でのイノベーション創出や、企業誘致支援を着実に進めつつ、改定した青写真を踏まえた施策を、次の5年間に強力に推進することとしている。さらに、同日閣議決定された「地方創生2.0基本構想」では、イノベ構想を核とした産業発展として、スタートアップや成長企業の立地と産業集積形成を促進するため、創造的復興の中核であるF-REIやRTF等の拠点を有効活用しながら、各種支援を総動員するとともに、プッシュ型の伴走支援を継続的に実施することとしている。

② 福島新エネ社会構想の実現に向けた取組

平成28年9月に福島新エネ社会構想実現会議において策定した「福島新エネ

社会構想」について、再生可能エネルギーと水素を2本柱として、これまでの導入拡大に加え社会実装への展開等を目指すこととしている。令和7年9月に開催した第10回福島新エネ社会構想実現会議においては、引き続き福島県において先駆的な取組を実施し、福島県がカーボンニュートラル・GXの実現をリードすることを目指し、「福島新エネ社会構想加速化プラン3.0」を策定した。

また、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、令和6年7月に総延長約86kmの共用送電線が完成した。令和7年4月には、約14.7万kWの阿武隈風力発電所等が共用送電線に接続し運転を開始した。引き続き、このように新設される風力発電所等との接続を進める。

水素社会の実現に向けて、令和2年3月、浪江町に世界有数となる1万kWの水電解装置により再生可能エネルギーから水素を製造する「福島水素エネルギー研究フィールド」が開所した。同フィールドで製造した水素は、福島市のあづま総合運動公園や浪江町の道の駅なみえの燃料電池に加えて、県内外の水素ステーション等に供給されている。

水素モビリティの導入拡大に向けて、令和7年9月までに福島県内で合計6基の定置式水素ステーションが整備されている。このうち令和6年5月に本宮市で開所された大型商用モビリティ水素ステーションは、同年10月に日本初となる24時間365日営業を開始した。さらに燃料電池小型トラックの実証が令和4年7月から開始され、既にいわき市、郡山市及び本宮市において22台が導入済みである。令和7年5月に、燃料電池商用車の導入促進を図るため、福島県を中核とする東北重点地域を選定した。

水素社会実証地域モデルの形成に向けては、水素バーナー等を使用した自動車部品の製造等を開始したほか、水素による半導体産業向け石英ガラス製造用バーナーの技術開発を行うなど、水素利活用による工場の脱炭素化実証が着実に進展し、水素社会の実現に向けた動きが加速している。

③ 「福島再生・未来志向プロジェクト」

環境省は平成30年8月、除染を始めとした環境再生の取組に加え、復興の新たなステージに向けた取組として、脱炭素・資源循環・自然共生という環境の視点から地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来志向プロジェクト」を発足させるとともに、令和2年8月には、福島県と「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」を締結し、未来志向の新たな環境施策を連携して推進している。

帰還困難区域の廃棄物処理及び産業創生を推進すべく、官民連携による不燃物リサイクル事業を採択し、令和2年10月に大熊町において不燃性廃棄物の再資源化施設がしゅん工した。また、令和3年度から、福島における自立・分散型

エネルギー・システム等の導入に関して、重点的に支援する「脱炭素×復興まちづくり」推進事業を実施しており、公共施設や民間施設への再エネ設備の導入等を行っている。

福島 12 市町村等において、2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けた取組と復興まちづくりの同時実現を目指すため、地域資源を最大限活用しながら、環境・経済・社会が好循環する特色ある地域循環共生圏を目指した「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」を令和 5 年 3 月に設立し、令和 7 年 9 月現在、約 230 者の関係者が参加している。同プラットフォームの傘下に観光、物流、農業、ネイチャーポジティブ、建築、脱炭素燃料等のテーマごとのワーキンググループを立ち上げ、事業化に向けた議論を進めている。

平成 31 年 4 月には、自然公園等の自然資源の活用による復興を目的とした「ふくしまグリーン復興構想」を策定し、令和 2 年 11 月には福島県、環境省、市町村、関係団体等が一体となり取組を推進する「ふくしまグリーン復興推進協議会」を設立した。令和 4 年 3 月には、「磐梯朝日国立公園満喫プロジェクト磐梯吾妻・猪苗代地域ステップアッププログラム 2025」を策定し、国立公園等の魅力向上を図る取組を実施している。

④ 事業・生業（なりわい）の再建

避難指示等の対象となった福島 12 市町村の置かれた厳しい事業環境に鑑み、福島 12 市町村の事業者等の自立に向けて、事業・生業（なりわい）の再建を図ることが重要である。

平成 27 年 8 月に国、福島県、民間により創設された「福島相双復興官民合同チーム」は、福島 12 市町村の事業者を個別に訪問し、事業再開等に関する要望や意向を聴取するとともに、その結果を踏まえ、専門家派遣による事業計画策定等の経営コンサルティング、人材確保、販路開拓等の支援を実施している（令和 7 年 9 月末までに、約 6,000 の事業者を個別訪問）。また、平成 29 年 9 月からは、福島 12 市町村へまちづくりの専門家支援、平成 31 年 4 月からは域外から創業等に取り組む者へのコンサルティング支援も実施している。

さらに、令和 3 年 5 月に、福島 12 市町村に加え、周辺 3 市町（いわき市、相馬市及び新地町）の水産仲買・加工業者等を支援対象に追加し、人材確保、販路開拓等の支援を実施している（令和 7 年 9 月末までに約 130 の事業者を個別訪問）。

今後とも、被災地域の事業・生業（なりわい）の再建に向けて、福島相双復興官民合同チームの取組等を通じて、個々の実情を踏まえたきめ細かな対応を粘り強く続けていく。

⑤ 企業立地支援による雇用創出・産業集積等

東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域及び原子力災害被災地域の産業復興を加速させるため、当該地域における雇用創出及び産業集積を図っている。

平成28年度に「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」を創設し、福島県の避難指示区域等を対象に、被災者等の働く場を確保し、自立・帰還を加速させるため、工場等の新增設を行う企業等を支援しており、令和7年9月末までに、173件の交付決定を行った。

【 → 参考資料③ p97】

（7）農林水産業の再建

① 営農再開

福島県において速やかに営農再開ができるよう、地域農業の将来像の策定、農業関連インフラの復旧、除染後農地の保全管理、作付実証、農業用機械・施設等の導入、放射性物質の吸収抑制対策、ため池等の放射性物質対策等の支援を行っている。

また、平成29年4月から、福島相双復興官民合同チーム「営農再開グループ」に担当課を設けて、農業者訪問担当員を拡充し、農業者の個別訪問活動の対象を拡大して、要望調査や支援策の説明等を実施している（令和7年9月末までに、約2,800人の農業者を訪問）。

これらの取組により、田村市、南相馬市、川俣町（旧山木屋村）、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の約5,600haにおいて、令和6年産米が作付けされた。また、伊達地方の特産品「あんぽ柿」の令和5年産の出荷量は、震災前の約7割まで、川俣町や飯舘村においてトルコギキョウの作付面積は震災前の約3割まで回復し、現在も生産量の回復に向けて取り組んでいるほか、復興牧場が設立され、酪農が再開した。さらに、浪江町のトルコギキョウや川俣町のアンスリウム等の花き産地の形成が進行するとともに、川内村でワイン用ぶどうの栽培が定着しているほか、近年では水稻育苗ハウスなどを活用したシャインマスカット等の大粒系ぶどうの栽培が開始されるなど、農業の復興が進んでいる。

市町村を越えて広域的に生産・加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出に向けて、令和3年8月に福島県において農業者団体、福島12市町村、関係機関等による「福島県高付加価値産地協議会」が発足し、令和4年7月にはかんしょの育苗施設が、令和5年11月にはパックご飯工場が、令和6年4月には野菜加工工場がそれぞれ完成し、稼働するなど、産地の創出に向けた取組が進んでいる。

人的支援の強化の観点からは、令和2年4月から福島12市町村に農林水産省職員を派遣するとともに、サポートチームを富岡町に設置して支援に当たっている。

この結果、福島12市町村で被災直後に休止していた農地（約1万7,300ha）について、令和7年度末までに約1万haの農地の営農再開を目指すとの目標に対し、令和7年3月時点で9,145haが再開し、着実に進捗している。

② 森林・林業の再生

森林については、平成28年3月に復興庁、農林水産省及び環境省の3省庁が取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住居等の近隣の森林や、森林内において人が日常的に立ちに入る場所等における除染を進めてきた。また、除染後の事後モニタリングを実施していく中で、森林からの放射性物質の流出による再汚染が確認された場合には、放射性物質の流出防止対策を実施することとしている。さらに、下層植生の繁茂を促し土壤流出を抑制する効果のある間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を実施する事業や、林業再生に向けた実証事業等の取組を進めている。

このうち、総合的な取組の主要施策である「里山再生モデル事業」については、選定した14のモデル地区¹²の全てにおいて、令和2年6月までに事業を完了した。

その上で、令和2年度からは「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を継続しており、令和7年9月までに13地区を選定し、事業を実施している。

また、原木しいたけ等の特用林産物の産地再生を進めるため、きのこ栽培用の生産資材の導入等の支援に加え、特に、しいたけ等原木生産のための広葉樹林については、令和3年度に「里山・広葉樹林再生プロジェクト」を立ち上げ、市町村が作成したしいたけ原木林の再生プランに基づき、伐採による計画的な再生を行うなど、特用林産物の生産の再開・継続のための取組を進めている。

さらに、福島県における木材の需要拡大と安定供給の確保に向けて、木材への放射性物質の影響に関する調査に引き続き取り組むとともに、木材・木材製品の流通を確保するため、木材製品等の効率的な放射線量の測定、検査体制の整備を支援している。加えて、製材工場等で発生している樹皮（バーク）の処理への支援を行っている。このような取組により、大阪・関西万博会場の大屋根（リング）に福島県産材が活用されるなど、福島県産材は震災前を上回る水準で生産・流通している。更なる需要拡大に向けて、中高層公共建築物における福島県産材の活用に向けた公共建築物の建設予定に係る情報や大断面集成材等の製品情報につ

¹² 川俣町、広野町、川内村、檜葉町、大熊町、相馬市、田村市、富岡町、二本松市、伊達市、南相馬市、葛尾村、浪江町、飯舘村

いて、関係府省庁間で共有を行っている。

令和5年時点で、福島県における林業産出額は震災発生前の103%（平成23年:70%）の水準である。また、特用林産物については、令和7年9月時点で福島県を含めて22品目14県196市町村において出荷が制限されているが、令和6年の福島県でのしいたけの生産量は主として出荷が制限されていない菌床栽培によるもので、震災発生前の100%（平成23年:50%）の水準となっている。

今後は、帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて、作業者の安全・安心の確保のためのガイドライン策定や、整備が必要な森林等の把握、木材の検査方法の運用見直しなどの条件整備を進めた上で、早期に具体的な整備目標を定め、本格的な復旧等の取組を進めていく。

③ 水産業の再生

漁業の再生に向けて、福島県においては、がれきの撤去・処理への支援、放射性物質濃度の測定調査、漁業者や養殖業者の経営の合理化や再建の支援を実施してきた。福島第一原発の事故以降、沿岸漁業及び底びき網漁業の「試験操業・販売」の取組は令和2年度末で終了し、令和3年度から本格的な操業への移行を図っている。

震災前と比べ、令和6年の水揚量は39%の水準となっている。沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の水揚量は、震災前と比べ令和6年は26%まで回復している。水産加工業についても売上げが震災前の8割以上に回復している事業者の割合は38%（令和7年4月時点）となっており、引き続き水揚量の増加や水産加工業の販路の回復が重要な課題となっている。

ALPS処理水の処分に伴う水産業への支援対策として、各年度の東日本大震災復興特別会計予算において、水産物の販売促進・販路回復や、水産業の生産性向上・担い手確保のための支援等を実施している。

（8）風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

① 風評払拭等に関する戦略・風評対策タスクフォース

風評払拭・リスクコミュニケーションの推進については、平成29年12月12日に策定した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」等に基づき、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの観点から、関係府省庁が一体となって、効果的な情報発信に取り組んでいる。

今後も現場主義を徹底し、被災地の現状とニーズを把握しながら、復興庁の司令塔機能を発揮し、関係府省庁の有効な施策を総動員し、政府一体となって風評対策を強力に推進していく。

② 被災児童生徒へのいじめ防止

文部科学省では、平成 29 年 3 月に、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むことを明記し、学校現場に対して対応の強化を求めるとともに、同年 4 月には、被災児童生徒へのいじめの防止について、松野文部科学大臣（当時）によるメッセージを発表した。また、同年 5 月に福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 32 号）が公布・施行され、福島特措法に被災児童生徒へのいじめ防止対策を追加している。

さらに、偏見や差別に基づくいじめを防止するため、福島県教育委員会が作成した東日本大震災の経験を踏まえた道徳教材の積極的な活用を促進するとともに、放射線副読本等の活用を含め、放射線に関する教育を充実するよう、全国の学校に促している。

③ 福島県の農林水産品の風評払拭の総合的支援

福島県産品の購入をためらう人の割合は低減傾向で推移している。福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで風評の払拭を総合的に支援しており、具体的には、放射性物質の検査、産地競争力の強化、国内外の販売促進、生産者の第三者認証 GAP 等の取得、被災地の水産加工業者等が行う販路の回復・新規開拓等の取組に必要な加工機器の整備、オンラインストア等を活用した新たな販路開拓、商談機会の拡大、大手量販店や専門鮮魚店等での販売促進等を支援している。

④ 福島県産農産物等の流通の実態調査等

農林水産省では、福島特措法に基づき福島県産農産物等の生産・流通・販売段階の実態を調査している。福島県産品と全国平均との価格差はおおむね回復傾向にあり、直近の令和 6 年度調査では、牛肉等は依然として震災前の水準まで回復していないものの、ピーマン等は全国平均を上回っていることが確認されている。また納入業者が納入先の福島県産品の取扱姿勢を実態よりも低く評価する認識の食い違いについては、卸・仲卸・加工業者一小売・外食業者間でやや改善したこと等が明らかになっている。

⑤ 輸入規制の撤廃

福島第一原発の事故に伴い、日本産農林水産物・食品に輸入規制措置を講じた 55 か国・地域に対して、政府一丸となって撤廃に向けた働きかけを行ってきた結果、これまでに、49 の国・地域が規制を撤廃し、規制を維持するのは中国、香港、マカオ、韓国、ロシア及び台湾の 6 の国・地域となっている。直近では、

令和7年8月に台湾が規制の更なる緩和案を発表するとともに、同年9月には、すべての規制の撤廃を検討している旨表明した。

ALPS 処理水の海洋放出に伴い、令和5年8月、中国が日本産水産物の全面的な一時輸入停止を行ったほか、香港及びマカオが 10 都県¹³産水産物等の輸入を停止し、10 月にはロシアが日本からの水産物の供給に対する中国の制限措置に加わった。令和6年9月に、IAEA と、関係国の関心を踏まえ、IAEA の枠組みの下での現行のモニタリングを拡充し、その中で参加国の専門家による採水等のサンプリングを実施することで一致した。

中国との間では、令和6年9月20日、ALPS 処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について、「日中間の共有された認識」を発表し、中国側は、IAEA の枠組みの下での追加的なモニタリングの実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。

同年10月、令和7年2月、4月、6月、9月には、この IAEA の枠組みの下での追加的モニタリングが実施され、中国を含む参加国の分析機関による海水の採水や水揚げされた水産物の選定、ALPS 処理水の採水が行われた。中国政府は、これまで分析が完了したものについて、分析結果が正常であった旨公表している。

同時に首脳・外相レベルを含め、中国側に対して日本産水産物の輸入を早期に再開するよう働きかけるなど、政府一丸となって取り組む中、令和7年3月、4月及び5月に日中当局間で、日本産水産物の対中輸出再開に向けた技術協議を実施し、同年5月28日、日中双方は、対中輸出再開のために必要な技術的要件について合意した。同年6月29日、中国政府は、日本的一部地域（37 道府県¹⁴）の水産物の輸入を回復する公告を発出し、これにより、日本の輸出関連施設の再登録の手続が開始した。

今も規制が残る国・地域に対しては、科学的根拠に基づかない輸入規制措置の即時撤廃に向け、二国間会談等様々な機会を捉え、引き続き働きかけを行っていく。

⑥ 課税の特例

令和2年6月に公布された令和2年復興庁設置法等改正法により福島特措法の一部が改正され、福島県内において、風評被害に対処するための事業活動を行う事業者に対する、設備投資や雇用に係る課税の特例が設けられ、令和3年4月

¹³ 宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県

¹⁴ 上述の10都県を除いた道府県

から施行されている。具体的には、特定風評被害¹⁵による経営への影響に対処するための特定事業活動¹⁶に係る特例が創設され、いまだ風評被害が根強く残る農林水産関連産業や観光関連産業を対象業種として特定事業活動の用に供する機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除、特定被災雇用者等¹⁷を雇用した場合の税額控除等の措置が講じられている。

⑦ 放射線に係る住民等の健康管理

国は、福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、平成23年度第2次補正予算により福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出し、全面的に福島県を支援している。

同基金により福島県が実施している「県民健康調査」における外部被ばく線量を把握するための基本調査では、令和7年3月末時点で約57万人が回答している。このうち、推計期間が4か月未満の方及び放射線業務従事経験者を除く約47万人の99.8%の方が5mSv未満となっており、この結果について、福島県「県民健康調査」検討委員会は、「放射線による健康影響があるとは考えにくい」と評価している。

放射線に係る住民の健康管理については、引き続き、福島県が実施する県民健康調査について、財政的・技術的な支援を行うとともに、県民健康調査に携わる人材の育成を支援していく。

また、国は、福島県いわき市に設置した「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」が中心となり、福島県内における放射線不安対策として、住民からの相談に対応する相談員、自治体職員等への研修や専門家派遣等の支援を行っている。加えて、帰還した又は帰還を検討している住民を対象に、帰還後の生活の中で生じる放射線への不安・疑問について、車座意見交換会等を通じたリスクコミュニケーションを実施している。さらに、福島県外においても、企業や学校、地域住民の要望に応じた研修会やセミナーを開催し、放射線不安へのきめ細かい対応を行っている。

【 → 参考資料④ p98】

¹⁵ 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等不振並びに観光客の数の低迷。

¹⁶ 個人事業者又は法人であって復興庁令で定める事業分野に属するものが、特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動。

¹⁷ 平成23年3月11日において、福島県内の事業所に勤務していた方、福島県内に居住していた方のいずれか。

2 地震・津波被災地域¹⁸

（1）被災者支援

① 避難者等の状況

（i）避難者

発災以降の避難者数は、原子力災害による避難も含め、全国で最大約47万人に上ったが、令和7年8月時点で、約2.7万人まで減少している。そのうち、福島県からの県外避難者が、約1.9万人となっている。

【 → 参考資料⑤⑥ p99】

（ii）応急仮設住宅等

災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき供与される応急仮設住宅等への入居者は、全国で最大12万3,723戸（31万6,253人）に上ったが、令和7年9月時点で476戸（731人）（うち、建設型仮設住宅：3戸（3人）、民間賃貸住宅：407戸（624人）、公営住宅等：66戸（104人））まで減少しており、恒久住宅への移転が進んでいる。

応急仮設住宅等の提供については、岩手県及び宮城県において、令和2年度をもって救助を終了しているが、福島県では、2町（大熊町、双葉町）において、令和9年3月まで延長を決定している。

② 被災者支援に関する取組

上記のとおり、避難者数は減少傾向にあるが、避難生活の長期化等に伴う課題の複雑化・困難化や、災害公営住宅等への移転後の住民の新たなコミュニティづくり、一人暮らし高齢者等の日常生活上の困りごと等、復興のステージに応じた新たな課題が生じており、それらへの対応が必要となっている。このため、以下のとおり、「被災者支援総合交付金」等を活用して、コミュニティ形成支援、高齢者等の見守り、心のケア、生きがいづくり、福島県からの県外避難者への支援等、総合的で切れ目のない支援を実施している。

¹⁸ 原子力災害被災地域と共にする事項等に關しても一部記載している。

＜参考：被災者支援総合交付金の支援メニュー＞

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
	<p>①被災者支援総合事業</p> <ul style="list-style-type: none">・住宅・生活再建支援・「心の復興」・被災者支援コーディネート・コミュニティ形成支援・被災者生活支援・県外避難者支援
II. 被災者の日常的な見守り・相談支援	
	<p>②被災者見守り・相談支援事業</p>
III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
	<p>③仮設住宅サポート拠点運営事業</p>
IV. 被災地における健康支援	
	<p>④被災地健康支援事業</p>
V. 被災者の心のケア支援	
	<p>⑤被災者の心のケア支援事業</p>
VI. 子どもに対する支援	
	<p>⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業</p>
	<p>⑦福島県の子どもたちを対象とする自然体験・交流活動支援事業</p>
	<p>⑧子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業</p>

＜参考：被災者支援に係る交付金による支援の経緯＞

- ・ 平成 27 年 1 月に、「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定し、「支援体制の充実と心の復興」、「住居とコミュニティ形成への支援」、「子どもに対する支援」という 3 つの柱に沿った対策を取りまとめ
- ・ これに基づき、平成 27 年度に、「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設し、地方公共団体が策定する事業計画の下、被災者の見守り・コミュニティ形成支援、子どもに対する支援の取組を支援
- ・ 平成 28 年度に、「被災者健康・生活支援総合交付金」を拡充し、「被災者支援総合交付金」を創設（生活・住宅再建に関する相談対応への支援や「心の復興」事業を追加し、関連事業を統合）
- ・ 平成 29 年度に、「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」（令和 3 年度からは「子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業」）を同交付金の対象に追加
- ・ 令和元年度に、「被災者の心のケア支援事業」を同交付金の対象に追加（厚生労働省の単独事業を統合）

（i）コミュニティ形成支援

災害公営住宅等への入居の進捗に応じて、被災者の移転に伴う新たなコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合等が課題となっており、これらを支援する取組を行っている。

こうした取組等により、令和 6 年度までに、災害公営住宅等において、572 の自治会が新たに設立されている。

（ii）高齢者等の見守り

被災した高齢者等が安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に生活支援相談員を配置し、災害公営住宅等の巡回により、支援が必要な被災者の把握、日常生活上の相談支援、関係機関へのつなぎ等を実施している。

生活支援相談員の配置数は、平成 29 年 3 月には 790 人となっていたが、取組の進捗等により、令和 7 年 3 月時点では 226 人まで減少している。見守り支援が必要な世帯数は、平成 29 年 3 月には約 6 万世帯となっていたが、令和 7 年 3 月時点では約 2.9 万世帯まで減少している。

（iii）被災者の心のケア

専門的な心のケアを必要とする被災者へ適切に対応するため、被災 3 県に心のケアセンターを設置し、専門家による相談対応や訪問支援とともに、人材育成や支援者に対する支援等を行っている。

心のケアセンターへの被災3県全体の相談者数・相談件数は、震災当初に比べるとおおむね減少傾向にあるものの、県ごとの実態・推移に差異もみられる。

【 → 参考資料⑦ p100】

(iv) 生きがいづくり

被災者が地域の中で安心して生きがいを持って日常生活を営むことが重要であることから、被災者が主体的・継続的に活動することにより、人と人とのつながりを作っていくための「心の復興」事業に取り組んでおり、各地方公共団体において、農作業等を通じた交流会や手作りグッズの製作、ワークショップを通じた被災者同士の交流等が行われている。

(v) 被災者の住宅・生活再建に関する相談支援

一人暮らしの高齢者等、生活再建に問題を抱える被災者への相談支援が重要な課題となっていることから、被災者の円滑な住宅移転や生活再建のため、住宅・生活の再建計画づくり、手続のサポート等の相談支援に取り組んでいる。

(vi) 福島県からの県外避難者への支援

避難生活が長期化する中で、避難先における安定した日常生活を確保とともに、円滑な帰還や生活再建を支援するため、全国26か所の生活再建支援拠点における各種の相談対応や交流会開催の支援に取り組んでいる。

(vii) 被災したこどもに対する支援

被災したこどもに対する心のケアや学習支援等をきめ細かく行うため、教職員の加配やスクールカウンセラー等の配置、被災により経済的に困窮している家庭を対象とした就学支援等に取り組んでいる。

(viii) NPOやボランティア団体等の多様な担い手による活動への支援

避難生活が長期化する中で、被災者の置かれた状況やニーズが多様化し、きめ細かな対応が必要であることから、被災者同士の交流により被災者の孤立化を防いだり、避難先における新たなコミュニティの形成や既存の地域コミュニティとの融合、被災者の生活の困りごと等の解決に向けた相談対応等の被災者支援を行うNPO団体等に対しての支援を行っている。

また、NPOやボランティア団体等がよりきめ細かい支援を行い、活動を円滑に進められるよう、NPO等が活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、平成23年度以降毎年度情報提供を行っている。

さらに、復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援して

いる事例等の収集・公表（初版：平成24年11月、全体統合版（第1版～第28版）：令和6年8月）や多様な視点からの復興への活動ポイント集の改定を行い、男女共同参画の視点に立った取組を実施している。

（2）住まいとまちの復興

① 住宅再建・復興まちづくり及び生活環境の整備等

（i）住宅再建・復興まちづくり

1日も早く被災者に恒久住宅へ移っていただくため、これまで、計画策定、用地取得、埋蔵文化財発掘調査、発注者支援、施工体制の確保等、各々の復興のステージにおいて事業の隘路（あいろ）となる課題に対して、累次にわたる加速化措置を講じてきたこと等により、被災市町村における災害公営住宅の整備や高台等の宅地造成については、令和2年末までに完了している。具体的には、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業及び漁業集落防災機能強化事業による民間住宅等用宅地の確保については、計画した1万8,226戸全てで完了し、災害公営住宅については、帰還者向けの災害公営住宅を除き計画した2万9,654戸全てで完了している。また、復興のステージに応じた地域の課題に対し、復興交付金（効果促進事業）を活用し、支援を実施してきた。

住宅の自力再建に向けた支援として、被災者生活再建支援金を着実に支給するとともに、低利の災害復興住宅融資の供給、住宅の自力再建のための借入れに係る利子相当額の補助、資材調達支援や職人紹介支援を行う「マッチングサポート制度」の実施等、各種支援施策を着実に推進している。被災者生活再建支援金の支給状況を見ると、住宅が全壊するなどして基礎支援金を受給した20万7,300世帯のうち、住宅を建設・購入するなどして加算支援金を受給した世帯は15万8,400世帯（76%）となっている（令和7年8月末時点）。

復興の拠点となる市街地を用地買収方式で整備する津波復興拠点整備事業については、令和2年度末までに24地区全てで造成が完了している。造成宅地の滑動崩落防止については、令和2年度末までに182地区全てで対策工事が完了している。

このほか、地域公共交通確保維持改善事業の被災地特例等を活用し、応急仮設住宅等の被災者の日常生活における移動の確保や、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資する取組を支援している。

【 → 参考資料⑧⑨⑩ p101～p106】

（ii）造成地や移転元地等の利活用促進

造成後の宅地の早期有効活用に向けて、被災市町村において、まちの将来イ

メージ等の提示やマッチング等の取組が進められている。国においても、各地方公共団体の取組事例の紹介や助言を行うなど、これらの取組を支援している。

防災集団移転促進事業の移転元地の利活用に向けて、これまで、土地の交換に伴う免税措置を講ずるとともに、土地利用計画策定や公有地の集約促進のための支援策を取りまとめ、市町村へ周知を行ってきたことにより、公有地を集約した産業用地への企業進出や、民間事業者による農業施設整備等、様々な形での利活用が進んでいる。

また、土地区画整理事業等による造成宅地や防災集団移転促進事業によって取得した移転元地等のより一層の活用促進に向け、令和3年度に復興庁に開設したワンストップ相談窓口等を通じ、被災地に寄り添ったハンズオン支援により地域ごとの個別課題にきめ細かく対応し、一般施策とも連携しながら、被災市町村の取組を推進している（令和7年3月までに、14市町に対し、計26件のハンズオン支援を実施）。

令和6年12月時点で、被災3県における土地区画整理事業による造成地の活用率は76%、移転元地の活用率は75%となっている。

【 → 参考資料⑪ p107】

（iii）教育環境の回復

学校施設等については、令和7年9月現在、公立学校施設災害復旧事業に申請した学校2,325校中、復旧が完了した学校は2,319校（99%）となっている。

【 → 参考資料⑩ p104】

（iv）医療及び介護の提供体制の確保

被災した医療施設の早期復旧・復興を支援するため、地域医療再生基金を被災各県について拡充（令和7年9月末時点で合計約2,140億円を交付）し、被災各県では、地域医療再生計画及び医療の復興計画に基づく各種事業の実施により、医療提供体制の再構築に取り組んできた。その結果、令和7年9月末時点で、震災により入院受入れに支障を生じた病院の98%（182病院中179病院。廃止済みの病院を除く。）において震災前と同様の入院医療を提供することが可能となるなど、取組が進捗している。

また、介護施設、障害者施設について、施設復旧のための費用（社会福祉施設等災害復旧費補助金）を確保し、介護・福祉提供体制の再構築に取り組んできた。その結果、令和7年9月末時点で、施設の復旧が必要な介護施設の98%（500施設中489施設）、障害者施設の97%（310施設中301施設）が復旧している。

介護・福祉人材については、被災各県においても、依然として不足している状況にある。このため、離職した介護人材の呼び戻しを図るとともに、地域医療介

護総合確保基金を活用し、就職説明会の開催、介護人材キャリアアップ研修の実施、施設内保育施設の運営等、長期的な観点から介護従事者の確保のために地域の実情に応じて行う取組を支援している。

さらに、市町村が地域の特性に応じ、医療・介護・住まい等を一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築できるよう、地域医療介護総合確保基金により、市町村の在宅医療・介護サービスの充実等のための取組を支援している。

【 → 参考資料⑩ p104】

② 被災地の経済発展の基盤となる公共インフラ等の構築等

(i) 道路

道路（直轄区間）については、令和2年3月までに、被災3県内の国道4号、6号及び45号の総開通延長距離1,161km全てにおいて本復旧が完了した。道路（県・市町村管理区間）については、令和6年9月までに、被災した道路6,262路線の全てにおいて、本復旧が完了している。復興道路・復興支援道路については、令和3年12月の三陸沿岸道路の全線開通をもって、計画済延長570km全てで開通済みである。

このほか、常磐自動車道広野IC～山元ICの付加車線事業は、令和3年3月までに6か所全てが完成し、いわき中央IC～広野IC、山元IC～岩沼ICの4車線化事業は、令和3年6月までに完成した。

【 → 参考資料⑩ p105】

(ii) 鉄道

鉄道については、令和2年3月までに、被災3県内の旅客鉄道の被災路線の延長距離2,351km全てで鉄道運行を再開している。なお、JR大船渡線・気仙沼線についてはBRT（バス高速輸送システム）により本格復旧している。

【 → 参考資料⑩ p105】

(iii) 港湾

港湾については、釜石港湾口防波堤及び相馬港沖防波堤の復旧が平成29年度に完了したことをもって、被災した港湾のうち復旧工程計画に定められた港湾施設131か所の全てで本復旧工事が完了している。

また、小名浜港において、東日本地域のエネルギー供給を支える拠点として水深18mの岸壁を有する東港地区国際物流ターミナルが令和4年6月から全面供用を開始している。

【 → 参考資料⑩ p105】

(iv) 海岸・河川対策

海岸対策については、本復旧・復興工事を計画した 621 地区全てにおいて着工しており、令和 7 年 9 月末時点で 618 地区（99%）において完了している。

河川対策（直轄区間）については、平成 27 年 3 月までに、被災した河川管理施設 2,115 か所の全てにおいて本復旧工事が完了している。河川対策（県・市町村管理区間）については、令和 7 年 9 月末時点で、被災した河川管理施設 1,070 か所中、1,069 か所（99%）で本復旧工事が完了している。

【 → 参考資料⑩ p106】

(v) 下水道・水道

下水道については、平成 28 年 3 月までに災害査定を実施した 73 か所の処理場の全てにおいて、通常処理に移行している。

水道については、令和 5 年 9 月末までに、通常査定を実施した 184 事業の全てにおいて、本格復旧が完了した。

【 → 参考資料⑩ p106】

(vi) 農林水産関係

農業については、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の 6 県において、2 万 1,480ha の農地が津波による被害を受けた。これに対し、がれきやヘドロの除去、除塩や畦畔（けいはん）の修復、排水機場等の農業用施設の復旧等を支援することにより、令和 7 年 9 月末時点で、津波被災農地（農地転用された農地等を除く。）のうち 96% で営農再開が可能となっている。また、被災 3 県において、津波被災農地の復旧に併せて大区画化・利用集積等を行う取組に対する支援を行っており、令和 7 年 3 月時点で取組地区のうち 83% で整備が完了している。

海岸防災林については、令和 7 年 9 月末時点で、要復旧延長約 164 km のうち 163 km（99%）において本復旧工事が完了している。

水産業については、319 渔港が被災したほか、漁場、漁船、養殖施設、水産加工施設等に甚大な被害が生じた。これに対し、漁港については、令和 4 年 3 月末までに 319 渔港全ての陸揚げ岸壁の機能が回復した。漁場については、令和 7 年 9 月末時点で、養殖漁場 1,140 か所のうち 1,135 か所、定置漁場 988 か所全てでがれきの撤去が完了している。岩手県及び宮城県の養殖業再開希望者の養殖施設については全ての整備が完了しており、被災 3 県で業務再開を希望する水産加工施設については令和 6 年 12 月末時点で 766 施設のうち 758 施設（99%）において業務を再開している。

【 → 参考資料⑩⑪⑫⑬ p106～p108】

(vii) 災害廃棄物等の処理

東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、被災した13道県239市町村(福島県の汚染廃棄物対策地域を除く。)において、災害廃棄物約2,000万トン、津波堆積物約1,100万トンが発生した。これらの災害廃棄物及び津波堆積物の上記13道県内での処理に加え、岩手県と宮城県の災害廃棄物の一部については1都1府16県での広域処理を行った。また、復興事業・公共事業等において、災害廃棄物の約8割、津波堆積物のほぼ全量が再生利用されている。

福島県(汚染廃棄物対策地域を除く。)については、平成29年8月末までに国による可燃物の代行処理等を活用して処理を完了した。

(3) 産業・生業(なりわい)の再生

被災地域での産業を復興し、生業(なりわい)の再生を強力に進めることは、復興政策における重要課題の1つである。

被災3県の企業活動は震災により一時的に大きく落ち込んだが、サプライチェーンの速やかな回復等により、その後は急速に持ち直し、復興需要の下支えもあっておおむね震災前の水準に回復している。

これまで、仮設工場・仮設店舗の整備や、被災した施設の復旧・整備等、災害復興施策として前例のない支援により、応急復旧の段階から本格的な復旧・復興への移行が進んだ。観光業では、観光復興関連予算を活用し、東北の観光復興の取組を進めてきた。農林水産業では、農地・農業用施設や漁港施設、漁船、養殖施設等の生産基盤の復旧等が進んだほか、水産加工業の販路の回復・開拓に向けた活動を支援している。

【 → 参考資料⑭ p109】

① 被災地経済の概況

(i) 主要な業種別の状況

建設業については、復旧・復興事業により、令和6年度における公共機関からの受注工事の請負契約額は震災前に比べ52.2%増となっている。

水産業については、被災3県の主要な魚市場における令和6年の水揚量、水揚金額は、平成22年に比べ、それぞれ54%、91%となっている。

観光業については、風評被害等の影響により、震災のあった平成23年には東北6県(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県。以下同じ。)の外国人延べ宿泊者数が大きく減少したものの、令和元年には震災前(平成22年)の約3.3倍まで増加した。令和2年以降の外国人延べ宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、被災地を含め全国的に落ち込んでいる状況

が続いているが、令和4年10月から政府が個人旅行の受入れや査証免除措置の再開等を実施したことの影響もあり、令和4年12月には東北6県全体で震災前の同月を上回り、令和6年には東北6県全体で震災前の約4.2倍まで増加している。

運送業については、旅客自動車運送事業のうち、乗合バス事業では、平成 22 年度と比較して、令和 6 年度の輸送人員は被災 3 県全体で 20.8% 減となっている。また、貸切バス事業では、平成 22 年度と比較して、令和 6 年度の輸送人員は被災 3 県全体で 32.8% 減となっている。旅客船事業については令和 6 年度の輸送人キロは被災 3 県全体で 37.8% 減（平成 21 年度比）となっている。

商業・サービス業については、内陸部では迅速に復旧し、沿岸部（津波被災地域）でも、仮設店舗等の設置や「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業」（以下、「中小企業等グループ補助金」という。）等により事業再開が進んだ。被災3県の百貨店・スーパー販売額は、平成23年5月には震災前の水準まで回復し、その後も、おおむね震災前の水準を維持している。

〔 → 參考資料 15 16 17 18 19 20 p109~p112 〕

(ii) 事業者の事業継続や売上回復状況

中小企業等グループ補助金により復旧した事業者に対して令和6年11月に行われたアンケート調査の結果によると、被災3県において、補助金を利用して復旧・整備した施設及び設備による事業の継続状況において「事業継続できており、計画以上の成果を得ている」と「予定通り順調に事業継続できている」と回答した事業者はアンケート調査に回答した事業者全体のうち 45%にとどまっており、半数以上の事業者が「現在は事業継続できているが今後の見通しは不透明」と回答している。その主な要因として、「市場縮小・需要低下」や「コスト高騰（原材料・光熱費等）」が大きな不安材料として挙げられている。

また、水産庁が令和6年12月～令和7年4月に行った「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第12回）」によると、売上が8割以上回復したと回答した事業者の割合は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の6県全体で52%にとどまっており、理由として原材料や人材の不足が挙げられている。

【 → 參考資料②② p113】

(iii) 事業所数

被災 3 県の沿岸市町村における事業所数は、震災前の平成 21 年比で、令和 3 年には 90.4 % となっている。

→ 參考資料②3 p114~p115】

(iv) 雇用の状況

被災3県における有効求人倍率（季節調整値）は、震災の影響により平成23年4月には0.45倍まで低下したものの、令和7年9月時点では、1.16倍となっており、雇用者数（雇用保険被保険者数）も震災前の水準を上回っている。一方で、住民の帰還が一部に留まっているなど、深刻な人手不足が見られる地域もある。

こうした被災地特有の人手不足を解消するため、被災者に寄り添った就労支援として、産業政策と一体となって雇用面から支援を行うとともに、求職者の状況を踏まえたきめ細かな職業紹介等に取り組んでいる。

【 → 参考資料②⑤ p116～p117】

② 産業復興の加速化

(i) 施設・設備の復旧支援

中小企業等グループ補助金により、地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画に基づき、その計画に必要な施設等の復旧・整備等を行う取組を支援しており、令和7年9月までに738グループ（北海道内で6グループ、青森県内で10グループ、岩手県内で135グループ、宮城県内で256グループ、福島県内で264グループ、茨城県内で58グループ、栃木県内で1グループ、千葉県内で8グループ）、計1万1,880件の施設・設備の復旧を支援している。

(ii) 企業立地促進

東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域等の産業復興を加速するため、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」等により、企業立地等に対し補助を行い、雇用の創出を通じて地域経済の活性化及び避難指示が解除された地域への住民の帰還を促進している。

【 → 参考資料③ p97】

(iii) 二重ローン対策

復興に向けて再スタートを切るに当たり、既往債務が負担となって新規の資金調達が困難となっている被災事業者に対して、各県の産業復興相談センター及び産業復興機構並びに国の設立した東日本大震災事業者再生支援機構が相談等に応じてきた。特に、近年では新型コロナウイルス感染症拡大等による事業環境への影響を考慮の上、個々の被災事業者の置かれた状況に応じてきめ細かく対応してきたところであり、引き続き個々の被災事業者に寄り添った対応が重要な課題である。

東日本大震災事業者再生支援機構では、支援決定期間が満了した令和3年3

月 31 日までに、事業再建等に関する相談件数が 2,939 件、支援決定を行った案件が 747 件となっており、引き続き、これまでに支援決定した被災事業者の再生に全力で取り組んでいる（令和 7 年 9 月末時点で 406 件の支援を完了）。

産業復興相談センター及び産業復興機構では、令和 7 年 9 月末時点で事業再建等に関する相談件数が 7,236 件、金融機関等による金融支援の合意に至った案件が債権買取決定 339 件を含む 1,491 件となっている（債権買取りについては、令和 3 年 3 月 31 日で終了）。

また、既往の住宅ローンや事業性資金の借入れが負担となって新規の資金調達が困難となっている個人事業主等に対しては、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関を中心に、破産手続等の法的倒産手続によらず私的整理により債務免除を行う民間の自主ルールである「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成 23 年 7 月個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会策定）に沿って支援が行われ、ガイドラインの適用終了となった令和 3 年 3 月 31 日までの個別相談件数が 5,980 件、債務整理の件数が 1,373 件となった。

東日本大震災の被災者は、自然災害の影響を受けたことによって既往債務を弁済できなくなった債務者に係る債務整理を行う際の準則として取りまとめられた「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会策定）の対象に追加され、引き続き、支援を受けることが可能となっている。

（iv）資金繰り支援

被災中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、政府系金融機関による東日本大震災復興特別貸付、信用保証協会による東日本大震災復興緊急保証を実施している。制度創設から令和 7 年 3 月末時点までの実績は、東日本大震災復興特別貸付で約 30 万 4,000 件（総額約 6 兆 1,000 億円）、東日本大震災復興緊急保証で約 15 万 4,000 件（総額約 3 兆 2,000 億円）となっている。

（v）販路開拓、新事業の立上げ等支援

大手企業のノウハウやアイデア等を被災地域企業に提供する地域復興マッチング「結の場」を令和 6 年度までに延べ 43 回開催し、延べ 385 社の被災地域企業・団体と、1,045 社の支援企業が参加し、1,127 件の連携事業が成立した。

また、民間企業からの出向者を中心とする復興庁職員の知見を活用し、各種の専門家と共に被災地域企業の経営課題を解決する「新ハンズオン支援事業」（令和 2 年度まで「被災地域企業新事業ハンズオン支援事業」及び「専門家派遣集中支援事業」として実施していたものを事業統合・名称変更）を実施しており、令

和6年度までに、被災地域企業等のグループに対して支援を行うグループ支援では96件（計388社）、被災地域企業等の個社に対して支援を行う個社支援では338件の支援を実施している。

（vi）仮設店舗等の整備支援及び本設店舗等への移行

早急な事業再開を支援するため、各被災市町村からの設置要望を受け、仮設店舗・工場等の整備を行ってきた。被災6県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、長野県）での仮設施設のしゅん工数は合計648施設であるが、令和7年6月末時点での残存施設数は、25施設である。これらの仮設施設について、ピーク時（平成25年12月時点）には2,825事業者が入居していたが、令和7年6月末時点での入居者は55事業者となっている。中小企業等グループ補助金による本設店舗等の自立再建支援や、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金による商業施設の整備等を通じて、本設店舗等への移行が進んでいる。

【 → 参考資料⑯⑰ p118】

（vii）人材確保対策

被災3県の中小企業の人材確保を支援するため、産業政策と一体となって雇用面から支援を行う「事業復興型雇用確保事業」を実施し、平成29年度から令和6年度までに延べ約1.5万人の雇用があった。

また、人手不足が特に深刻な福島12市町村については、労働力の担い手となる移住者を支援するため、令和3年度から、福島再生加速化交付金に「移住・定住促進事業」を創設し、「ふくしま12市町村移住支援センター」において求人情報の案内や移住者の住宅確保支援等を実施している。

（viii）造船業の復興支援

被災造船事業者の協業化・集約化による漁船の製造・修理拠点の復興を加速するため、造船業等復興支援事業費補助金について8件、約112億円の採択を行い、令和元年5月末までに全ての補助事業が完了している。

③ 農林水産業の再生

農業の復旧・復興については、津波により被災した農地のがれき等の撤去、除塩や農業用施設等の復旧を計画的に進めるなど、営農再開に向けて取り組むとともに、営農再開後もきめ細かい支援を行っている。また、農地の大区画化、大規模施設園芸等の先進的な取組、先端技術を駆使した生産・加工技術等の現地実証研究と成果の普及等を行っている。さらに、放射性物質に係る風評の払拭に向けた丁寧な情報発信や被災地産農産物等の利用促進、諸外国・地域の輸入規制の

撤廃に向けた働きかけを行っている。被災3県を含む全国において、農業生産工程管理（以下、「GAP」という。）の取組が進められているところであるが、特に、福島県においては県を挙げて、GAP認証の取得日本一を目指して取り組んでおり、国としてこうしたGAP推進の取組を支援している。

林業・木材産業の復旧・復興については、需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大に向けた間伐・路網整備や木材加工流通施設、木質バイオマス関連施設等の整備、川上と川中・川下の連携による需給情報の共有化の徹底や民有林と国有林の連携による地域材の安定供給体制の構築等により、地域で流通する木材を活用した木造復興住宅の普及等木材の需要拡大と安定供給の確保による林業の成長産業化に向けた取組を支援している。

水産業・漁村の復旧・復興については、全国屈指の豊かな漁場に恵まれた被災地沿岸部のそれぞれの漁業の特色や被災状況に応じ、必要な支援を実施してきた。被災した漁港のうち、水産業の振興上特に重要な漁港については、高度衛生管理対応の荷捌所（にさばきしょ）等の整備を行うなど、新たな水産業の姿を目指した復興にも取り組んでいる。漁業・養殖業については、地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に適応した安定的な生産体制を構築する漁業協同組合等の取組への支援を行っている。

（4）観光の復興

観光は地域産業全体に影響する裾野が広い分野であり、震災の記憶の風化防止や風評の払拭という観点からも、観光復興は重要な意義を有している。一方で、東北の観光は、風評被害の影響等により、全国的なインバウンド急増の効果を享受できていなかった。

このような状況を受け、平成28年を「東北観光復興元年」として、東北の観光復興を力強く推進するため、観光復興関連予算を活用し、東北の外国人延べ宿泊者数を令和2年までに150万人泊とする目標を設定し取組を行ったところ、令和元年に168万人泊となり、目標を上回った。他方で、福島県において教育旅行の回復や外国人延べ宿泊者数の伸び率に課題が残ること、ALPS処理水の海洋放出による風評への対策が必要なことから、以下の取組等を実施しているほか、政府全体の施策を活用して、福島空港の活用や観光地の二次交通の整備、会議やイベントの誘致などに取り組むとともに、福島のみならず東北各地を周遊する広域的な観光ルートへの誘客を促進するため、複数空港の活用等の広域連携や、情報発信の強化等に取り組んでいる。

・福島県における観光関連復興支援事業

「ふくしま浜通りサイクリルート」等を活用したオープナーリズムを始め、福島県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光の取組について支援し

ている。

・ブルーツーリズム推進支援事業

ALPS 処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズムの推進を目的とする取組について支援している。

（5）「新しい東北」の創造

① 先進的な取組の加速化

被災地は複雑かつ困難な課題を抱えているが、行政のみならず、民間のノウハウや新たな発想により、既にコミュニティ形成等の地域課題の解決や産業・生業（なりわい）の再生等に係る先進的な取組が芽生えている。「新しい東北」の創造に向けては、全国のモデルとしていくため、こうした先進的な取組を加速化することが重要である。

このため、復興庁では、平成 25 年度～平成 27 年度に「『新しい東北』先導モデル事業」を実施し、平成 28 年度以降は、蓄積されたノウハウ等の普及・展開に取り組んでいる。

② 官民連携を推進する情報基盤の整備

被災地では、行政機関のみならず、幅広い担い手（企業・大学・NPO 等）により、復興に向けた様々な取組が進められている。こうした担い手が互いの取組状況やノウハウに関する情報共有・意見交換を行う基盤とするため、経済界・金融機関・行政機関・大学・NPO 等のトップを設立発起人として、平成 25 年 12 月に「『新しい東北』官民連携推進協議会」を設立した。同協議会は、令和 7 年 4 月時点で 1,278 団体の会員を擁している。

同協議会においては、被災地の事業・取組を支援する様々な情報や各種イベントの情報を集約したウェブサイトを開設するとともに、被災 3 県ごとに県、大学、金融機関、連携復興センター等を構成員とする意見交換会を開催するなど、様々な主体間の連携、先進的な取組の普及・展開等のきっかけづくりの場の提供等を行っている。

③ 「新しい東北」の創造に向けた取組に関するノウハウの普及・展開

「新しい東北」の創造に向けた取組の推進により蓄積されたノウハウについては、被災地の地方公共団体や事業者に対する支援を通じて普及・展開を図ることとしている。

また、平成 26 年度に、「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、地方公共団体等をメンバーとする「地域づくりネットワーク」を設置し、地方公共団体や NPO 等に対し、課題発見から課題解決事業の企画立案に対するきめ細かな支援を実

施している（地域づくりハンズオン支援事業）。このような支援により、地域課題解決に向けた道筋を立てることができた地方公共団体や NPO 等の件数は、令和 6 年度までに 59 件に上っている。令和 7 年度は、伝承活動を行う団体へのハンズオン支援を実施している（語り部団体ハンズオン支援事業）。

また、平成 26 年度に、同協議会の下に、金融機関等をメンバーとする「復興金融ネットワーク（投融資促進分科会）」を設置し、金融機関等と産業復興に関する情報共有・意見交換を行うなど、被災地での新たな資金供給の創出を目指した取組を実施している。

さらに、平成 27 年度には、地方公共団体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の企業支援担当者、企業支援の専門家、民間復興支援団体・組織等の連携体制を構築し、企業復興支援体制を強化するため、同協議会の下に、「企業連携グループ」を設置した。

企業連携グループでは、地域復興マッチング「結の場」、新ハンズオン支援事業（前述（3）②（v）販路開拓、新事業の立上げ等支援を参照）を実施することにより、各種専門家や首都圏を中心とする民間企業の知識・ノウハウを被災地に提供している。このような支援により、被災地域企業が抱える経営課題の改善に寄与している。

④ 情報発信の強化

「新しい東北」の創造に向けて、被災地で進むコミュニティ形成等の地域課題の解決、産業・生業（なりわい）の再生等につながる新たな取組の普及・展開や広範かつ継続的な復興の輪の拡大を図る観点から、「新しい東北」の成果等について情報発信を行うことが必要である。

このため、被災地で進む「新しい東北」の創造に向けた活動の普及・展開を促進するべく、「『新しい東北』復興・創生の星顕彰」（平成 28 年度から令和 2 年度までは「『新しい東北』復興・創生顕彰」）を実施し、令和 6 年度においては 10 件を選定した。

また、平成 29 年度から被災地域の課題解決・支援を目的としたワークショップ等を開催している。例えば、令和元年度からは、都内及び被災地において「Fw: 東北 Fan Meeting」を開催し、参加者間のネットワークの構築等を促進している。

令和 6 年度は、人口減少・地域の繋がり、デジタル化、地域の持続可能性向上等の地域課題に取り組んでいる被災 3 県の団体を対象にワークショップを開催した。

（6）地方創生との連携強化

人口減少や産業空洞化といった全国の地域に共通する中長期的な課題を抱え

る「課題先進地」である被災地においては、地域の特性や震災からの復興の経験等も踏まえつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策の総合的な活用が重要であることから、以下の取組を実施している。

① 復興局職員の内閣府併任による地方創生施策の相談窓口機能の強化

令和2年度から、復興局職員の一部について、内閣府地方創生推進事務局職員としての身分も併せて持つようにすることで、被災3県の沿岸市町村の地方創生に関する交付金の新規申請に係る実施計画策定への指導・助言を実施している。

併任職員の数は、令和7年9月末時点で、岩手復興局で4人、宮城復興局で6人、福島復興局で3人となっている。

② 地方創生人材支援制度の活用

国家公務員、大学研究者及び民間専門人材を、副市町村長や幹部職員、アドバイザー等として地方公共団体に派遣する地方創生人材支援制度により、被災3県の沿岸市町村に対して派遣を行っている。

令和7年9月末までにおける被災3県の沿岸市町村への派遣実績は、以下のとおりである（括弧内に派遣年度と派遣元を記載。）。

- ・ 岩手県：久慈市（平成27年度・大学）、山田町（平成27年度・農林水産省、平成29年度・農林水産省）、洋野町（平成29年度・農林水産省）、釜石市（令和元年度・総務省）、宮古市（令和3年度・民間企業）
- ・ 宮城県：東松島市（平成27年度・財務省）、女川町（平成27年度・民間企業）、気仙沼市（平成28年度・総務省）、岩沼市（令和3年度・民間企業、令和5年度・民間企業、令和6年度・民間企業）、名取市（令和4年度・民間企業2人、令和6年度・民間企業）、山元町（令和5年度・民間企業3人、令和6年度・民間企業）
- ・ 福島県：相馬市（平成28年度・国土交通省）、南相馬市（平成28年度・総務省、令和3年度・民間企業3人、令和5年度・民間企業5人、令和6年度・民間企業2人）、富岡町（令和4年度・民間企業）、双葉町（令和5年度・民間企業）、浪江町（令和5年度・経済産業省、令和6年度・農林水産省、令和7年度・経済産業省）

③ 地方創生伴走支援制度による支援

各府省庁の本省職員が、これまでの職務経験を生かして、自らの仕事を行いつつ、地方創生に携わり、地方創生支援官として、課題を抱える中小規模の地方公共団体に寄り添った伴走支援を実施する地方創生伴走支援制度により、被災3

県の沿岸市町村に対して支援を行っている。

令和7年度における、被災3県の沿岸市町村への支援実績は以下のとおりである（括弧内に地方創生支援官の所属府省庁を記載）。

- ・岩手県：大船渡市（国土交通省・内閣官房・文部科学省）
- ・宮城県：南三陸町（財務省・国土交通省・防衛省）

④ プロフェッショナル人材事業の沿岸部展開への支援

道府県が地域の関係機関等と連携し、地域企業の「攻めの経営」への転身に資するプロフェッショナル人材とのマッチングをサポートする取組（プロフェッショナル人材事業）を推進しており、被災3県における成約件数は、令和2年4月から令和7年8月31日までの累積で、岩手県で388件、宮城県で1,560件、福島県で303件となっている。

また、当該事業の拠点（プロフェッショナル人材戦略拠点）の設置経費の一部を新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）で補助している。

⑤ 復旧・復興事業と新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）事業との連携

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の審査において、採択見込み額を超える申請があった場合、取組内容等に応じて、採択の優先順位をつける。①「地方経済」、「生活環境」、「女性・若者にも選ばれる地方」に該当する重点テーマ、②他の国庫補助金等の関連する他政策・施策との戦略的な連携を図る事業（「復興庁の復旧・復興事業と連携した地方への人の流れを創出する事業」等）等計8つの対象事業のいずれかに該当する事業、③上記以外の事業の順に優先順位をつけています。

被災3県の沿岸市町村における新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の令和7年度の採択件数は、岩手県で14件、宮城県で16件、福島県で7件となっている（全国での採択件数（市町村等事業）は計1,422件）。

⑥ 各種地方創生関連セミナー等の活用

地方創生に関する各種セミナー（新しい地方経済・生活環境創生交付金関係説明会、地方公共団体等に向けた地域経済分析システム（RESAS）研修等）について、被災地においても積極的に開催している。

3 復興の姿と震災の記憶・教訓の発信

（1）復興の姿の発信

復興の進捗状況については、隨時分かりやすく国内外に伝えていくことが重要である。そのため、ウェブサイトやSNS等の各種メディアを活用し、復興庁の活動や被災地の復興状況に関する広報を行っている。

また、令和7年8月には、主に小学生を対象とした「こども霞が関見学デー」を復興庁にて開催し、東日本大震災や震災からの復興等について説明した。

（2）東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承

① 国営追悼・祈念施設

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓について後世への伝承を行うとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、国と地方が連携して、地方公共団体が整備する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる国営追悼・祈念施設を整備することとしている。

岩手県陸前高田市、宮城県石巻市に整備する国営追悼・祈念施設については、「東日本大震災からの復興の象徴となる国営追悼・祈念施設（仮称）の設置について」（平成26年10月31日閣議決定）を踏まえ、平成27年度に事業へ着手し、令和2年度末に整備が完了した。両県の復興祈念公園内では、震災・津波の記憶や教訓等の国内外への伝承・発信を目的に、防災教育の更なる充実にも資する展示施設等が整備されている。

福島県浪江町に整備する国営追悼・祈念施設については、上記閣議決定の一部変更（平成29年9月1日）を踏まえ、平成30年度に事業へ着手した。令和3年1月に一部利用が開始され、令和7年度内での完成を目指し整備を進めている。

② 復興全般にわたる取組の集約・総括

東日本大震災の教訓を継承し、今後の大規模災害への対応に活用できるよう、令和3年3月に公表した「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」について、地方公共団体及び関係府省庁との意見交換等を通じて活用及び普及展開を進めている。また、令和5年6月には、この教訓・ノウハウ集の英訳版を作成・公表し、海外にも広く知見を展開してきたほか、令和6年能登半島地震からの復旧・復興に対する知見の提供も実施した。そのほか、復興政策に携わった者にインタビューを行い、記録したオーラルヒストリーを、令和7年3月から公開している。

また、発災から10年間（第1期復興・創生期間が終了した令和2年度まで）の政府の復興政策について、関係府省庁とも連携して振り返りを行い、東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議における検討（令和

4年10月から全4回)も経て、令和5年8月に「東日本大震災 復興政策10年間の振り返り」を公表した。これを、令和6年能登半島地震からの復旧・復興に対する知見の提供として、石川県内の被災した地方公共団体に配布したほか、令和7年4月には英語版の作成・公表を行った。

さらに、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ(ひなぎく)」との連携や、「東日本大震災・原子力災害伝承館」への展示・研究への支援等、国及び地方公共団体等による震災・復興記録の収集・整理・保存・研究等を通じて、復興全般にわたる取組の集約が進められている。

また、「3.11伝承ロード」¹⁹の取組の一環として、被災の実情や教訓を伝承するための施設・遺構等の情報分類整理・ネットワーク化が図られているほか、令和5年3月には伝承施設の情報やモデルコース等を掲載した東日本大震災伝承施設ガイドを発行・公表し、教育機関や観光団体へ配付するなどの情報発信を行っている。加えて、令和5年7月に、東日本旅客鉄道株式会社を中心となって設立された「東北復興ツーリズム推進ネットワーク」に復興庁も参画しており、民間団体とも連携した伝承施設の情報発信等を行っていく。

さらに、直近においては、語り部の育成を目的とした講座の実施や、復興ノウハウ講演会の開催、語り部団体へのハンズオン支援、「『新しい東北』復興・創生の星顕彰」の震災伝承部門の新設、能登半島地震の被災地や南海トラフ地震の被害が想定される地域等の若者が東日本大震災の被災地と交流する取組の実施、東日本大震災の被災者から聞き取った証言集の公開等、教訓継承に関する新たな取組を行っている。

③ 防災教育の更なる充実

東日本大震災では、児童生徒等及び教職員の死者、行方不明者が700人を超えるなど甚大な被害が発生した一方で、防災教育の成果を生かして、児童生徒等が率先して避難した事例が見られ、防災教育の重要性が改めて認識された。

文部科学省では、その教訓も踏まえ、「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(平成24年3月作成)や、教職員向けの指導用資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成31年3月作成)等を作成・配布するとともに、震災当時小・中学生又は高校生であった方々が、被災した経験を語る動画教材(令和4年4月作成)を学校安全ポータルサイトにて配信している。

また、小学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第63号)、中学校学習

¹⁹ 東日本大震災の被災地に数多く存在する震災伝承施設をネットワーク化し、防災に関する「学び」や「備え」を国内外に発信することで、震災を風化させず、後世に伝え続ける取組。

指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）及び高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）のほか、「第3次学校安全の推進に関する計画」（令和4年3月25日閣議決定）においても防災を含む安全教育に係る記述を充実させており、これらを踏まえ、引き続き震災の教訓を生かした学校防災に関する取組を推進している。

4 復興を支える仕組みと予算・決算

(1) 復興を支える仕組み

① 復興特区の活用状況

復興特区制度は、東日本大震災復興特別区域法に基づき、地域の発意・創意工夫により、地域限定の思い切った措置（規制等の特例や税制・財政・金融上の特例）をワンストップで総合的に適用するものであり、地方公共団体が策定する計画に位置付けられた特例措置により、復興事業の円滑かつ迅速な推進に貢献してきた。

その対象区域（復興推進計画又は復興整備計画を作成できる区域）は、第2期復興・創生期間以降においては、復興の取組を重点的に推進する必要がある区域として岩手県・宮城県の沿岸部及び福島県全域の3県86市町村に重点化を図っており、復興特区税制の対象区域についても、被災3県の沿岸42市町村に重点化を図っている。

復興推進計画の認定状況（令和7年9月末まで）について、特例措置別では、規制等の特例に係る計画は42件、税制上の特例に係る計画は37件、金融上の特例に係る計画は244件である（1つの復興推進計画に複数の特例（規制等／税制／金融）が盛り込まれている場合はそれぞれ計上しており、変更認定した復興推進計画は件数に含んでいない。）。

税制上の特例措置については、令和7年3月末までの指定件数は6,935件である（課税の特例ごとに指定を受ける必要があることから、1者で複数の特例について指定を受けている事業者等もある。）。

金融上の特例措置については、令和7年9月末までに、延べ244の事業者を対象に利子補給を実施しており、総投資額1兆2,029億円を誘発し、9,816人分の雇用を新規創出している。

このほか、被災地の土地利用再編のための特例措置等を講ずる復興整備計画については、令和7年9月末までに、岩手県内の12市町村、宮城県内の14市町、福島県内の13市町村において作成され、1,053地区で活用されている。

なお、令和2年復興庁設置法等改正法の附則では、施行後5年以内に東日本大震災復興特別区域法等の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

【 → 参考資料⑧⑨ p119～p120】

② 福島再生加速化交付金等の活用状況

（i）福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の活用状況

放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、町内復興拠点の整備、農業・商工業再開の環境整備、移住・定住の促進等の事業に対する支援を実施している。平成25年度補正予算における制度創設から令和7年9月30日までに交付可能額通知を52回行っており、事業費は約7,554億円（うち国費は約5,840億円）となっている。

（ii）福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）の活用状況

復興公営住宅の整備を中心に、関連する基盤整備やコミュニティ維持などのソフト施策を一体的に実施している。平成25年度予算における制度創設から令和7年4月1日までに交付可能額通知を35回行っており、事業費は約2,643億円（うち国費は約2,291億円）となっている。

（iii）子ども元気復活交付金（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援））の活用状況

子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整えるため、子どもの運動機会の確保のための施設の整備、公的な賃貸住宅の整備、さらには施設と一体となって整備の効果を増大させるプレイリーダーの養成等のソフト施策を支援している。平成25年度予算における制度創設から令和6年12月13日までに交付可能額通知を32回行っており、事業費は約479億円（うち国費は約228億円）で、運動施設61か所、遊具の更新644か所の整備等を進めている。

（iv）地域情報発信交付金（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）））の活用状況

ALPS処理水の処分に伴う風評対策として、福島県内の地方公共団体が自らの創意工夫によって行う地域の魅力や食品の安全性等の情報発信の取組を支援している。令和3年度予算における制度創設から令和7年9月30日までに交付可能額通知を18回行っており、事業費は約70億円（うち国費は約35億円）となっている。

（v）福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）の活用状況

原子力災害による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家等の既存ストックの状況の把握及び有効かつ適切な活用に必要な取組の支援を行っている。令和元年度予算における制度創設から令和7年4月1日までに、交付可能額通知を11回行っており、事業費は約5.1億円（うち国費は約4.0億円）となって

いる。

(vi) 福島再生加速化交付金（浜通り地域等産業発展環境整備事業）の活用状況
イノベ構想の推進の加速化及び地元の復興・再生に寄与することを目的とし、浜通り地域等における取組等の情報発信、交流人口拡大、地域で新産業創出を目指す者への支援体制の構築等について支援を行っている。令和3年度予算における制度創設から令和7年4月7日までに、交付可能額通知を5回行っており、事業費は約26.3億円（うち国費は約13.1億円）となっている。

(vii) 福島生活環境整備・帰還再生加速事業の活用状況

公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を推進している。平成24年度予算における制度創設から令和6年度までの事業費は約797億円（全額国費）となっている。

③ 職員応援等の状況

被災地における復旧・復興事業が本格化する中にあって、当該事業を進めていくためには、被災地の地方公共団体に対する職員派遣等による人員やノウハウの提供が必要である。

令和6年4月時点で、被災地方公共団体からの要請を踏まえて、全国の地方公共団体から180人の職員が派遣されており、発災後からの延べ派遣数は令和5年度末で9万8,240人となっている。これに加え、公務員OB、民間実務経験者等を復興庁職員として採用し、令和7年9月30日時点で、16人を被災市町村に駐在させている。この駐在させる支援については、福島県における原子力災害の影響を踏まえ同県を除き、令和7年度末をもって終了し、今後、被災地方公共団体による復興関連業務に従事する職員の募集の情報発信に協力するなど被災地方公共団体の自立的な取組を支援していく。

また、平成28年に発生した熊本地震や平成30年に発生した大阪府北部の地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風、令和6年能登半島地震の際には、これらの災害で被災した地方公共団体に対して、東日本大震災で被災した地方公共団体の職員が派遣され、災害応急支援に当たっており、被災地方公共団体相互間の応援が行われている。

（2）予算・決算

① 復旧・復興事業の規模と財源

第3期復興・創生期間における必要な復旧・復興事業を確実に実施するため、

平成 23 年度から令和 12 年度までの 20 年間における復旧・復興事業の規模と財源については、「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和 7 年 6 月 20 日閣議決定）において以下のとおりとした。

- ・ 事業規模については、令和 8 年度から 5 年間の復旧・復興事業の規模は 1.9 兆円程度と見込まれ、令和 7 年度までの事業規模が 33 兆円程度と見込まれることを踏まえると、令和 12 年度までの 20 年間の事業規模については、34.9 兆円程度となると見込まれる。
- ・ 福島県については、県や市町村が進めている事業を十分に確保した上で、次の 5 年間の全体の事業規模が今の 5 年間を十分に超えるものと見込まれる。
- ・ 復興財源については、平成 23 年度から令和 7 年度までの 15 年間における復旧・復興事業に充てることとした 32.9 兆円程度の財源について、復興特別所得税収や税外収入の実績等を踏まえると、34.9 兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。
- ・ 今後、さらなる物価高騰や新たな政策課題が生じた場合には柔軟に対応する。

② 予算（令和 6 年度・令和 7 年度）

（i）令和 6 年度東日本大震災復興特別会計予算

令和 6 年度東日本大震災復興特別会計予算は 6,331 億円であり、その概要は以下のとおりである。

・ 被災者支援 218 億円

被災者の心のケア、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」、見守り・相談支援等、多様化・個別化してきている被災者の状況に応じたきめ細かな支援を実施した。

・ 住宅再建・復興まちづくり 530 億円

住まいとまちの復興に向けて、災害公営住宅に関する支援を継続するほか、災害復旧事業等について支援を継続した。

・ 産業・生業（なりわい）の再生 331 億円

福島県における農林水産業の再生、福島 12 市町村における事業再開支援、避難指示解除区域における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施するとともに、ALPS 処理水の処分に伴う対策として、福島県を始めとした被災県に対しての水産に係る加工・流通・消費対策や漁業者に対する人材育成の支援等の生産体制の強化を実施した。

- ・原子力災害からの復興・再生 3,338 億円

原子力災害からの福島の復興・再生を加速化させるため、避難指示が解除された地域における生活環境の整備や、帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備、特定帰還居住区域への帰還に向けた取組等を実施するとともに、中間貯蔵施設の管理運営等・放射性物質汚染廃棄物の処理・除去土壤等搬出完了後の仮置場の原状回復等を着実に推進した。また、ALPS 処理水の処分に伴う対策を含めた農林水産・観光等における風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を引き続き実施した。

- ・創造的復興 239 億円

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、F-REI の取組やイノベ構想の推進、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施した。

- ・東日本大震災の教訓継承事業 1 億円

東日本大震災の教訓を国内外に広く展開するため、10 年間の政府の復興政策の経緯・課題等のとりまとめについて、検索性・視認性等に優れた形式での公表及び英訳を行うとともに、被災者を始めとする国民の有する復興に係る知見を収集し、ウェブコンテンツ等で公表した。

なお、上記のほか、震災復興特別交付税（570 億円）や復興加速化・福島再生予備費（800 億円）等を計上した。

（ii）令和 7 年度東日本大震災復興特別会計予算

令和 7 年度東日本大震災復興特別会計予算は 6,462 億円であり、その概要は以下のとおりである。

- ・被災者支援 199 億円

被災者の心のケア、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」、見守り・相談支援等、多様化・個別化してきている被災者の状況に応じたきめ細かな支援を実施している。

- ・住宅再建・復興まちづくり 675 億円

住まいとまちの復興に向けて、災害公営住宅に関する支援を継続するほか、災害復旧事業等について支援を継続している。

- ・産業・生業（なりわい）の再生 361 億円

福島県農林水産業の再生、福島 12 市町村における事業再開支援、避難指示解除区域における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施するとともに、ALPS 处理水の処分に伴う対策として、福島県を始めとした被災県に対しての水産に係る加工・流通・消費対策や漁業者に対する人材育成の支援等の生産体制の強化を実施している。

・原子力災害からの復興・再生 3,355 億円

原子力災害からの福島の復興・再生を加速化させるため、避難指示が解除された地域における生活環境の整備や、帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備、特定帰還居住区域への帰還に向けた取組等を実施するとともに、中間貯蔵施設の管理運営等・放射性物質汚染廃棄物の処理・除去土壤等搬出完了後の仮置場の原状回復等を着実に推進している。また、ALPS 处理水の処分に伴う対策を含めた農林水産・観光等における風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を引き続き実施している。

・創造的復興 224 億円

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、F-REI の取組やイノベ構想の推進、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施している。

・東日本大震災の教訓継承事業 0.3 億円

東日本大震災の教訓を後世に継承するため、復興政策における重要な意思決定に関わった閣僚を始めとする国会議員、地方公共団体の首長等の証言（オーラルヒストリー）を収集、記録するとともに、伝承団体や伝承プログラムの情報を取りまとめ、被災地全体で一覧性をもって公表する。

なお、上記のほか、震災復興特別交付税（659 億円）や復興加速化・福島再生予備費（670 億円）等を計上した。

③ 決算（令和 6 年度）

令和 6 年度東日本大震災復興特別会計の決算は、歳入については、歳入予算額 6,816 億円に対し収納済歳入額は 7,881 億円であって、予算額との差は 1,064 億円の増加となっている。

歳出については、歳出予算現額 7,376 億円に対し支出済歳出額は 5,650 億円、翌年度繰越額 625 億円、不用額 1,100 億円である。

この結果、収納済歳入額と支出済歳出額の差額として2,230億円の剰余を生じた。この剰余金は、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第8条第1項の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとしている。

参考資料

① 東日本大震災による福島県全体の避難者数 (p40 関連)

福島県全体の避難者数 約 2.4 万人

福島県内への避難者数 約 0.5 万人

福島県外への避難者数 約 1.9 万人

* 1 福島県全体の避難者数については、福島県ホームページ「避難者数の推移」より引用。

* 2 福島県内への避難者数については、福島県の発表数値を基に復興庁が作成（令和 7 年 8 月 1 日時点）

* 3 福島県外への避難者数については、復興庁が作成（令和 7 年 8 月 1 日時点）

② 令和 6 年度住民意向調査「帰還意向」について (p50 関連)

(n=回答世帯総数)

	帰還意向（世帯構成比%）			
	戻っている	戻りたい	まだ判断がつかない	戻らない
富岡町 (n=2,176)	11.5	7.9	12.1	49.8
大熊町 (n=1,933)	5.0	13.4	24.5	55.3
双葉町 (n=1,212)	2.6	14.0	25.3	53.3
浪江町 (n=3,136)	10.7	12.4	23.9	51.3

* 復興庁、福島県、各市町村が共同で実施した「令和 6 年度原子力被災自治体における住民意向調査」より抜粋。

③ 各企業立地補助金の執行状況 (p62 関連及び p78 関連)

補助金名	対象地域	交付決定件数 (交付決定額)
ふくしま産業復興企業立地補助金 (申請期限：令和2年度末、事業完了期限：令和6年度末)	福島県全域(避難指示区域等を除く。)	589 件 (約 2,090 億円)
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 (申請期限：令和5年度末、事業完了期限：原則令和7年度末)	津波浸水地域(青森県、岩手県、宮城県、茨城県)及び福島県全域(避難指示区域等を除く。)	545 件 (* 1) (約 2,201 億円)
自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	福島 12 市町村の避難指示区域等	173 件 (約 1,240 億円)

* 1 平成 27 年度まで補助対象としていた地域(福島 12 市町村の避難指示区域等)を含めた交付決定件数。

* 2 復興庁調べ(令和 7 年 9 月末時点)

④ 福島県「県民健康調査」における基本調査 (p67 関連)

表. 外部被ばく実効線量推計状況

実効線量 (mSv)	放射線業務従事経験者を除く			
	人数 (人)	割合 (%)		
~1 未満	291,132	62.2	93.8	
~2 未満	147,784	31.6		
~3 未満	25,837	5.5	5.8	
~4 未満	1,504	0.3		
~5 未満	505	0.1	0.2	
~6 未満	390	0.1		
~7 未満	231	0.0	0.1	
~8 未満	116	0.0		0.2
~9 未満	78	0.0	0.0	
~10 未満	41	0.0		
~11 未満	37	0.0	0.0	
~12 未満	30	0.0		
~13 未満	13	0.0	0.0	0.0
~14 未満	12	0.0		
~15 未満	6	0.0	0.0	
15 以上～	14	0.0		0.0
計	467,730	100.0	100.0	100.0
最高値	25mSv			

* 1 福島県公表資料第 56 回「県民健康調査」検討委員会（令和 7 年 7 月 25 日）の資料 1

から抜粋（令和 7 年 3 月末時点）

* 2 原子力発電所事故発生後の行動記録に基づき、空間線量が最も高かった時期（事故発生直後から平成 23 年 7 月 11 日までの 4 か月間）の個人の外部被ばく実効線量の積算を推計

* 3 推計期間が 4 か月未満の方を除く。

⑤ 避難者の減少 (p68 関連)

	発災 3 日目*1 (平成 23 年 3 月 14 日)	令和 7 年 8 月 1 日			
		合計*2	応急仮設 住宅等及 びそれ以 外の賃貸 住宅等	親族・知人宅 等	病院等
避難者の数	約 47 万人	2 万 6,906 人	1 万 178 人	1 万 6,631 人	97 人

* 1 緊急災害対策本部資料 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県の避難状況の合計

* 2 復興庁調べ。全国の応急仮設住宅等、民間賃貸、公営住宅等、親族・知人宅等及び病院等にいる者の合計。避難者とは、東日本大震災をきっかけに住居の移転を行い、その後、前の住居に戻る意思を有する者であり、原子力発電所事故による自主避難者も含む。

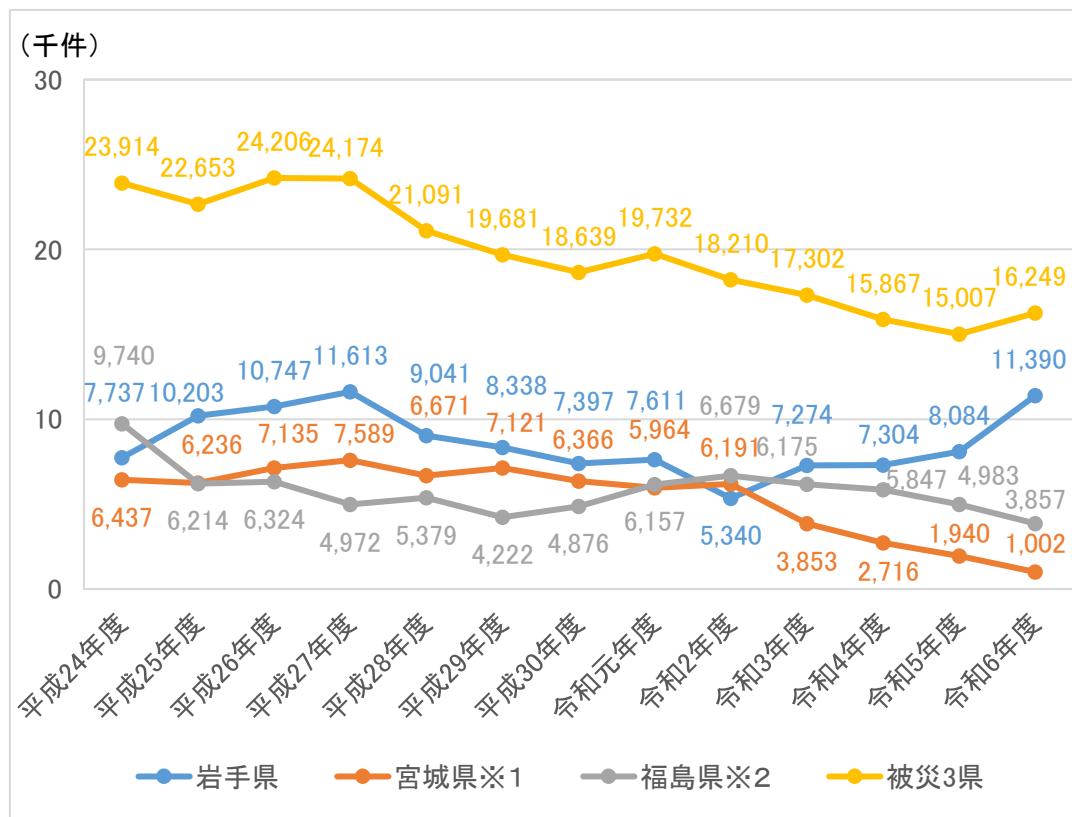
⑥ 避難先地域別の避難者の数 (p68 関連)

所在地域	避難者数	備 考
北海道	729 人	
東 北	8,930 人	《内訳》 岩手県 301 人 宮城県 701 人 福島県 4,646 人 その他 3,282 人
関 東	1 万 2,243 人	
東海・北陸	1,114 人	
近 畿	1,360 人	
中 国	1,250 人	
四 国	108 人	
九 州・沖縄	1,172 人	
合 計	2 万 6,906 人	

* 1 復興庁調べ (令和 7 年 8 月 1 日時点)

* 2 自県外への避難者数は、福島県から 1 万 9,336 人、宮城県から 831 人、岩手県から 516 人となっている。

⑦ 心のケアセンター相談件数 (p71 関連)



(県からの提供データを基に復興庁作成)

* 1 このほか、心のケア支援事業の一部を仙台市に委託して相談支援を実施

* 2 このほか、日本精神科看護協会等に委託して県外避難者に対する相談支援を実施

⑧ これまでの加速化措置の主な内容 (p72 関連)

加速化措置	主な内容
住宅再建・復興まちづくりの 加速化措置第一弾 (平成 25 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> 被災者が 1 日も早く住まいのめどを立てられるように、住宅・宅地の整備に関する工程や戸数の年度別目標を明示する「住まいの復興工程表」を作成
住宅再建・復興まちづくりの 加速化措置第二弾 (平成 25 年 4 月)	<ul style="list-style-type: none"> 所有者不明等の用地取得が困難となるケースに速やかに対応するため、防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化、土地收用手続の効率化等の手続の簡素化を実施
住宅再建・復興まちづくりの 加速化措置第三弾 (平成 25 年 10 月)	<ul style="list-style-type: none"> 加速化措置第二弾に引き続き、用地取得の困難なケースへの対応を飛躍的に加速させるため、手続を画期的に短縮する「用地取得 加速化プログラム」を策定
住宅再建・復興まちづくりの 加速化措置第四弾 (平成 26 年 1 月)	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の復興が進むとともに、市街地中心部の商業集積・商店街の再生が重要な課題となることから、「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」を策定
住宅再建・復興まちづくりの 加速化措置第五弾 (平成 26 年 5 月)	<ul style="list-style-type: none"> 民間住宅の自立再建を支援するため、復興事業による宅地整備等に対応した「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」を作成 これまでの用地取得の迅速化を更に強化した「被災地特化型用地 取得加速化パッケージ」を取りまとめ
住宅再建・復興まちづくりの 隘路打開のための総合対策 (平成 27 年 1 月)	<ul style="list-style-type: none"> これまでの加速化措置の実施状況を踏まえつつ、把握された隘路（あいろ）等を開拓するため、これまでの加速化措置を充実・補完

⑨ 被災3県の災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の整備に係る進捗状況
(p72 関連)

(単位:戸)

		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	計画
岩手 県	民間住宅等用 宅地	4,164	6,064	7,138	7,418	7,472	-	-	-	-	-	7,472
	災害公営住宅	4,594	5,284	5,672	5,734	5,833	-	-	-	-	-	5,833
宮城 県	民間住宅等用 宅地	7,273	8,308	8,822	8,900	8,900	-	-	-	-	-	8,900
	災害公営住宅	13,784	15,415	15,823	15,823	15,823	-	-	-	-	-	15,823
福島 県	民間住宅等用 宅地	1,294	1,817	1,838	1,854	1,854	-	-	-	-	-	1,854
	災害公営住宅 (津波・地震向け)	2,758	2,807	-	-	-	-	-	-	-	-	2,807
	災害公営住宅 (原発避難者向け)	3,400	4,707	4,767	4,767	4,767	-	-	-	-	-	4,767
	災害公営住宅 (帰還者向け)	69	283	293	397	423	423	431	445	453	453	453
3 県 合 計	民間住宅等用 宅地	12,731	16,189	17,798	18,172	18,226	-	-	-	-	-	18,226
	災害公営住宅	24,605	28,496	29,362	29,528	29,653	29,653	29,661	29,675	29,683	29,683	29,683

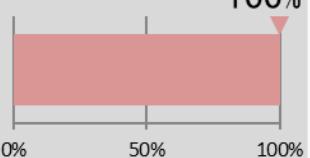
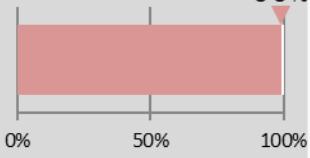
- * 1 民間住宅等用宅地：地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地
- * 2 計画：県及び市町村が定めた整備計画戸数
- * 3 復興庁調べ（令和7年7月末時点）

⑩ 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況 (p72～p75 関連)

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり (防災集団移転促進事業) 〔造成工事の 完了数の割合〕	<p>【地区ベース】</p> <p>100%</p>	<p>完了 324地区</p> <p>計画 324地区</p>
※ 災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む		
■復興まちづくり (土地区画整理事業) 〔造成工事の 完了数の割合〕	<p>【地区ベース】</p> <p>100%</p>	<p>完了 50地区</p> <p>計画 50地区</p>
※ 防災集団移転促進事業 や災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む		
■復興まちづくり (漁業集落防災機能強化事業) 〔造成工事の 完了数の割合〕	<p>【地区ベース】</p> <p>100%</p>	<p>完了 36地区</p> <p>計画 36地区</p>
■災害公営住宅 〔災害公営住宅の 建築工事が完了した 戸数の割合〕	<p>【戸数ベース】</p> <p>100%</p>	<p>建築工事完了戸数 30,107 (29,654)</p> <p>計画戸数 30,230 (29,654)</p> <p>※()内の数値は整備をとりやめた123戸及び帰還者向け災害公営住宅を除いた戸数</p>
※供給計画は「住まいの復興工程表」(R6.9末時点)による。 ※進捗率には、整備をとりやめた123戸及び帰還者向け災害公営住宅の戸数を含んでいない。		

- * 1 防災集団移転促進事業については、「住まいの復興工程表」に基づく面整備を行う
321地区及び茨城県の3地区の合計を計上
- * 2 国土交通省からの情報提供を基に復興庁作成（令和7年9月末時点）

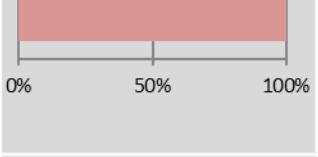
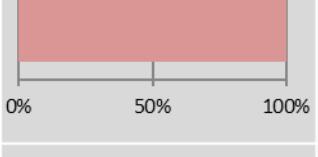
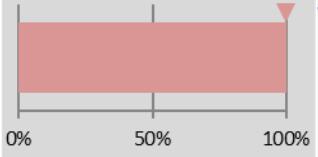
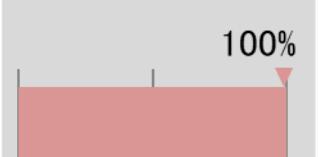
⑩ 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況〔続き〕 (p72~p75 関連)

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり (津波復興拠点整備事業)		完了地区数 24 計画地区数 24※ ※津波復興拠点整備事業として復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち、一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定をした地区数
■復興まちづくり (造成宅地の滑動崩落防止)		完了地区数 182 計画地区数 182※ ※復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち、対策工事が必要な地区数
■復興まちづくり (医療施設)		復旧した医療施設数 298 被災した医療施設数 298
(医療機能の回復)		受入回復した病院数 179 入院の受入制限又は受入不可を行った病院※数 182 ※避難指示区域内(平成24年時点)、廃止済みの病院を除く。
■復興まちづくり (学校施設等)		完了学校数 2,319 (応急仮設校舎や間借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み) 災害復旧事業申請学校数 2,325※ ※申請予定も含む

* 1 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

* 2 復興庁調べ（令和7年9月末時点）

⑩ 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況〔続き〕 (p72～p75 関連)

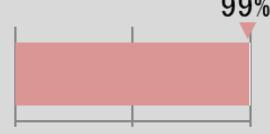
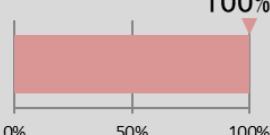
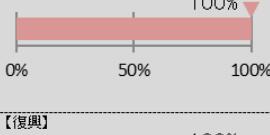
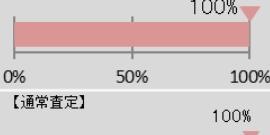
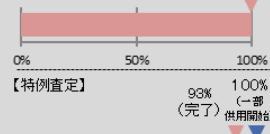
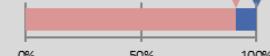
項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■交通網(道路) (直轄区間) 〔本復旧が完了した 道路開通延長の割合〕	 100%	完了済み開通延長 1,161km 主要な直轄国道*の 総開通延長 1,161km ※ 避難指示解除準備区域等を含む ※ 岩手、宮城、福島県内の国道4号、 6号、45号に限る。
■交通網(道路) (県・市町村管理区間) 〔本復旧が完了した 道路路線数の割合〕	 100%	完了済み路線数 6,262路線 被災した道路の路線数 6,262路線
■交通網(道路) (復興道路・復興支援道路) 〔復興道路・復興支援道路 の整備率〕	 100%	供用済延長 570km 計画済延長 570km* ※ 事業中区間と供用済区間の合計
■交通網(鉄道) 〔運行を再開した 鉄道路線延長の割合〕	 100%	運行再開した路線延長 2,350.9km*1*2 被災した路線延長 2,350.9km*1*3 ※1:岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道分を計上 ※2:JR大船渡線・気仙沼線のBRT による本格復旧分を含む ※3:避難指示解除準備区域等を含む (JR常磐線 湯江～番岡駅間 (20.8km)を含む)
■交通網(港湾) 〔本復旧工事が完了した 復旧工程計画に定められた 港湾施設の割合〕	 100%	完了箇所数 131 被災した港湾施設の 箇所数 131

* 1 空港機能については 100%復旧

* 2 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

* 3 復興庁調べ (令和7年9月末時点)

⑩ 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況【続き】 (p72~p75 関連)

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況												
■海岸対策		<p>単位:地区海岸</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>復旧</th> <th>復興</th> <th>全体</th> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>452</td> <td>166</td> <td>618</td> </tr> <tr> <td>計画数</td> <td>452</td> <td>169</td> <td>621</td> </tr> </table> <p>※「復旧」とは、災害復旧事業により行う復旧工のこと。 ※「復興」とは、社会資本整備総合交付金又は農山漁村地域整備交付金により行う整備工のこと。 ※国が避難指示区域等として設定した、福島県内の12市町村を除く。</p>		復旧	復興	全体	完了	452	166	618	計画数	452	169	621
	復旧	復興	全体											
完了	452	166	618											
計画数	452	169	621											
■海岸防災林の再生		<p>完了延長 163km 要復旧延長 164km※</p> <p>※青森県～千葉県における延長</p>												
■河川対策 (直轄区間)		<p>完了箇所数 2,115 被災した河川管理施設の箇所数 2,115</p> <p>※旧北上川(本復旧工事完了済)では、引き続き地震・津波対策を実施中。</p>												
■河川対策 (県・市町村管理区間)		<p>完了箇所数 1,069 被災した河川管理施設の箇所数 1,070</p>												
■下水道		<p>【復旧】 移行済みの処理場数 73 災害査定を実施した処理場数 73</p>												
		<p>【復興】 完了地区数 25 計画地区数 25</p>												
■水道施設		<p>【通常査定】 完了 184事業 査定 184事業</p> <p>※通常査定 復旧方法を確定させた上で実施した災害査定。 (避難指示区域を含む)</p>												
		<p>【特例査定】 完了 (完了) 46事業 査定 46事業</p> <p>※特例査定 復興計画が定まりず復旧方法が確定しない地区において実施した災害査定。</p>												

* 1 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

* 2 復興庁調べ（令和7年9月末時点）

- ⑪ 被災3県における土地区画整理事業の造成地及び移転元地の活用率 (p73 関連)

▼土地区画整理事業(65 地区)の造成地の活用状況

(国土交通省調べ、R6年12月末時点)

地区面積	全体 [※]	土地区画整理事業による宅地供給 ^{注1)}		
		土地活用済 ^{注2)}	全体に対する土地活用済の割合	
全体	1,889 ha	1,009 ha	771 ha	76%
岩手県	600 ha	308 ha	188 ha	61%
宮城県	1,094 ha	622 ha	522 ha	84%
福島県	196 ha	79 ha	60 ha	77%

注1) 宅地面積に、農地、鉄道用地、社寺、墓地、鉄塔用地等は含まない。

注2) 「土地活用済」とは、建築済のほか、農業的利用や駐車場利用等、何かしら土地活用を行っている状態をいう。

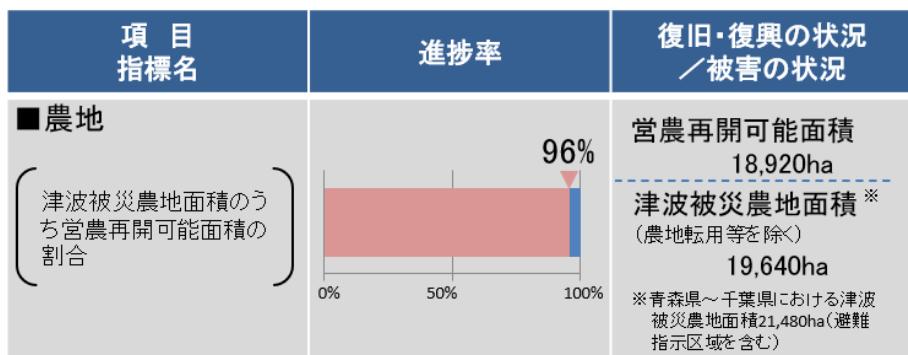
※ 地区面積ではない。

▼移転元地（公有地）の活用予定（構想段階を含む）状況

(復興庁調べ、R6年12月末時点)

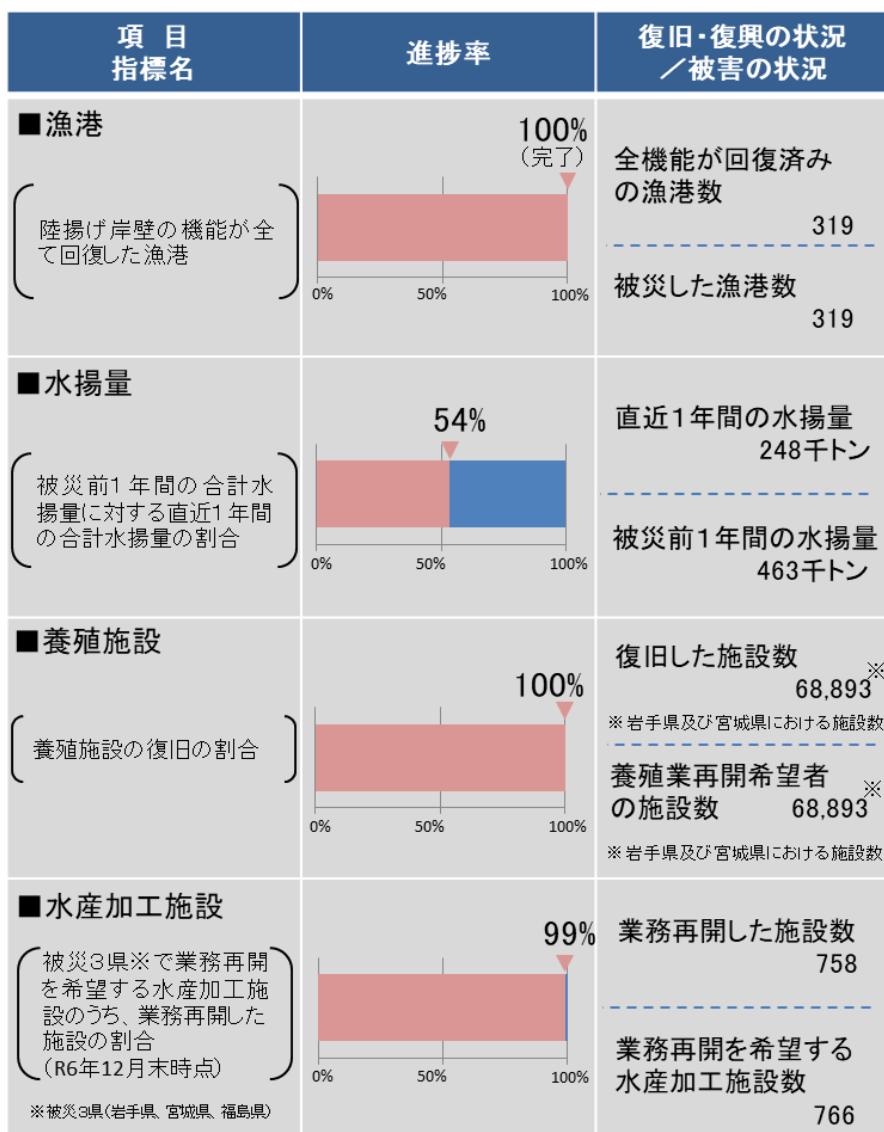
	買取済 面積 (ha)	活用開始 決定済 (ha)	割合 (%)	
			A	B/A
岩手県	321.9	201.9	62.7%	
宮城県	1,144.6	896.8	78.4%	
福島県	665.1	507.7	76.3%	
合 計	2,131.7	1,606.3	75.4%	

⑫ 津波被災農地の復旧・復興状況 (p75 関連)

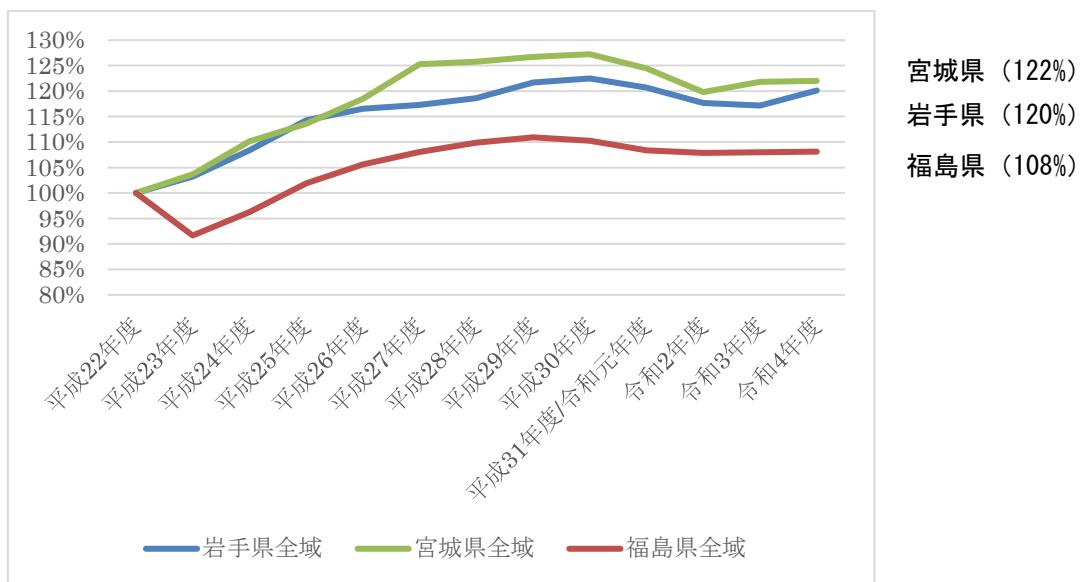


* 農林水産省からの情報提供を基に復興庁作成 (令和7年9月末時点)

⑬ 水産業の復旧・復興状況 (p75 関連)



⑭ 3県の総生産の変化 (p76 関連)



* 1 各県「市町村民経済計算」を基に復興庁作成

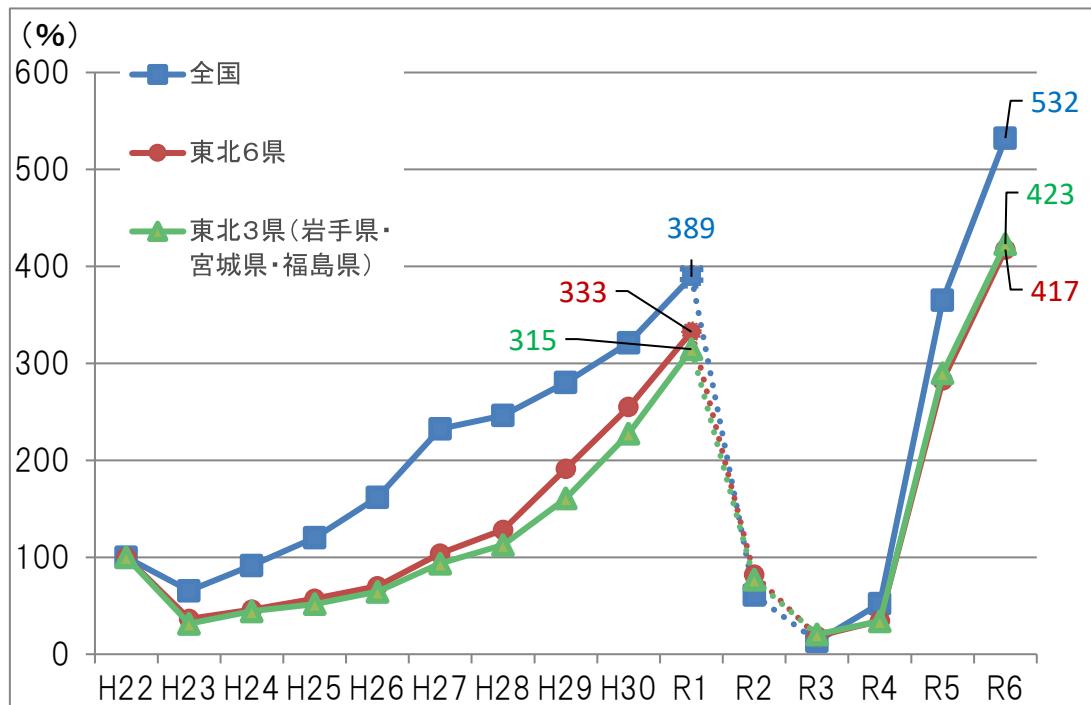
* 2 平成 22 年=100 とした数値である。

⑮ 公共工事前払金保証の件数・請負金額 (p77 関連)

工事場所	件数			請負金額 (単位: 百万円)		
	H22 年度	R6 年度	割合	H22 年度	R6 年度	割合
岩手	5,278	3,292	62.4%	169,230	178,228	105.3%
宮城	6,438	5,018	77.9%	203,974	281,032	137.8%
福島	6,113	5,649	92.4%	184,703	389,695	211.0%
3県計	17,829	13,959	78.3%	557,907	848,955	152.2%

* 北海道建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)「公共工事前払金保証統計」を基に復興庁作成

⑯ 外国人延べ宿泊者数の伸び率の推移（平成 22 年比） (p77 関連)



* 1 観光庁「宿泊旅行統計調査」を基に復興庁作成

* 2 平成 22 年=100 とする。

* 3 四捨五入による端数処理の調整は行っていない。

⑰ 震災前の外国人延べ宿泊者数との比較 (p77 関連)

	平成 22 年	令和元年		令和 6 年	
	外国人宿泊者数 (人泊)	外国人宿泊者数 (人泊)	増減 (H22 年比)	外国人宿泊者数 (人泊)	増減 (H22 年比)
全国	26,023,000	101,306,450	+289.3%	138,527,580	+432.3%
東北 6 県	505,400	1,680,210	+232.5%	2,105,300	+316.6%
東北 3 県	330,100	1,038,510	+214.6%	1,397,310	+323.3%
青森	59,100	337,620	+471.3%	389,040	+558.3%
岩手	83,440	325,450	+290.0%	364,780	+337.2%
宮城	159,490	534,250	+235.0%	743,370	+366.1%
秋田	63,570	119,320	+87.7%	107,870	+69.7%
山形	52,630	184,760	+251.1%	211,080	+301.1%
福島	87,170	178,810	+105.1%	289,160	+231.7%

* 1 観光庁「宿泊旅行統計調査」を基に復興庁作成

* 2 従業員 10 人以上の宿泊施設を対象

⑯ 旅客自動車運送事業による輸送 (p77 関連)

乗合バス事業による輸送 (単位 : 千人)

	平成 22 年度	令和 6 年度	増減
岩手	22, 291	16, 126	-27. 7%
宮城	67, 614	56, 811	-16. 0%
福島	21, 405	15, 275	-28. 6%
3 県計	111, 310	88, 212	-20. 8%
全国	4, 158, 180	3, 805, 689	-8. 5%

貸切バス事業による輸送 (単位 : 千人)

	平成 22 年度	令和 6 年度	増減
岩手	2, 866	2, 379	-17. 0%
宮城	8, 291	5, 826	-29. 7%
福島	5, 761	3, 161	-45. 1%
3 県計	16, 918	11, 366	-32. 8%
全国	300, 049	229, 026	-23. 7%

* 國土交通省「自動車輸送統計調査」を基に復興庁作成

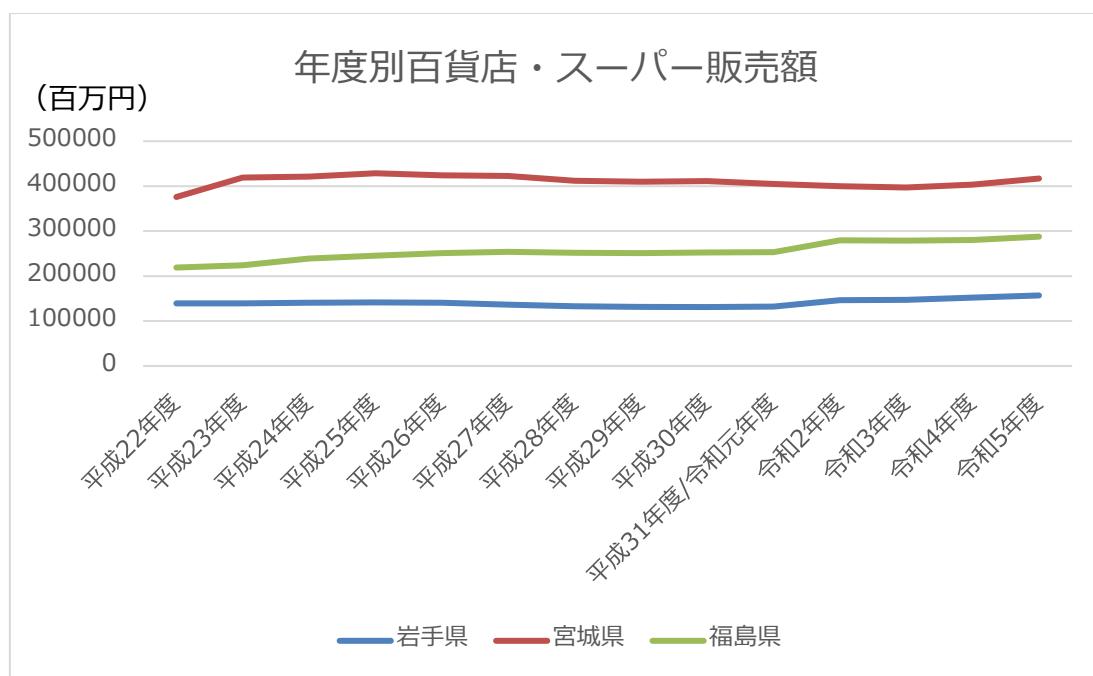
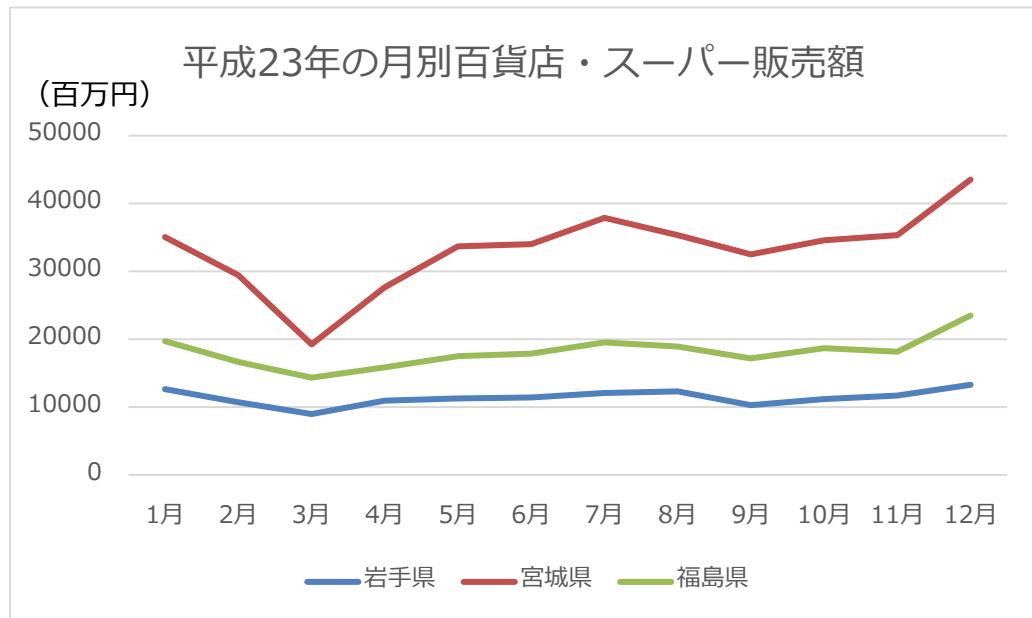
⑯ 旅客船事業による輸送 (p77 関連)

(単位 : 千人キロ)

	平成 21 年度	令和 6 年度	増減
岩手	2, 145	489	-77. 2%
宮城	25, 515	16, 887	-33. 8%
福島	2, 374	1, 298	-45. 3%
3 県計	30, 034	18, 674	-37. 8%

* 國土交通省調べ（令和 7 年 9 月時点の速報値）

㉚ 百貨店・スーパー販売額の推移 (p77 関連)



* 経済産業省「平成22年商業販売統計年報」、「平成23年商業販売統計年報」、「平成24年商業販売統計年報」、「平成25年商業販売統計年報」、「平成26年商業動態統計年報」、「平成27年商業動態統計年報」、「平成28年商業動態統計年報」、「平成29年商業動態統計年報」、「2018年商業動態統計年報」、「2019年商業動態統計年報」、「2020年商業動態統計年報」、「2021年商業動態統計参考表」、「2022年商業動態統計参考表」、「2023年商業動態統計参考表」、「2024年商業動態統計参考表」を基に復興庁作成

㉑ 復旧・整備した事業の継続状況 (p77 関連)

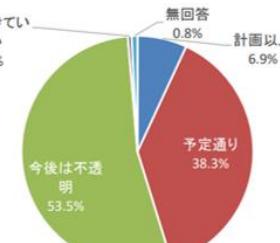
復旧・整備した事業の継続状況

G補助金アンケート結果

Q1で復旧・整備した施設及び設備による事業の継続状況について、①～④の回答割合は下記のとおりとなった。

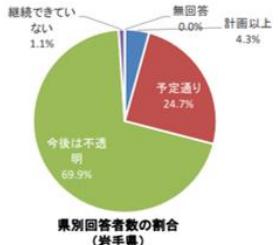
- ① 事業継続できており、計画以上の成果を得ている。 Q3-1へ
- ② 予定通り順調に事業継続できている。 Q3-2へ
- ③ 現在は事業継続できているが今後の見通しは不透明。 Q3-3へ
- ④ 事業継続できていない。 Q3-4へ

県名	計画以上	予定通り	今後は不透明	継続できていない	無回答	合計
岩手県	4	23	65	1	0	93
宮城県	17	87	114	1	3	222
福島県	5	34	22	0	0	61
合計	26	144	201	2	3	376



県別に事業の継続状況をまとめると、福島県は「計画以上」「予定通り」と回答した割合が

63.9%と半数を超えるのに対し、宮城県は46.9%、岩手県は29.0%と県により回答に差が生まれた。



* 東北経済産業局「東日本大震災グループ補助金交付先アンケート調査」(中小企業等グループ施設等復旧整備補助金) (令和7年3月公表) から抜粋

㉒ 事業継続できているが今後の見通しは不透明な要因 (p77 関連)

事業継続できているが今後の見通しは不透明な要因

G補助金アンケート結果

1. 件数

「事業継続できているが今後の見通しは不透明」と回答した事業者は201社、コメントは199件あります(複数回答あり)

2. 回答の傾向

回答を分類すると、以下のようない傾向が見られた。

カテゴリ	回答件数	割合 (%)	備考・具体例
市場縮小・需要低下	78件	54.9%	人口減少、消費者・来店数の減少、公共事業・受注減、地域経済の衰退など
コスト高騰(原材料・光熱費等)	71件	50.0%	原材料・光熱費・運賃の上昇、仕入れ価格の高騰など
人手不足・労働力不足	64件	45.1%	新卒・中途採用の困難、従業員・技術者の不足、高齢化による労働力減少など
資金繰りの厳しさ	57件	40.1%	借入返済負担、資金調達の難しさ、キャッシュフローの逼迫など
後継者問題・経営者高齢化	50件	35.2%	代表者・後継者不足、経営者自身の高齢化、世代交代の不透明さ
環境変化・自然条件の悪化	43件	30.3%	温暖化・海水温上昇による漁業環境の変化、自然条件による原料供給の不安定化
競争激化	21件	14.8%	同業他社・大手企業の参入、価格競争の激化

カテゴリ	回答件数	割合 (%)	備考・具体例
新商品開発・販路拡大の試み	10件	9.9%	新分野への転換、新商品の企画・開発、販路拡大への取り組みの実施

3. まとめ

【課題】

市場縮小・需要低下とコスト高騰が最も大きな不安材料として挙げられており、これに伴い資金繰りの厳しさと人手不足が連動している状態である。また、経営者の高齢化や後継者不足も将来的な事業継続のリスクとして大きく認識されている。それに対して、新商品開発・販路拡大の取り組み等により、現状の事業継続は達成しているものの、以降の成長には不透明感が残るとの回答もあった。

回答全体の約50～60%が市場縮小・需要低下およびコスト高騰に関連し、約40～45%が人手不足や資金繰り、後継者問題に言及しており、多くの事業者が共通の課題に直面している。

※Q3-4「事業継続できていない」への回答件数とコメント

「事業継続できていない」と回答した事業者は2社あり、コメントはそれぞれ「高齢による体調悪化」「需要減少に伴い、土地賃貸契約更新せず施設解体」となっている。

* 東北経済産業局「東日本大震災グループ補助金交付先アンケート調査」(中小企業等グループ施設等復旧整備補助金) (令和7年3月公表) から抜粋

㉓ 3県の沿岸市町村における民営事業所数の推移 (p77 関連)

(単位: 事業所、%)

		H21	H24	H26	H28	R1	R3	H24/H21	H26/H21	H28/H21	R1/H21	R3/H21
	全国	6,199,222	5,768,489	5,779,072	5,578,975	6,398,912	5,844,088	93.1	93.2	90.0	103.2	94.3
	合計	122,646	101,982	108,445	107,754	118,541	110,836	83.2	88.4	87.9	96.7	90.4
岩手県	宮古市	3,104	2,623	2,697	2,649	2,729	2,435	84.5	86.9	85.3	87.9	78.4
	大船渡市	2,654	2,042	2,254	2,516	2,405	2,189	76.9	84.9	94.8	90.6	82.5
	久慈市	2,104	1,915	1,920	1,857	1,881	1,744	91.0	91.3	88.3	89.4	82.9
	陸前高田市	1,231	634	755	787	789	766	51.5	61.3	63.9	64.1	62.2
	釜石市	2,343	1,706	1,853	1,814	1,890	1,744	72.8	79.1	77.4	80.7	74.4
	大槌町	770	206	343	418	463	443	26.8	44.5	54.3	60.1	57.5
	山田町	869	342	598	614	598	590	39.4	68.8	70.7	68.8	67.9
	岩泉町	595	532	522	517	526	489	89.4	87.7	86.9	88.4	82.2
	田野畠村	156	130	135	131	137	126	83.3	86.5	84.0	87.8	80.8
	普代村	165	152	139	139	139	125	92.1	84.2	84.2	84.2	75.8
宮城県	野田村	193	158	165	164	175	177	81.9	85.5	85.0	90.7	91.7
	洋野町	705	649	646	620	650	572	92.1	91.6	87.9	92.2	81.1
	仙台市	51,203	49,028	52,523	51,584	57,196	53,604	95.8	102.6	100.7	111.7	104.7
	石巻市	9,016	5,763	6,243	6,301	6,783	6,443	63.9	69.2	69.9	75.2	71.5
	塙市	3,271	2,728	2,779	2,657	2,849	2,549	83.4	85.0	81.2	87.1	77.9
	気仙沼市	4,458	2,627	2,987	2,936	3,371	3,289	58.9	67.0	65.9	75.6	73.8
	名取市	2,874	2,484	2,755	2,780	3,124	2,902	86.4	95.9	96.7	108.7	101.0
	多賀城市	2,509	2,034	2,172	2,112	2,295	2,165	81.1	86.6	84.2	91.5	86.3
	岩沼市	1,978	1,752	1,822	1,826	1,966	1,845	88.6	92.1	92.3	99.4	93.3
	東松島市	1,662	1,082	1,210	1,192	1,372	1,264	65.1	72.8	71.7	82.6	76.1
福島県	亘理町	1,128	927	1,000	1,016	1,134	1,040	82.2	88.7	90.1	100.5	92.2
	山元町	553	393	400	387	434	428	71.1	72.3	70.0	78.5	77.4
	松島町	668	589	587	578	620	547	88.2	87.9	86.5	92.8	81.9
	七ヶ浜町	578	462	454	445	545	481	79.9	78.5	77.0	94.3	83.2
	利府町	1,017	963	1,030	999	1,118	1,252	94.7	101.3	98.2	109.9	123.1
	女川町	615	191	233	356	363	360	31.1	37.9	57.9	59.0	58.5
	南三陸町	870	268	323	551	590	579	30.8	37.1	63.3	67.8	66.6
福島県	いわき市	15,986	14,917	14,931	14,706	16,537	15,012	93.3	93.4	92.0	103.4	93.9
	相馬市	1,915	1,804	1,769	1,772	1,831	1,718	94.2	92.4	92.5	95.6	89.7
	南相馬市	3,594	2,467	2,657	2,689	2,993	2,745	68.6	73.9	74.8	83.3	76.4

㉓ 3県の沿岸市町村における民営事業所数の推移〔続き〕(p77 関連)

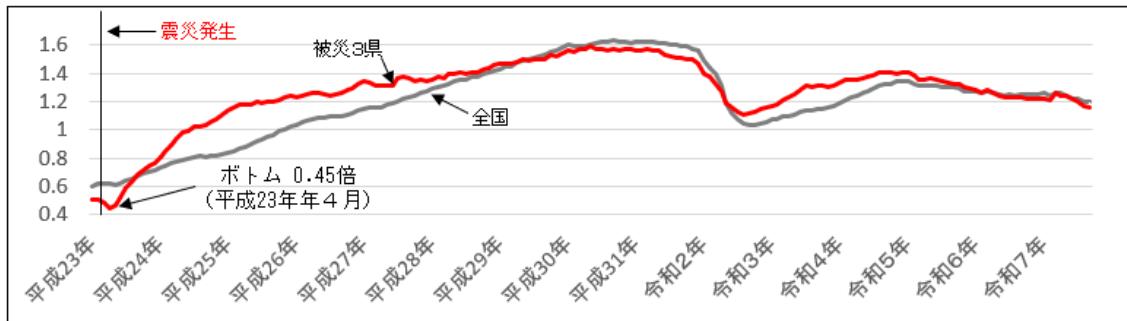
(単位: 事業所、%)

		H21	H24	H26	H28	R1	R3	H24/H21	H26/H21	H28/H21	R1/H21	R3/H21
福島県	広野町	277	132	223	219	292	293	47.7	80.5	79.1	105.4	105.8
	楓葉町	348	...	25	62	193	271	...	7.2	17.8	55.5	77.9
	富岡町	886	...	5	33	113	186	...	0.6	3.7	12.8	21.0
	大熊町	561	2	16	29	0.4	2.9	5.2
	双葉町	329	...	0	0	7	5	...	0.0	0.0	2.1	1.5
	浪江町	1,114	...	14	39	92	115	...	1.3	3.5	8.3	10.3
	新地町	347	282	276	286	325	314	81.3	79.5	82.4	93.7	90.5

- * 1 総務省「平成 21 年経済センサス - 基礎調査」、「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」、「令和元年経済センサス - 基礎調査」、総務省・経済産業省「平成 24 年経済センサス - 活動調査」、「平成 28 年経済センサス - 活動調査」、「令和 3 年経済センサス - 活動調査」を基に復興庁作成
- * 2 「平成 24 年経済センサス - 活動調査」は、調査日において警戒区域又は計画的避難区域が調査対象外とされている。また、「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」は、調査日において帰還困難区域又は居住制限区域が調査対象外とされている。「平成 28 年経済センサス - 活動調査」及び「令和 3 年経済センサス - 活動調査」は、調査日において帰還困難区域が調査対象外とされている（表中では「...」と表記）。
- * 3 平成 21 年の宮古市の数値には、平成 22 年に宮古市と合併した川井村を含む。また、平成 21 年の気仙沼市の数値には、平成 21 年に気仙沼市と合併した本吉町を含む。
- * 4 「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」では、楓葉町、富岡町、双葉町及び浪江町の避難指示解除準備区域にある事業所については、これらの町から提供を受けた名簿情報に基づき調査を実施した。
- * 5 「令和元年経済センサス - 基礎調査」は、下記の点で過去の経済センサスとは調査方法が異なる。
 - ・調査時点が 1 時点ではなく、令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの期間に、順次、全国を調査した。
 - ・法人番号を活用し、国税庁法人番号公表サイトに登録があり、前回までの調査で捉えられていなかった事業所を調査名簿に追加した上で調査を実施している。「令和 3 年経済センサス - 活動調査」についても、平成 28 年経済センサス - 活動調査では活用されていなかった国税庁法人番号公表サイトから、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行っている。

㉔ 雇用の状況（有効求人倍率、平成23年～令和7年） (p78 関連)

(倍)



* 1 数値は、職業安定業務統計の受理地別労働関係指標（季節調整値・パートタイム含む一般）

* 2 厚生労働省調べ（令和7年9月時点）

㉕ 雇用保険被保険者数の推移 (p78 関連)

(単位：人、「前年同月比」「震災前同月との比」は%)

	令和7年 9月	前年同月比	震災前同月 (平成22年9 月)との比	令和6年 9月	平成22年 9月	
3県計	1,627,225	▲ 1.1	+ 7.8	1,645,274	1,509,395	
岩手県	348,667	▲ 2.0	+ 1.4	355,724	343,866	
	久慈	11,850	▲ 1.9	+ 2.4	12,084	11,569
	宮古	16,624	▲ 2.5	▲ 9.3	17,046	18,337
	釜石	16,688	▲ 2.2	▲ 6.9	17,061	17,921
宮城県	大船渡	14,400	▲ 1.7	▲ 11.2	14,644	16,219
		723,419	▲ 0.7	+ 12.3	728,523	644,320
	気仙沼	15,973	▲ 2.6	▲ 13.3	16,402	18,414
	石巻	43,317	▲ 1.1	+ 3.6	43,808	41,812
福島県	塩釜	32,951	▲ 2.3	+ 0.7	33,722	32,721
		555,139	▲ 1.0	+ 6.5	561,027	521,209
	相双	36,750	▲ 0.2	▲ 17.3	36,842	44,422
	いわき	93,724	▲ 1.1	+ 14.3	94,758	81,992

* 1 数値は、3県の労働局及び各公共職業安定所の業務統計値

* 2 厚生労働省調べ（令和7年9月時点）

* 3 公共職業安定所（ハローワーク）の管轄地域

久 慈：久慈市、九戸郡（洋野町、野田村）の一部、下閉伊郡のうち普代村

宮 古：宮古市、下閉伊郡（田野畠村、岩泉町、山田町）の一部

釜 石：釜石市、遠野市、上閉伊郡（大槌町）

大船渡：大船渡市、陸前高田市、気仙郡（住田町）

気仙沼：気仙沼市、本吉郡（南三陸町）

石 卷：石巻市、東松島市、牡鹿郡（女川町）

塩 釜：塩釜市、多賀城市、宮城郡（松島町、七ヶ浜町、利府町）、黒川郡のうち大郷町

相 双：相馬市、南相馬市、双葉郡（広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、

浪江町、葛尾村）、相馬郡（新地町、飯舘村）

いわき（旧 平）：いわき市のうち、ハローワーク小名浜及びハローワーク勿来の管轄区域を除いた地域

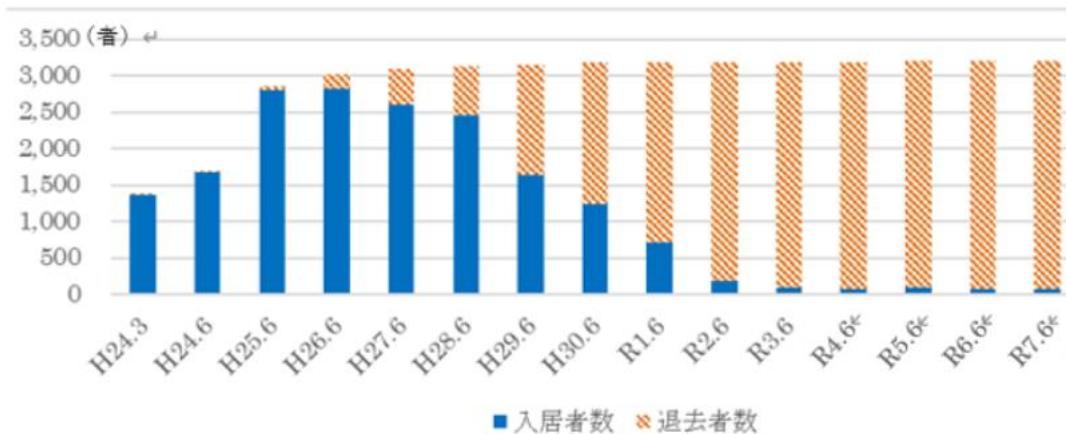
㉖ 仮設施設の残存施設（案件）数 (p80 関連)

(単位: 仮設施設案件数)

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	長野県	合計
残存施設数	0	1	5	19	0	0	25

* 独立行政法人中小企業基盤整備機構調べ（令和7年6月末時点）

㉗ 仮設施設の入居事業者数・退去事業者数 (p80 関連)



* 独立行政法人中小企業基盤整備機構調べ（令和7年6月末時点）

㉙ 復興推進計画の認定状況（令和6年10月1日～令和7年9月30日）
(p89 関連)

地域	認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
宮城县	R7.9.30 変更認定	宮城県・ 34市町村	工場立地法に基づく緑地等規制の特例	ものづくり産業（自動車関連産業、高度電子機械産業等）について、企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。

地域	認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
福島県	R6.10.21	いわき市	金融上の特例 (利子補給金の支給)	ポリフッ化ビニリデン樹脂生産設備の増設が促進される。
	R6.10.21	白河市	金融上の特例 (利子補給金の支給)	半導体製造装置用石英ガラス部品製造工場の新設等が促進される。
	R7.1.20	田村市	金融上の特例 (利子補給金の支給)	船引第三工場の新設が促進される。
	R7.1.20	天栄村	金融上の特例 (利子補給金の支給)	工場の移設・新設が促進される。
	R7.1.20	広野町	金融上の特例 (利子補給金の支給)	工場施設の新設等が促進される。

* 復興庁作成（令和7年9月末時点）

㉙ 復興整備計画の公表状況 (p89 関連)

地域	対象市町村	事業施行地区 ¹	復興整備事業の内容	許認可等の特例
岩手県	○計 12 市町村 (宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、山田町、大槌町、岩泉町、田野畠村、普代村、野田村、洋野町)	計 272 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (宮古市等の計 21 地区) ・集団移転促進事業 (宮古市等の計 45 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (宮古市等の計 95 地区) ・小規模団地住宅施設整備事業 (大槌町の計 7 地区) ・土地改良事業 (釜石市等の計 3 地区) ・その他施設（例：災害公営住宅等）の整備に関する事業 (宮古市等の計 101 地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし² (宮古市等の計 105 件) ・都市計画法の事業認可みなし (大船渡市等の計 6 件)
宮城県	○計 14 市町 (仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町)	計 480 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (石巻市等の計 32 地区) ・集団移転促進事業 (仙台市等の計 191 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (石巻市等の計 67 地区) ・土地改良事業 (南三陸町等の計 2 地区) ・津波防護施設の整備に関する事業 (山元町の 1 地区) ・その他施設（例：災害公営住宅等）の整備に関する事業 (仙台市等の計 187 地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし² (仙台市等の計 459 件) ・都市計画法の開発許可みなし (石巻市等の計 185 件) ・都市計画法の建築許可みなし (仙台市の計 4 件) ・自然公園法の建築許可等みなし (石巻市等の計 38 件)
福島県	○計 13 市町村 (いわき市、相馬市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯舘村)	計 301 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (いわき市等の計 7 地区) ・集団移転促進事業 (いわき市等の計 42 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (いわき市等の計 87 地区) ・小規模団地住宅施設整備事業 (いわき市の計 3 地区) ・土地改良事業 (相馬市等の計 14 地区) ・造成宅地滑動崩落対策事業 (楢葉町の 1 地区) ・その他施設（例：災害公営住宅等）の整備に関する事業 (いわき市等の計 147 地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし² (いわき市等の計 279 件) ・都市計画法の開発許可みなし (いわき市等の計 25 件) ・森林法の許可みなし (飯舘村等の計 2 件) ・都市計画法の事業認可みなし (浪江町の 1 件)

* 1 個別の事業による地区数

* 2 東日本大震災復興特別区域法第 49 条第 1 項による同意数を含む。

* 3 自治体ホームページ公表資料を基に復興庁作成（令和 7 年 9 月末時点）